

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について〔教育委員会所管分〕

説 明：太田教育総務課長 ～別紙（1番教育総務費及び6番教育諸費用関係について）

質 疑

○河村委員

それでは、183ページの教育費の下段、光地域英語教育研究事業のところで、室積小中に光高校という話であったんですが、光高校へのその交付金というのは幾らじゃったんでしょうか。

○和田学校教育課長

この光地域英語教育研究事業につきましては、文部科学省から山口県が委託されたものでございます。

山口県教育庁教育委員会と光高等学校、そして光市教育委員会、三者に委託金として支払われておりますので、光市としましては、室積小中学校に係る委託金として明記されているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

光高校は、ほかの分のということで、光市からのお金としては、室積小中だったということでもいいですね。はい。

それから、その下の予備費からの流用の51万7,000円なんですが、上段の修繕料のところを見ても、32万4,000円ですが、どこにどういうふうに割り振ってあるんですかね。

○太田教育総務課長

このエアコンにつきましては、修繕料ではなく、教育庁舎管理事業の一番下でございます施設用備品購入費として購入しております。

以上でございます。

○河村委員

備品を購入して工事代金は別についていないということによろしいんですね。

○太田教育総務課長

備品購入で、設置に係る経費につきましても、全て購入費の中に入っております。

○河村委員

それから、9月にもお話をしましたが、私学振興の対策補助金で、利子補給とか預託金という話は理解できるんですが、その補助金の中身というのは、どうだったですかね。もう一回ちょっと教えてもらっていいですか。

○太田教育総務課長

私学振興対策費補助金につきましては、28年度については、324万補助しております。その内容といたしましては、備品等の折り畳み椅子の購入だったり、奨学費、あるいは職員の研修費、校務用パソコンに要した経費でございます。

○河村委員

どういう目的というとおかしいんですが、折り畳み椅子とか、本来学校が用意すべき備品のような気がするんですが、何か支払い基準みたいなものがありますでしょうか。

○太田教育総務課長

備品等に関しまして、どういったものに補助するといったものは明確にはございませんが、いずれにしろ私学の補助につきましては、安定的な経営に資するために補助しておりますので、申請があった場合には、そのあたりの内容等精査した上で補助金の施行をしております。

以上でございます。

○河村委員

安定的な経営を補助すると言われたんですが、通常の国や県からの支援で安定的な経営ができるような金額じゃないんですか。

○太田教育総務課長

聖光高等学校の経営状況ですけれども、以前の決算等で見ますと、聖光高等学校は、国、県の補助等も受け、生徒の納付金を含めて安定的な経営はされているものと解しております。

○河村委員

安定的な経営をしよるのに、まだその補助が要するというのがちょっと理解に苦しむんですが、この間も700人の生徒がいるという話がありましたが、そのうち、光市在住の生徒がどのくらいいて、要は基準的には、何か根拠みたいなものがあるとお金が出ていくとこういう話なら理解がしやすいんですが、学校のその生徒のあり方の問題を含めて、なかなか最近では素行の悪い生徒を入れるということはできません。そういった中で、基準めいたものがしっかり必要なんだろうと思うんですが、そのあたりはどんなですかね。

○蔵下教育部長

これは、私立学校法第59条ですけれども、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し私立学校教育に関し必要な助成をすることができるということが法律で明記をされております。そういったことの中で、現状、私立高等学校につきましては、学納金と補助金等を主体に自主的に管理運営をされている状況がございます。

もちろん私立高等学校につきましては、所轄庁は都道府県でありますので、都道府県の責務において実施をされるということが基本であるということは当然認識しておりますが、その中で、まだまだ国、県に対して財源が十分ではなく、さらに支援の拡充が必要だということもありますので、本市においても、自主・自立性を尊重しながら、聖光高等学校の教育環境の維持向上を図るために、適正な支援を実施しているということでございます。

○河村委員

お金は、何ぼあっても邪魔にならんから、多いけりゃ多いほどええちゅうのは当たり前のことですよね。それで例えば決算書でも見せてね、こういう状況なんだと。だからこのことについては支援が要るというような、明確なその資料の提出ちゅうのは必要なんじゃないんですかね。

ただ単に何にもない状況の中で、いや、324万円ですとこういう話じゃなくて、ずっと過去からつながってきた話の金額の中で、きちんとした明文化は必要なんだろうと思うんですよ。あれだけのその大きな建物を建てられたわけですから、もうずっと未来永劫にわたってやっていただくということが、もう前提になるわけですね。

昔は、議会からも理事の中でこう入ったりして、経営をこうつぶさに見たというようなことがあったわけですが、現行はそんなこともありませんので、こういう補助金、当然決算書は求めておられるとは思いますが、資料として出していただきたいなど。どんなですかね。

○委員長

今、河村委員のほうから、資料の提出について御発言がございましたけれども、資料の提出につきましては、委員長預かりとさせていただきますので、これについては、私のほうで執行部のほうと調整させていただきたいというふうに考えております。

したがって、本委員会におきましては、お手元の資料をもとに審査を進めていくということで、御協力をいただけないかというふうに考えておりますが。

○河村委員

出そうという話ならそれでいいんですが、検討するということですから。それじゃ324万円、聖光高校ちゅうのは、全体で幾らそのお金が必要なんですか。そのうち国やら県から幾ら入って、あるいは生徒から幾らそのお金が入っているのか。

○太田教育総務課長

聖光の運営に係る経費ということでございます。聖光も整備事業を行っておりますので、その年度でかなりの上下がございますが、それを、そういったものを減じて、一般的な運営として考えれば、年間当たり4億から5億円で運営しているというふうに考えております。

ちなみに、国、県の補助金等のことを御質問にございましたが28年度で申しますと、2億円程度の補助金となっております。

以上でございます。

○河村委員

学校法人ちゅうても会社じゃから、4億から5億の中で運営するちゅうな……。

○蔵下教育部長

課長の補足をいたします。

平成27年度の収支決算で申しますと、聖光高等学校の全日制だけですけれども、これに必要な経費が大体6億8,000万円でございます。

そのうちの先ほども教育総務課長が申しましたとおり、今、建設等を行っていたということもありまして、かなりばらつきがあるのですけれども、平成27年度の収支決算で申しますと、県の補助金は、先ほど申しました約2億円でございます。

それから、先ほども申しました、学納金が主なものでございますので、学生の納付金が約2億3,000万円でございます。

○河村委員

資料をお持ちのようでございますから、できれば、こういう形でずっと補助金を続けていこうとこういう話なら、しっかり審査ができるような資料の提出をお願いしたらと思います。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。決算書の179ページの職員給与費等のところなんですけど、そのそれから1億5,000万円の頭のあれなんですけど、これの時間外勤務手当の34万2,831円、このところなんですけど、人数と残業時間をそれぞれ教えてもらいたいなと思ひまして、よろしくお願ひします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○太田教育総務課長

総務課とあわせて、学校教育課所管分でお答えをさせていただきます。

時間外手当の対象職員数は、9名でございます、時間外の総時間数は2,588時間となっております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。ありがとうございます。

○森重委員

1点だけ、お尋ねいたします。

決算ですから、各指標の結果を押さえてみたいと思いますけれども、決算書は183ページ、特別支援教育推進事業、また主要施策は188ページ等になりますけれども、光っ子サポーターによる指導支援人数と、光っ子のコーディネーター訪問回数、このあたりのことですが、決算参考資料の一番最後のこのK P Iの進捗状況についてというところでチェックをしておきたいと思います。

数値的にかなり努力をされておまして、サポーターも増やしておられる関係から大変重要な課題として取組んでおられます。今回実績値も非常に高い数値といたしますか、目標値に対して一生懸命頑張っておられますので、その取組み内容についてその成果等を、どういうふうな変化があり、どのような効果が得られているのかだけをお聞きをしたいと思います。

○和田学校教育課長

特別支援教育推進事業の成果ということですが、教育支援委員会を、光市で、年4回行っております。その4回の中で特別な配慮が必要な子供たちの在籍、転籍、また進学、このようなものを検討しております。年々増加傾向にあるこの特別の配慮が必要な児童生徒につきまして、一人一人の個に応じた支援ができるように、確実に教育支援会を開催できているという成果がまず1点ございます。

また、就学相談員謝金ということで、12回ということですが、これにつきましては、就学前の保育園、幼稚園の保護者との相談というのが主になっております。本市におきましては、連携協働教育ということで、幼保小中のつながりのある取組みを進めておりますけれども、その中の一つとして、保育園・幼稚園の保護者に対しても不安な思いを解決し、また安心して小学校に就学できるような支援を行っております。

これにつきましても、今、12回という中でも、実際、1日できる限りの保護者の対応をするということで、多くの保護者の方と、教育相談を行っております。市民のニーズに対応できるように、努めているということが一つ成果として考えられようかと思っております。

以上でございます。

○森重委員

光市におかれましては、このような配慮といたしますか、通常目に見えないところでは

けれども、しっかりとした加配とか配慮とか、その辺をしっかりされておりますので、早目の対応というところで、しっかり今後も取組んでいただきたいと思います。

施策目標、今回は、このまち・ひと・しごとも大きな決算の時点での検討といいますか、しっかり見ていくところの大きな視点でございますので、こういうところを年次年次、しっかり力を入れていただくことによって、特色あるやはり光市の教育、子育てと申しますか、そういう事前の配慮等が大きな力になっていくと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○河村委員

決算審査参考資料の9ページ、不用額で、教育費の中の複写機等使用料50万6,000円というのがあるのですが、何か特段のあれがあったんでしょうか。

○太田教育総務課長

申しわけございません。ページ数と、いま一度、どこの項目かの説明をお願いしたいと思います。

○河村委員

審査参考資料の9ページ、教育総務費の5段目、使用料及び賃借料、53万3,000円の中の複写機等使用料50万6,000円は、何か金額がえらい大きいんですが、特段の何か状況の変化等があったんでしょうか。

○太田教育総務課長

複写機等使用料でございます。実は、年度の途中で機器の更新をしております、その際に1万円当たりの単価がかなり下がっております。一例で申しますと、モノクロで1.5円だったのが、0.8円、カラーが13円であったのが、5円になったりしております。そういったものの累計としてここにあらわれてきた数字でございます。

以上です。

○河村委員

単価が下がったことはいいんですが、それまでの契約そのものが甘かったんじゃないかね。

○太田教育総務課長

長期継続契約をしておりますので、その前の契約のときには、そういった単価であったものが、このたびの契約の更新に際しましては、低い単価になったものと解しております。

以上でございます。

説明：太田教育総務課長 ～別紙（2番目の小学校費及び中学校費関係事業について）

質疑

○仲山委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

小学校費183ページ、小学校費、小学校管理事務費の臨時職員賃金について、先ほど内容についてはお伺いしました。予算で予定していた金額より決算が少ないものが多い中で、ここは予算よりもふえていると、100万そこそこですかね、ふえているということがあるんですけども、何か事情があったんだと思いますけど、そのあたりお伺いできますでしょうか。

○太田教育総務課長

臨時職員の賃金でございます。これにつきましては、平成28年4月の人事異動によりまして、小学校の正規学校用務員職員が、中学校のほうに異動となりました。このため、小学校に臨時職員を1名追加して配置いたしましたことから、決算額が予算額に比べて増額をしております。

なお、この臨時職員の配置につきましては、28年の6月議会において、補正予算として計上をいたしております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。用務員の関係だったんですね。わかりました。

もう一点だけお伺いします。予算のほうで、ストレスチェック面接指導謝金という項目が、同じく小学校費、小学校管理事務費及び中学校費の中学校管理事務費のほう、183ページ及び187ページのほうに当たると思うんですが、その管理事務費のほうにあったんですが、決算のほうに項目がないんですけど、これは実施がなかったということでしょうか。内容のほうと、なくなった事情についてお伺いしたいと思います。

○太田教育総務課長

教職員のストレスチェックにつきましては、当初予算におきまして、ストレスチェック委託料とストレスチェック面接指導謝金、これを小学校費、中学校費ともに計上いたしております。

このうち、ストレスチェックの面接指導謝金が、予算にあつて決算にないことに対するお尋ねでございますが、ストレスチェックを行った後に、教職員から申し出があった場合には面接指導を行うことになっておりますが、本年度は、この申し出がなかったことから実施しておらず、決算書に記載がないという状況でございます。

以上になります。

○仲山委員

ありがとうございました。先ほどお話があったストレスチェック委託料、共同利用のそのシステムで一応チェックはしてみても、その結果をもって御本人が望まれた場合に面接指導を行うというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○太田教育総務課長

委員御案内のとおりでございます。

○仲山委員

ちょっと心配なのが、チェックはしてみたものの、言い出すと何か問題になると困るということで、面接を申し出ないなんていうようなことがあると、それは残念なことです。その辺が受けやすいような状況であるといいなと思って聞きました。ありがとうございました。

○田邊委員

187ページの中学校費の職員給与等なんですけど、この中の項目に時間外はないんですけど、時間外がないという判断でよろしいのでしょうか。

○太田教育総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

はい、わかりました。

もう一点、お願いします。183ページの不用額なんですけど、一番下段の工事請負費551万2,000円、この不用額について工事費は、入札減とかそういった意味合いなんのでしょうか。ちょっと教えてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○太田教育総務課長

申しわけございません。もう一度、ページ数と項目をお願いしたいと思います。

○田邊委員

済みません。183ページの一番下の工事請負費の不用額の分です。

○太田教育総務課長

550万の不用額につきましては、学校施設等整備事業等に係る入札減でございます。以上でございます。

○田邊委員

理解できました。

○中本委員

それでは、決算書の185ページ、小学校の土地の借り上げ料でございますが、決算では、212万2,000円の借り上げ料を払っておりますが、27年度が247万円ということで、28年度が借り上げ料が下がっておりますが、3年間の見直しの時期なんでしょうか。

それからもう一つ、その査定する中身について、ちょっと教えてください。

○太田教育総務課長

土地借り上げ料の額が変わっていることの御質問でございます。

27年度と比べて28年度が変わっているということでございますが、土地の評価自体は、3年ごとに行っておりまして、それに基づいて借り上げ料は算定しております。

ちなみに、25年度から27年度、それと28年度から30年度というふうになっておりますので、27年度と28年度については、借り上げ料の算定が違ってきているということでございます。その方法につきましては、課税標準額等から借り上げ料を算定しております。以上でございます。

○中本委員

はい、了解をいたしました。3年間の見直しを含めて算定しているということであります。

ずっとこの土地借り上げ料は、教育だけじゃなくして、その違う所管でもあります。小学校、当然ある限りこの土地は必要な土地であろうというふうに思っておりますが、将来的には、ずっと永遠にその借り上げ料を払っていくということは、やむを得ないかなど。

ただ、どこかでけじめがつけられる時期があるのか。それともそのままやむを得んねと。査定してだんだん借り上げ料が下がっておりますが、持ち主も当然理解をさせていただいて契約だと思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問でございます。土地の評価自体は、光市においては、若干下に下がっておりますので、借り上げ料についても、御案内のとおり下がっております。

これにつきましては、毎年契約のときにそういった算定が下がった理由等については、御説明をさせていただいておりますので、そのあたりの御理解については、されているものと考えております。

以上でございます。

○中本委員

持ち主との御理解がいただいて契約がされているということがわかっております。今後のことにつきましては、しっかりと検討をしながら、持ち主と検討しながら、いい方向で解決できればなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それからもう一つ、奨学金についてであります。適切な制度として、経済的な理由

によって就学が困難な児童、またはあるいは生徒ということで支給される制度であります。ずっとこの成果の表の中に、196ページ、年次的にその人数、あるいは扶助額等が明記されておりますが、申請は、その区分に基づいて申請をされているわけですね。年々減っている減少は、生徒の減、児童数の減ということでよろしゅうございますか。

○太田教育総務課長

補助対象児童の減でございますが、年度ごとの児童生徒数を書いておりませんが、減少しているということを経みると、やはり児童生徒の減少によるものが一番大きいのではないかと考えております。

以上でございます。

○中本委員

支給区分で学用品、新入学は新入学であります。修学旅行も特定した生徒。それから給食費については、小学校1年から6年まで対象ということで非常に金額が大きい。28年度は約3,000万ですかね。3,000万に近い金額が給食費ということで、給食費が非常に負担が全体的に大きいというふうにこれで解釈できるかどうか。補助制度を利用しない方のそういう給食費の負担、あるいは未納給食等にいろいろ問題がありますが、今後の課題としては、この給食費等々いろんな問題を見直しをする必要があるかなというふうに思っておりますので、そのあたりは、よく分析しながら、またいろんな検討もお願いをしたいというふうに思います。

もちろん支給基準はあると思いますが、その支給基準に基づいての査定を当然やっておられるというふうに思いますが、県内市町そういう制度があります。基準に基づいて支出しておりますが、県内、あるいは他市と比べて、どんな状況なんでしょうか。ちょっと教えてください。

○太田教育総務課長

光市における県内の他市町との比較という御質問と理解いたしました。県内13市で申しますと、まだ28年度分が公表されておられませんので、27年度分の状況で言いますと、13市中、認定率に関しますと、上から3位という形になっております。

以上でございます。

○中本委員

わかりました。上位から3位ということでありますので、申請者に基づいて、適正な基準に基づいて支出するということではあります。査定がちょっと甘いかなというふうなことも考えられますが、ちゃんとした支給基準に基づいてやっておりますので、適正・的確な支給をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

先ほどの就学援助のところ、196ページだったのですが、今、生活保護費の3割増しというような格好で、所得は抑えたと思うんですが、例えば平成28年度の受給者の中で最高所得は幾らですか。扶養家族等によって大分差異はあろうかとは思いますが、最高所得。

○太田教育総務課長

事業者の中の最高所得ということでございます。今、手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんが、たしか500万程度であったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○河村委員

従前は、600万を超えてもそういう対象の方が、5割増しのときにはおられたということがありますので、多少は抑制がきいているんだと思います。扶養等については、厳格に審査をされていると思いますが、まさか源泉徴収票に載っていないような扶養親族がいるということはなかったでしょうね。

○太田教育総務課長

そういったケースはございません。

以上でございます。

○河村委員

それから、185ページと、中ほど、自動体外式除細動器（AED）のその話でございますが、本庁とか、そういう関係のところは3万1,104円だったと思うんですが、あとこの教育関係のいろんな施設については、金額がばらばらです。これは、小学校の中では29万5,000円ということですが、単価のほうは、どういう状況なんでしょうか。

それから、もう一個、中学校のほうは、189ページだったですか、上段から7行目ぐらいまで、13万4,460円、契約とその中身についてちょっと教えてもらったらと思います。

○太田教育総務課長

AEDのお尋ねでございます。

まず1点目の単価でございますけれども、小学校、中学校ともに、1校の年額で申しますと、おおむね2万6,900円程度でございます。

2点目が、契約の内容ということでございますが、小学校も中学校も長期継続契約をしております、26年の12月から31年の11月までということでございます。これにつきましては、電極パッドあるいはバッテリー等の交換部品等も含まれておる金額でございます。

以上です。

○河村委員

本庁の関係は3万1,104円、今これ小学校は2万6,900円、恐らく中学校もそうなのかもわかりませんが、何が違うんですかね。

それから、AEDというのは別に講習を受けんでも使えるようになっているんですが、行政のほうでもまさかのためにそういう取り扱いの講習会等をやっておられると思うんですが、点検業務というのはそういう中で年に何回か、もしもそういうバッテリーの管理状況とかそういうものを見るんじゃないかと、自分とこでもできそうな気がするんですがね。

この今の違いですね、金額の違いと、それから今のそういう維持管理について、人任せでええのかどうかという問題について、ちょっとお答えいただいていいですか。

○太田教育総務課長

まず、各部署あるいは所管によって金額が違うということでございます。これにつきましては、例えば年度の途中であれば、月数によって安くなったりするケースはあろうと思います。1年間12月で考えれば、その差異がどうであるかということにはなりませんけれども、これにつきましては入札にかかるものでございまして、他の所管等の差異についてまでは、申しわけございません、今、この場で私は把握をしておりません。

それと、2点目の点検等みずから行わないのかということに対するお答えでございますけれども、長期契約継続をするに当たりまして、契約書の中に点検及び整備、調整を行わなければならないということもありますし、消耗品等につきましても、バッテリーパッドは使用期限経過前に交換するものということでございます。これにつきましては、契約に基づいて落札した業者が行っているものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

入札は、これは入札監理のほうでやっているんですか、それとも教育委員会でやっているんです。

○太田教育総務課長

入札自体は入札監理課のほうでやっております。

○河村委員

とすると、入札をする中で、どういう時期、時期によるのか、契約時の。片や結構1台5,000円も違うんじゃないかと、結構違いますよ。入札監理課のほうへ今度聞いてみましようね、きょうあるんじゃないから。大体言わんとすることはわかりますが、研修会等をやる中で、そういったものも自前で自分らで管理簿をつくりながら点検をしていく、というのが本来の役所の仕事のような気がしますので、そのあたりは今後の検討課題にしてお

いてください。

以上です。

○太田教育総務課長

ただいま点検整備のことがございましたので、追加して説明させていただきますと、小中学校におきましては、避難訓練等も含めて、このAEDの取り扱いについてでも現にそういった機会を見てやっております。そのときに取り扱いのことも当然児童生徒に教えていくわけですけれども、AEDが正常に動作できるかどうかということについても、あわせもってやっております。

以上でございます。

○河村委員

いいです。

○田邊委員

決算書の185ページをお願いします。小学校整備事業、先ほど説明いただいた光井の小学校の屋上の工事を行ったということが説明にありましたけど、本年度行った小学校整備事業というのは、もうこれだけということなんでしょうか。

○太田教育総務課長

ここで記載しております小学校整備事業において行ったものについて説明をいたしますと、光井小学校及び周防小学校の防水工事に係る設計と工事でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。老朽化した小学校がかなりあると聞いておりますので、28年度はその2件をやったということはわかりました。

はい、わかりました、以上です。はい、ありがとうございます。

説 明：弘文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

ちょっと濟いませぬ。195ページの放課後児童クラブの事業なんですけど、それについて5,475万円という事業費なんですけど、これがマイナス430万円当初予算より減っているんですけど、その点のところを教えてもらうのと、その委託、放課後児童クラブ保育支援業務委託料、これを具体的に教えてもらうのと。

その下の施設用備品購入費、これがどんなものを具体的に買ったのかということをお願いします。

以上です。

○弘文化・社会教育課長

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、474万円の減額でございますが、こちらちょっといろいろなものを足したところで合算したものになりますけれども、まず臨時職員、臨時職員というか嘱託職員を1月から雇用になりました。その関係で臨時職員が1名減って、うちのほうここの放課後児童クラブ管理運営事業からは支出していないということの部分、1点でございます。

それから、それ以外の委託料等で放課後児童クラブの移送等も当初予算よりも見込みよりもやや少なくなっている等が上げられております。その他は、各消耗品等の合算というふうに御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

濟いませぬ、失礼しました。あと、それから放課後児童クラブ保育支援業務委託料についてでございますが、こちらは夏休み等の長期休業日の昼休み前後、こちらが手薄になるということから、子供たちの安全確保のために別個支援員を配置したものでございます。

それから、施設用備品の購入でございますが、サンホーム施設用備品の主なものにつきましては、児童の増加に対応するための机、椅子の購入費や下駄箱の購入あるいはDVD使用用のテレビを新規に購入したもので、それから遊具で1万円超すものがございましたので、そちらを購入したものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。28年度の決算という話なんですけど、29年度の補正で、この室積サンホームは理解できました、本当にありがとうございました。しかしながら、28年度の決算という話なので、政策の体系という点で、教育委員会の政策の体系の3番目、家庭・子育て応援体制の創造という、この部分的にあるところに、全体に教育委員会が行う（発言する者あり）はい、これですね。光市の政策工程表、これですね。これの大項目であるサンホーム、放課後児童クラブサンホームの充実ということであらうとは思っています。

といったところで、いわゆるそのページは、今のページは2ページです。続きまして、サンホームの充実度というところで、23ページを言いたいんですけど、ここに計画的に充実を図っている保育サービスの向上を図るという点で、職員がいわゆるそういう形で嘱託の方にかわったということで、400幾ら減ったということなんですけど、今後ともこういったことで大きい政策に入っているんで、やはり備品などの購入費に充てたらどうかという28年度の決算で、私はそう思いますので、またよろしくお願いします。

以上です。

○仲山委員

では、質問いたします。195ページ、青少年健全育成費の（発言する者あり）決算書のほうですね。青少年健全育成事務費のところにはオリエンテーリングパーマネントコースの管理委託料というのが上がっています。これ毎年ほぼ大手が全く同じ金額で上がっているんですけども、どんなような管理のために要した費用なんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

オリエンテーリングのパーマネントコースの管理委託料の件でございますが、現在市内にあるコースといたしまして、公認コースが2つ、それから周防の森ロッジのコースが1つと、計3個のコースがございます。この管理委託料につきましては、コース及び周辺の除草作業や道路整備、看板の整備、清掃あるいはこれに使用しますマップの整備を行っているもので、マップは随時でございますが、例年1回程度実施しておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

確認ですけども、いわゆるステンレスでできた三角柱みたいなやつ、こうなったやつですね。あれがある位置が見やすいように除草したりとかいうことですか。

あと、あれがちょっと前の記憶かもしれないですけども、ちょっと目立たなくという色が赤っぽい色で確か斜めにこうなった分ですけど、毎年きれいにしているわけではないんですね。結構薄れてきているのもあったように思うんですけども。

○弘文化・社会教育課長

本市の看板につきましては、ちょっと他市と異なりまして、ステンレスを使用してやっております。清掃等は行うんですが、やっぱり若干色落ち等も出てくるかと思えます。そういったことも含めて、今後OLのほうには内容整備の際にさせていただくように、必要があるかなというふうに思います。

以上でございます。

○仲山委員

オリエンテーリングというスポーツ自体は大変光の町にとって向いているというか自然の中を走ってポイントを回ってくるといったようなスポーツだと思います。走らなければウォーキング兼ねてということになるんでしょうけれども、実際にスポーツとしてやるとか、もしくは何か行事としてとか、利用状況はどのように何か把握してらっしゃいますでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

大きい大会はOLのほうからも報告ございますが、それ以外の小さい部分については特に報告等はいただいております。

以上でございます。

○仲山委員

大きい大会というのが、毎年何か行われているんですかね。

○弘文化・社会教育課長

今年度、29年度なのでちょっと違うんですが、今年度は県の大会がありましたが、そういったものしか報告等は上がってきておりません。

以上でございます。

○仲山委員

そこそこ毎年、金額をかけて管理してらっしゃるので、活用度上げるなり、そういうことがあったほうが良いような金額ですよ。

草刈りに主にかかっているというふうに考えても良いような金額だと思うんですけど、ちょっと里親制度じゃないですけど、そういったような仕組みもちょっと検討するなり、何か考えて、本当にいる金額を本当にいるところにちゃんと使うような形に今なっているようにはちょっと感じられませんので、そのあたり御検討お願いしたいと思います。

続いていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）同じく青少年健全育成費の同じく健全育成事業の成人の集いのところなんですけれども、28年度は啓発用ののぼりを製作したり、記念品作成等、結果として光市が自慢できるような成人の集いになっていると思うんですけれども。予算ではDVD制作の費用としてとってあったお金が多分記念品の製作委託のほうに充てられたのではないかと思うんですけれども、そのあたりは、そう理解してよろしいでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

成人の集いにつきましては、例年8月ごろから企画実行委員会を立ち上げまして、協議を重ねて集いの内容を決定する中で記念品も決定をしておるところでございます。その決定の中で、平成28年度におきましては、ボールペンを600本製作し配布したところでございます。

ということで、DVD制作委託料がこれにかわったというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ボールペンですね。ネームというか記念のあれが入った600本ですか、ちょっと計算すぐにできないんであれですけど。できるだけ、いい、記念に残るものに使われるようにということで、そっちに変わったんだと思いますが。何かちょっと600本にしては結構根が張りましたねという感はありますが、多分成人の方々はいい思い出になったと思います。ことしもあることですのであれですが、この件はいい

です。これで結構です、ありがとうございます。

あと、先ほどちょっと僕、早口だったために聞き漏らしちゃったようなところもあるので、ちょっと確認したいんですけども、青少年健全育成費の同じく健全育成事業の中の青少年健全育成市民会議補助金というのが130万円充てられております。これどんな人に使われた、幾ら使われたというのは、内容お伺いしてもよろしいでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

青少年健全育成の市民会議への常勤の人ということでございます。主な支出といたしましては、2月に行われました健全育成推進大会、こちらのほうに約44万円、各地区の挨拶運動の啓発や子ども見守り事業、こちらのほうに約50万円、それから青い羽根キャンペーンの啓発グッズ作成に17万円、それから市長と語ろう青少年の集いへ9万円などの事業に充てております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。明細了解いたしました。

以上です。

○田邊委員

先ほどのもう一度光市の政策工程表をお願いします。これの27ページをごらんください。27ページの子どもの校外活動や地域活動、社会参加機会の充実ということで、中学生リーダー、ジュニアリーダーの会員数を平成28年度までに250名とすると書いておられますが、こうやって年度別に会員数のずっと書いてありますけど、平成28年度は180人と一番少ないんですけど、予算的には60万5,000円が予算であって、決算で48万2,000円ということになっておりますが、その辺のところの説明をちょっと、何で少なくなったんでしょうか、これはですね。250人を目標としているということを書いてある、180人と。平成28年度は極端に少ないなとは思ったんですけど、その辺のところをお願いします。

○弘文化・社会教育課長

中学生リーダーの登録者数という件かというふうに思います。会員数自体につきましては、各中学校に募集をかけた上で各中学校のほうから申し込んでいただくという形をとっておりますことから、昨年度、平成28年度につきましては180名程度におさまってきたというところでございます。

しかしながら、今むしろ、この28年度ぐらいから若干内容についても事務局のほうでも考えを持っておりまして、250人の会員数に比較して、参加率が非常に低いという状況が続いておりました。そういったところから、今年、去年につきましては180名程度なんですけど、参加率自体については大幅に上昇しているというのが、やっぱり参加される方はほぼ毎年同じような状況ということになっておりますので、むしろ、この目標数

値、目標の立て方についても、事務局としても何らかの見直し等も必要なのかなということも今考えているとこでございます。

以上でございます。

○田邊委員

その辺のところはよく理解できました。はい、わかりました。今後ともよろしく願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

2点、ちょっとお尋ねをいたします。

まず、決算書195ページの放課後児童クラブ管理運営事業はちょっと5,500万円、これをちょっと触れさせていただきます。

この事業の主要施策の205ページ、サンホームですけども、ここに実態が示されていますように、各サンホームの場所によっては、いろいろ定員オーバー云々のところもありますけども、計ではおさまっておりますけども、この実態の取り組みもちょっとお聞きしたいんですけども、それと28年度4月からは5年生までの受け入れ対象として、年次的に6年生まで受け入れが上がってまいりますので、そのあたりも踏まえまして、この児童クラブの状況、オーバーの対象策、云々等についても、ちょっと取り組み、28年の取り組みをお伺いしたいのが一点です。

それと、1個ずつ言いましょうかね、3つありますから。

それともう一つは、決算審査参考資料の3ページ、3ページの科目別収入未済額のところの分担金及び負担金、社会教育費の負担金39万2,000円、これは収入未済額ですけども、これちょっと単価は安いものと思うんですけども、これがちょっとどのぐらい、どういうやっぱり未納の状態なのかをちょっとお聞きしたいと思います。何人分とか、それとも何か月分とかでそういう数字が上がっているのか、お支払いができない状況をちょっと詳しく見てみたいと思います。

それと、放課後児童支援員さん、先ほどからございました、これはシルバーさんかと思うんですけども、認定資格等の取り組みも行っておられますので、そのあたりもちょっと28年度の決算の取り組みをちょっとお聞かせいただければと思います。

○弘文化・社会教育課長

サンホーム全般にわたりましてのことについてお答えをさせていただきます。

まず、委員さんおっしゃられるとおり、放課後児童クラブ、205ページのところにありますとおり、今状況といたしましては、定員は一応上回っている施設が何か所かあるという事実はございます。

ただ、この登録全体が来られるということではなくて、登録はしておられるけども来られない方がかなり多いということで、平均しますと7割か8割程度しかおみえになら

ないという実態もございます。という中で今、この状況がクリアできているという状況でございます。

一部サンホームにつきましては、補正によって来年度からの見直しというのも考えておるところでございますが、今後このところについては、受け入れ体制というのとはとるべき必要があるところではないかというふうに思っておりますが、当面増設等というのは、ほかのところでは今のところは必要、まだ大丈夫なのかなというふうな認識でございます。

それから、2点目の未済額の内訳でございますが、ちょっと詳細の部分の資料を今持ち合わせておりません。けども、基本的に過去から入所しておられる児童の未済部分ということになっておりますので、既にサンホームもかわりがない、あるいはもう卒業して社会人になっておられるような方も含めての数字で今未済になっているという状況でございます。

年に数回こういった未済のところについては、収納等も業務を行ってはおるところでございます。一部ではございますが、収入はいただいているというところがございますので、こちらのところについては、引き続き皆様方の御負担のほうを、保護者の負担のほうをしていただきながら、この未済をなくしていくということに努めてまいりたいと考えております。

それから、支援員さんの状況でございますが、今、毎年全体で47名の支援員をほぼ抱えておるところでございますが、支援員資格、毎年10名程度ずつ研修等に行っていただいております関係で、28年度末までで、ほぼ半分強支援員資格をとっていただいたところでございます。当然今年度、それから来年度にもこういった資格、取得については研修等も行っていまいりますことから、今年度、来年度に向けて、所属している支援員については、支援員資格のほうは取得できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。サンホームの件は、7、8割方が使用されるということで何とかおさまっているという実態は了解いたしましたけども、子ども・子育て支援法が始まりました、4年生までだったのが随時5年、6年まで上げていくということで、5年生、6年生の実際の使用というのは、人数的にどんなですか、実態は。

○弘文化・社会教育課長

主要施策の成果にありますとおり、5年生につきまして、初年度、こちらにありますとおり13名という入所でございます。これ29年度になるんですが、6年生が今年度から入りましたが、やはりこれよりさらに人数が減っているという状況ではございます。

以上でございます。

○森重委員

やはり上学年というか、上の年代になると個人的にお友達と遊んだりという、そうい

うふうな状態になるのかなというふうな気もいたしますけども、わかりました。

それと、先ほどのこのちょっと未済の件ですけど、これちょっと社会人になっている方も、ずっと引き続きの金額というふうに言われましたけど、この扱いはじゃ、永遠に、だって収入済み以降1万円ほど途中で入っていますけど、あんまりこれを回収するというのもなかなか難しいけども、これはずっと永遠にこの状態で回収されるまで置くということになるのかな。

○弘文化・社会教育課長

こちらにつきましては、市の収納事務の関係の協議の中に、我々も加わっております。その中で、こちらの対応について今、協議検討しているところでございますので、今現在はこういう状況というふうに理解いただければと思います。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。ちょっとあれですね、欠損金と云々で今後どういうふうになるのかわかりませんが。

大体これ、お一人、おやつ含めてどのぐらいの金額ですか、参考までに済ませません。

○弘文化・社会教育課長

おやつ代については、ちょっとこれは別枠なんですけれども、一応3,000円の保育料、それから延長保育については100円ほどということできせていただいております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。このあたりもちょっときちんと、対処のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、支援員さん、これはやはり認定資格をちゃんときちっと取られて、子供に対していろんなことを学びながら質の向上を目指してこういう役割をされるということで、これもすばらしいことだなというふうに思ひますので、しっかりまた地域のコミュニティスクール云々等の中でもやはり、こういう方がやはりどんどん巣立っていくということは望ましいことですので、ぜひこれは頑張っていたきたいというふうに思ひます。

○河村委員

193ページ、中ほどの社会教育推進事業の中で、市民憲章推進協議会補助金39万6,000円、光市連合婦人会補助金25万円、ちょっと中身についてお答えいただけますか。

○弘文化・社会教育課長

光市民憲章推進協議会につきましては、市民憲章推進太鼓として位置づけております。ひかり太鼓保存会に対しまして、事業費補助として18万円、実践指定校2校毎年指定し

ておりますので、それに対しまして助成金を各9万円、これが主な支出でございます。
以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。連合婦人会のほうにつきましては、県や近隣市町等で行われます研修への参加費あるいは単位婦人会の事業への助成等の事業費が17万円、それから各会議へ参加する際の旅費あるいは会議費等の事務費が7万円、これが主な支出でございます。
以上でございます。

○河村委員

市民憲章は太鼓保存会に18万円、小学校、中学校へ9万円というのは、指定校で順番に回すやつで9万円ずつ補助をしていくというやつだったですね。太鼓保存会18万円というのは何に使われるんですか。

○弘文化・社会教育課長

これは主に太鼓を実施するに当たっての太鼓の修繕でありますとか、それから移動のときのいろんな経費とか、そういうふうに伺っております。
以上でございます。

○河村委員

何か太鼓を新しくするというと変な話ですが、大変重たい太鼓なんで、薄い太鼓というんですか軽い太鼓をね、購入するというので、幾つか確かどっかの補助金をもらって買ったと思うんですが、何かそういうふうな要請とか、こんなかで対応するか何かそういうことはあるんですか。

○弘文化・社会教育課長

太鼓の購入に当たりましては、かなり高価なものになりますので、保存会自体で買われるというケースは、ここ最近は何っておりません。最後に購入したのが市で、寄付いただいて買っていた太鼓が最後ではないかなというふうに思っております。
以上でございます。

○河村委員

それから、連合婦人会ですが、ちょっと中身がよくつかめなかったんですが、領収があるものがどのくらいあるんです。

○弘文化・社会教育課長

こちらにつきましては、我々が監査なり役員としては入っておりません。監査報告で、きちんと処理してあるという報告は受けておりますけれども、実際にそののちについて、中に入ってということはしておりませんので、その確認はできておりません。
以上でございます。

○河村委員

従前、市内全域に婦人会があったときと比べると、地域的な偏りももう出ておりますし、従前の動員といったケースも大変少なくなっているように聞いておりますが。年々補助金を減らしていこうとかという話じゃなくて、必要なものは出さないといけんと思うんですが、中身の精査というのは誰がするのか。もうずっと出ちよるから、今回は1割カットしました、2割カットしましたという話じゃないと思うんです。やはり、予算の申請を受けたりするときにも、決算書だけじゃなくて領収証等の提示もきちっと受けて、中身の精査をしていただきたいと思います。

それから、さっきありました159ページの上段、オリエンテーリングパーマネントコースの管理委託ですが、これ、オリエンテーリングクラブに対する補助金なんじゃないんかね。除草とか看板とかマップとかと言って、そねえについて出んにゃいけんようなお金ちゅうのはあんまりない。通常地域で草刈りなんかやっても補助金なんか出りゃしませんよ。この中身の、要は決算内容あるいは領収等があるのかどうか、教えてもらっていいですか。

○弘文化・社会教育課長

OL、オリエンテーリングに対する補助金ではない、これは委託料でございますが、オリエンテーリング自体が、そのコースがあって、それに基づいておのおのでやっておられるというスタイルの競技というふうに認識しております。そういったことから、平素から除草とか、それから看板の整理、マップの整理、そういったものが必要かというふうに考えるところで委託しているというふうな認識でございます。ですから、OLの補助金という位置づけで出しておるという認識ではございません。

以上でございます。

○河村委員

何か答弁が足らんとするんじゃけど、ちょっと公認コース2つあると言われたんですが、どことどこのことですか。

○弘文化・社会教育課長

公認の1つが峨嵋山、峨嵋山のコース約10km、それからもう1つが市民の森、これも約10kmということになっております。

以上でございます。

○河村委員

昔、光井にもパーマネントコースというのがあったんですけど、特段管理をせんにゃいけんようなところでもなかったんですよ。通常地域の中での除草等が実施されるようなところでもありましたので、ようわからんのですが、中身について領収証があるのか、単なる補助金なのか、今除草、それからステンレスの看板、マップとかと言いましたが、看板とかマップとかちゅうのはやるときしか使やせんといね。そうすると、あと

は除草だけということになるわけですよ。

峨眉山のコースがちょっと中身がよく理解できませんが、そねえに除草せんにゃいけんようなところがあるとも思えんのですけども、今の領収等についてどういう状況か教えてもらっていいですか。

○弘文化・社会教育課長

先ほど申しましたとおり、補助金ではございません。委託料という形でございますので、今他のところもそうなんですが、委託料について領収とかそういったものの提出は求めておりません。ですので、こちらについても同様に取り扱いをさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

いや、じゃ、誰に委託をしちよるんですか。

○弘文化・社会教育課長

光OLクラブでございます。

以上でございます。

○河村委員

だから、光OLクラブに委託をして、じゃあそのところで実態として、何を草刈りをどういうふうにしたとか、何の仕事をしてきたという、それは、誰が、どねえやって確認しよるんかね。

○弘文化・社会教育課長

御承知のとおり、市民の森にしましても、峨眉山コースにしましても、かなり山の深い部分に立っておるといのは御承知かと思えます。本来、整備が1回でいいのかどうかというところはあるかとは思いますが、今やっぱり山の中に人が入らないとか、除草が行き届いていないというところが大変多いかと思えます。その回数的なものについては、ちょっと少ないのかなというところは、感覚は持っておるのですけれども、除草等、道路整備等というものは、本当は常にやっておく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

僕は毎月峨眉山上がりよるけど、そんな状況はありません。で、まさしく今の話から言うたら、このOLクラブに対する補助金じゃないですか。中身、実態が、じゃあ自分らで何日作業へ出て行ったという、例えば日記をつけちよるとか、何か根拠がなかったらそれ委託料という名前だけで、実際は、下手すりゃそれ上げちよるだけのお金になっ

ちよりゃせんかね。管理委託というのは、単に何か大会があるときに、それじゃあ今年度は県の大会があるとかということ、去年は何かあったの。

○弘文化・社会教育課長

大きな大会があったとは聞いておりません。

○河村委員

そうすると、何もせんけど、じゃあその、例えば年に1回、歩いてきれいになっちよるねというのを確認するだけでお金がもらえるということになるの、じゃあないかね。

○弘文化・社会教育課長

先ほども申し上げたかと思うんですが、オリエンテーリングという競技自体が、大会とかそういったものよりむしろ個人の方が各々で立っているマークというか、看板とかをチェックしていくという種のもので、むしろ常にそういった草とか、倒木とかがないような状態にしておくべきところではないかなというふうな認識でございますので、そここのところはO.Lクラブのほうにも、きちんとそういう状態を保っていただくということは、求めていく必要があるかなというふうには思います。

以上でございます。

○河村委員

要するに活動の根拠、例えば日報を書くとか、そういうものが求められちよると思います。今の状況でいえば、単にお金渡しよるだけとしか思えませんが、そのあたりのところについては、よく御吟味をいただけたらと思います。

それから、中ほどの青少年健全育成市民会議の中で、見守り活動に50万円という話がありました、これは何じゃったですか。

○弘文化・社会教育課長

見守り活動につきましては、各地区の見守り活動にさせていただいているところに対しての助成ということになっております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、地域に分けて分配をしよるということですか。もしも分配なら、ちょっとその金額を、中身を具体的にもうちょっと教えてください。

○弘文化・社会教育課長

まず地区会議費ということで、各地区に――各地区全てお答えしたほうがよろしいでしょうか。

○河村委員

はい、地区会議には地区会議でお金持ちよるよ。ちょっとひっかかっちょったのは、防犯ブザーがどこに入ちよるかなというのがあったんで、今のこの見守り活動の中で恐らく入ってるような気がしたので、ちょっとお尋ねをしてるんですが、地区会議、市民会議というのは、それぞれ各戸から300円集めて、その活動資金、それから市からの助成を受けてやりよるわけですから、ちょっとその中身、純然たるこの50万円の中身についてお尋ねをしようです。もしも、浅江が何ぼ、光井が何ぼて出せるもんなら、それは出してもろうたら。

○弘文化・社会教育課長

失礼いたしました。事業費として、子供養育活動ということで、今委員さんがおっしゃられたとおり、防犯ブザーの購入とかそういったものに充てております。

以上でございます。

○河村委員

防犯ブザーをこの中に入れんにゃいけんのかというのがずっとひっかかっちょったんですが、直接1年生、新入学児童に対して防犯ブザーを配付することで何か問題があるの、ええんじゃないんか。わざわざ市民会議を通して配付をせんにゃいけんのかどうかというその話をちょっと聞かしてください。

○弘文化・社会教育課長

直接渡すことがどうかということについては、ちょっとこの場では、いい、悪いという判断はちょっと出しかねるところでございますが、当初の起こり、防犯ブザーを配るということに至ったところが、青少年の健全育成の中の事業として取り組もうということが、もともとのスタンスかというふうに思っておりますので、そこを今後直接ということについて、いかどうかということは、ちょっとまた協議をしていくことかなというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

市民会議の本質の問題なのいね。今、社協に300円集めます。市民会議に300円集めません。赤い羽根に500円集めます。いろんなお金を集めて、やるときには当初結構燃えて、いろんな事業をやってきたわけですが、もうずっとマンネリ化する、あるいは事業がなくなっていく。その中でお金が残ったけえ、ほんならこういう使い方をしようとか、どうも今あり方そのものがすごい変わってきてるんです。

もう一回ちょっと原点に戻ってどうせんにゃいけんのか、こういうやり方が正規というふうなことがきちっとあるはずで、この防犯ブザーなんかというのは、まさしく市からの子供に対する助成ということで特段問題ないと、こう私は思ってますので、もう一度その組織の再点検を含めてちょっと議論、もうちょっと詰めてもええんじゃないけど、有

能な人じゃからこのくらいにしちよきますけど。

それから、さっきAEDでちょっと話をしましたけど、周防の森ロッジは、普通の本庁と一緒に3万1,100円、で、このあたりのところもよう予算のときに言うたんじゃけえ、あれから半年以上経っちょんじゃから、よろしくお願いします。

○田邊委員

社会教育費の管轄の時間外等について教えてください。人員と時間数です。

○弘文化・社会教育課長

文化・社会教育課でございますが、時間外手当の対象職員数が8名で、時間外の総時間数は1,960時間でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。ありがとうございます。

○河村委員

ごめんなさい。決算審査参考資料の3ページ、先ほどの、放課後児童クラブのお金のところの、要は未収額ですが、おやつ代は別と、こうやって言われたんですが、おやつ代はおやつ代で、例えば1カ月まとめて清算というか、決算書のような報告書を出しておられると思うんですが、給食費が全然、ほとんど未納がなくて、すごい状況になったなど、こう思っておったんですが、要はこの未収額のうち、過年度分といいますか、1年以上を超えた分の金額がどねいなですか。

○弘文化・社会教育課長

未収額につきましては、全て過年度分でございます。

以上でございます。

○河村委員

ごめんなさい、言い方が悪かった。要は27年度までの未収は幾らじゃったです。

○弘文化・社会教育課長

34万4,000円でございます。

○河村委員

昔の給食費というのは、確か5年で落とすことができなかつたように思ったんですが、これも5年経っても落とせんよね。

○弘文化・社会教育課長

今現在ではそういう制度にはなっておりません。
以上でございます。

○河村委員

新しい人が4万円ということですから、早く徴収をお願いをしたいのと、先ほどの話でいけば、当初入った人はもうずっと最後まで払えないという状況が生じているということですから、給食費も99.8%も入るなんていうのは考えられんと思いましたが、何か徴収方法のやり方によってあるんじゃないんですか、これ。収納ふやす方法。

○弘文化・社会教育課長

いろんなそういった収納の方法については、ちょっとまた考えていきたいと思います。

○河村委員

決算じゃけえね、要望でやろうと思うたら、決算じゃけえ、要望もくそもないという話なんで、きちっと整理をしていただいたらと思います。
以上です。

説 明：弘文化・社会教育課長兼人権教育課長 ～別紙

説 明：礪山図書館長 ～別紙

質 疑：

○仲山委員

図書館のほうのことで、2点ばかり聞きたいと思います。図書館管理事業費、ちょっと僕、このインターネットだとか、こういう電子関係のほうの項目とそれが何をやっているのか、ちょっとよくわかってないともありまして、決算資料の201ページ、図書館管理事業、下の下段のほうです、そこに当たるんですが、予算のほうで市民インターネット維持サービス委託料というのが上げてあったんですが、それなりに役割があったと思うんですが、いらなくなったのか、決算のほうに入っていません。その機能とそれがどうなったのかという事情あたりお伺いできればと思います。

○礪山図書館長

市民用のインターネットの維持サービス委託料ということで算取りをしておりましたが、27年度までは、ソフトウェアの保守について年間の委託をしておりました。28年度は、不具合が発生した場合の個別のスポット保守を行うこととしたもので、28年度は、不具合は発生しておりませんで、支出はなかったということで、この決算書には上がっておりません。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。つまり、その機能はずっと使われていたけれども、不具合が発生しなかったという理解でよろしいですか。

○樋山図書館長

仰せのとおりでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。市民用のそのインターネットのサービスが、その次のページ、203ページのほうのクラウド型図書館システムというのに拡充された年ではあるんですけども、これ、いわゆるカーリルタッチだとか、ああいったようなシステムの費用と思うのですけれども、そうですね。

○樋山図書館長

クラウド型のシステムに伴う委託料でございます。今、おっしゃられたサービスの内容は、カーリルタッチとか、予約のシステムが入っている機能でございます。

○仲山委員

これ、大変便利なシステムのようなのですけれども、導入後、このクラウド型の、そのカーリルタッチだとか、これを利用した方の数とかいうのは、何か把握されているとか、利用度あるいはそれが結果として図書館のほうで借りる本がふえたとか、何か変化に影響したというような実感はありますか。

○樋山図書館長

新しくクラウド型の図書館システムを導入したその効果というお尋ねだろうと理解しております。

主要施策の233ページの（ウ）に、予約の受付業務という表を掲載しております。それについて、増加をしているということが、まず結果として表れておまして、その原因として、システムによって館内の検索システム、またレシートプリンターといいますか、より気軽に早く予約ができるようになって、その数が増加したと、それが導入の効果であると考えております。

また、インターネットを経由して図書検索システムということで、書誌情報に表紙の写真であるとか、資料の内容が詳細になったということで利用が増加しているというふうに考えておまして、その効果であるのではないかと考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。本当に大変便利なシステムなんですけど、なかなか僕のまわりで話を聞いてもあんまり知らない人が多くて、ぜひとも活用度が上がってほしいなと思っている次第です。

あともう一点、人権教育推進事業、203ページお願いしたいと思います。人権教育推進事業の中の講師謝金のことについて、先ほど、ここの講師謝金は学校での講演というか講座というか、そういうのの講師の費用だというふうにお伺いしました。

予算のほうでは43万余り上がっておりまして、それが11万7,000円、かなり低額で収まっているんですけども、そのあたりの何か事情を伺えればと思いますが。

○弘文化・社会教育課長

予算額に対して、支出が11万7,000円に収まったという件につきましては、幼稚園、小学校、中学校の講演会時の指導助言を行う講師等につきまして、人権教育課の職員や県の人権教育課、人権対策室の職員等謝金が不要、または謝金が安価な講師に依頼することができたことによるものでございます。

あわせて、企業向けの人権教育につきましては、本課の職員を派遣し、研修を行う場合が多く、予算に執行にはつながっていないという状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。努力のほどはわかりました。質の高い講演、勉強会が行われていくために、庁内の方の質も多分努力をされていることだと思います。ありがとうございました。理解ができました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

1点ちょっとお聞きします。決算書は199ページのふるさと郷土館の管理運営事業でございます。このページとあわせまして、決算参考資料の11ページ、需要及び需要の状況のところ、中ほどにふるさと郷土館の修繕料というのが48万3,000円上がっております。これはちょっと急遽ということなんでしょうか。まず1点お尋ねをいたします。どういう状況であったかという。

○弘文化・社会教育課長

おっしゃられましたとおり、急遽起こった修繕でございます。

以上でございます。

○森重委員

何がどうじゃったんですか。

○弘文化・社会教育課長

修繕の急遽起こった内容につきましては、まず、本館入り口の横の椀木門が破損した

ことに伴い、こちらは緊急で修繕したところでございます。

その他の部分については、当初予算の100万円の中で収まっていったものでございます。

以上でございます。

○森重委員

施設の老朽化等今後、今1,600万円前後ぐらいで維持がなされておるんですけど、こういうやはり施設の老朽化に対して、今までどおりの予算編成で維持できるようなものであるかどうかというのは、一旦考えていかなければいけないと思うんですが……。

いろんなところを言いますけど、今度は同じ決算参考資料の16ページ、これ指定管理者制度の状況というところで、そうは言いますが3番目のふるさと郷土館、結構利用者数もふえておりまして、ちっちゃなギャラリーということで、市内外からもいろいろ施設を御利用なさる方もありますし、また、環境的にもあそこのイメージがとてもいいので、海商通りですね。何か今後、非常にこのあたりも魅力がある施設として、何らかの形でこれは手の入れようがあるのかなともいうふうなことも、こういうところから見てとれるわけですけども……。

そして、事務事業評価シート、ちょっとこれはまだ報告があとになっておりますので、内容には触れないかもしれませんが、今後のBということで、改善を行いながら、重点施策としても上がっております。ここの、今の、市民の文化活動の発展の場として役割を持つが、老朽化が進んでおることから適宜修繕を今後実施していきながら、今後の施設の維持の方向性として、どのような検討を今後されるかというふうなことも考えられると思いますけれど、今時点でどのような状況であるのか、施設そのもの、そのあたりをちょっとお尋ねしていいですか。

○弘文化・社会教育課長

委員さん御承知の、今おっしゃってましたとおり、かなり古い建物でございますので、老朽化はかなり進んでおるところでございます。そういったところを踏まえまして、毎年シロアリの駆除でありますとか、そういった処理もやっておりますし、先ほどの椀木門の修理につきましても、やはりシロアリ等によるものでございます。

内容については、今後もできるだけ利用を伸ばしていきたいというふうな思いでございます。年に1回は、ふるさと郷土館の運営委員会という形で地域の方と会合を持ちながら、内容をどういうふうにしていったら、なお一層有効に活用できるのかというふうな協議は続けておりまして、そういった御意見等も参考にしながら、平成30年度末をもってこの委託契約自体は終了するものでございますことから、30年度には内容等についても整理していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森重委員

30年度でその委託契約が終了するというのは、これどういうことなんでしょうか。ち

よっと詳しく。

○弘文化・社会教育課長

指定管理の制度が5年刻みでなりますことから、今度のが平成30年度で一応この契約が切れるということになる予定でございます。

以上でございます。

○森重委員

この施設につきましては、土地の借り上げです、先ほど、小学校の運動場での件もありますけども、やはり契約時の当初のいろいろ流れといいますか、成り立ちというものもあると思うんですけど、やはりこれも結構、年間230万近く、これは永遠にこの事業を続けていく限り続くという基本的な費用になりますので、今後これからこういう郷土館等を維持運営していく上で、やはり自立できるというか、補修費や修繕費が自前で出せるような、やはり収益というものも考えていかなければいけないということで、ここでは57万円ぐらいですか、使用料が入っておりますけども、ここはもっと今からしっかり使用料のアップと、また事業内容等が今後の、ちょっと決算にはあれかもしれませんけど、可能性があるところと思います。

しっかりここは、今後30年の指定管理の終了と同時に、新たな出発をしていただきたいというふうに思っております。そういうことで、老朽化がちょっと非常に気になる。

それと、済みませんが、本館のほうの経緯もあると思いますけども、それはここで聞いていいのですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

たびたびどうも済みません。201ページの図書館です。図書館の職員給与の時間外勤務の詳しく、先ほど時間と人員をよろしくお願いします。

それと、人権教育費の時間外は203ページです。お願いします。

○礪山図書館長

図書館の時間外手当の対象の職員数は3名でございます。総時間数は171時間でございます。

以上です。

○弘文化・社会教育課長

申しわけありません。人権教育課の職員は、文化・社会教育課と兼ねておりますので、文化・社会教育課の中に含まれておるといふふうに御理解いただければと思います。

○田邊委員

どうもありがとうございました。

○河村委員

それでは、ふるさと郷土館、先ほど運営委員会というような話がありましたが、この展示とか、行事とかというのは、運営委員会の中で決めよってんですか。

○弘文化・社会教育課長

運営協議会とまではまいりませんので、そういったところの意見を参考にしながら、館として展示等をしておるといふうに理解いただければと思います。

○河村委員

年に2回か3回か見に行くのいね、郷土館に。知り合いが展示会をやるんで、しょうがなしに行って名前書かんにゃいけんから、入館料も払うんで、それは悪いとは思わんのじゃけど、実際にふるさと郷土館そのものの展示品の入館をしたわけじゃないです。そのあたりのところどういふうにお考えなのか、ピンとこん。

通常、あそこ文化センターにいろんな展示会行きますけど、無料なんです。郷土館で、そんなあれじゃない、趣味の域を出んような展示品なんじゃけど、お金払わんにゃいけんという、どうもちょっと小骨が刺さったような状況で、いつも行ってから思うんですが、そのあたりのお話というのはいないですか、地域の中でも。みんながみんなお金を払って入っているようにも思えないところもあるんですが。

○弘文化・社会教育課長

今、委員さんおっしゃるとおり、ここで展示会をする際も入館とっておるといふのは、館のほうからも聞いております。それに対して、何かそういった御意見というのはい出ているのも承知しております。

内容について、館とか、それから財団とも詰めておりませんので、今時点でどういふうするといふお話はできませんけれども、あの郷土館自体が展示用に部屋を貸す際の施設使用料といふものをとってない状況が、文化センターと少し異なるところでございませす。

そういったところも整理する必要があるかと思ひますので、入館料と施設使用料のところもちょっと整合性とりながら、もう一回財団等とも協議をしてまいりたいといふうに思っております。

以上でございませす。

○河村委員

入館料をとるなといふうんじゃないけえね、勘違ひせんようにしてございませす。要するに、どっかで努力しろといふのは報われんにゃいけん話やから、それはそれで尊重しながら、今のような整合性を図るといふところは大事なところなで、そのあたりのスマートな考え方をお願いしたらと思ひます。

それから、201ページの上段下、予備費から充用の48万3,000円というのは、これほどこの費用のことを言うてんですか。

○弘文化・社会教育課長

この予備費充用の48万3,000円につきましては、先ほど先行議員のほうからにもお答えしましたふるさと郷土館の椀木門の修理の際に充用したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

それから、その下の市民ホールのところの予備費からの充用351万円、市民ホールの整備事業が339万9,000円、あともう11万円ぐらい足らんのですが、それは何ですか。その修繕費になるんですか。

○弘文化・社会教育課長

市民ホールの予備費充用の351万円につきましては、施設整備工事で280万8,000円と、小ホールのプロジェクターが途中で破損いたしましたことから、70万2,000円、こちら両方とも緊急を要したということで、予備費により対応したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

だから、それ合計して339万9,840円にならんよ。

○弘文化・社会教育課長

こちらが予備費を充用した段階で見積もりをとりまして、その時点での必要額が351万円ということであったことから、予備費を充用いたしました。その後、業者にきちんとした入札ではないですが、きちんとした見積もりを取った段階で、若干の値引き等が出たということで、その差異が生じたものでございます。

以上でございます。

○河村委員

全てが終わってからお金の使い道を考えたらそれで済んだような気がするんですが、まあまあいいです。

それから、人権教育203ページです。図書購入費ということで、DVDを3本、21万7,512円。最近、購入をされるというのは聞くんですが、何を購入したかというのわかりませんし、どの程度その今活用されているのかもちょっとようわからんのですが、何かこれ資料があったですか、DVDの貸し出し、新しく購入したら、どの程度年間活用しておるのか。

○弘文化・社会教育課長

購入したDVDのタイトルについては、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、こちらはお示しすることはできないんですけれども、この活用につきましては、昨年度は「人権を考えるつどい」の際に、ほかの部屋ではありますが、そちらに上映会をしたりとか、それからあと学校等で活用していただいたり、それから、うちのほうは先ほども申しましたけれども、人権教育課の職員が講師としてお話に行った際に、皆様にお見せするとか、そういうふうな活用をしております。回数等についてはちょっと今こちらに資料を持ち合わせておりませんので、活用状況としては以上でございます。

以上でございます。

○河村委員

1本が7万ぐらいするものじゃから、毎年そねえ買わんでもええんじゃないかね、これ。従前は、購入したものについて、当初、人権委員の中でDVDを見せたりしよったんですが、最近はどうもそういうこともなくなってきたんで、人権の会議をする際にも、要はどこでやっても同じ会議なら、例えば大和なるないと、浅江でやるないと、場所を変えてほしいと、こういう要望もありましたね。参加するほうは全部光井じゃけえ、私は助かっちゃるんですが、皆さんがこっちおいでになるのが苦痛だと、言い方変えりゃあ、そんなことも言ってますので、中身がもっと「行ってえかったの」とこういうふうになりゃあ変わってくると思うんですが、そのあたりのところはどねいに思うちよってです。

○弘文化・社会教育課長

例えば、ハートフルデイとか、中学校区でやりますとか、それからコミュニティー協議会単位でやるとか、そういった各地区でいろんなこういった人権教育については実施をさせていただいております。そういう場も活用をということだというふうに思いますので、こちらについては広くお示しできるのであればできるだけそういったことに活用できればというふうには考えております。

以上でございます。

○河村委員

だから、もう少し具体的に実施方法について考えていただいたらと思いますが、一番困るのは、講師を誰にしようかと、それぞれの地域でみな講師の選定に困ってるわけです。そういうところを、要は年間契約ということでもないでしょうが、いい講師がおられたら何カ所が派遣ができるようなとか、DVDというのはあんまり見てみんなにやあわからんというのもあるから、見てみて、「ああ、これじゃったら」というて途中でやめるわけにもいかんから、ちょっと二の足を踏んだりするんで、最初からやらんケースが多いんです。

ですから、コミュニティーでやろうというても、なかなか買うたものを現実的に見てもらうということじゃなくて、私もこれ3年、4年はDVDそのもの見たことがないん

で、中身がもう少し人権教育を推進するというのが、ありきたりにならなできちんとこなせるような会合にしてほしいと思うんですが、そのあたり何か考えるところがありますか。

○弘文化・社会教育課長

今、委員さん仰せのとおりただDVDを流すだけというスタイルは当然考えにくいところかなと思います。

当然、講師なりで職員なり、担当の者が行った際に、それと合わせてDVDも流して人権教育を行うということになってくるかと思えます。来年以降というか、来年度以降になってしまうんですが、そういった場をいろいろ活用しながら、DVDも活用しながら、それから講師等の紹介というのも従前から行っておりますので、そういったことをいろいろ混ぜ込みながら、人権教育の推進には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

決算審査参考資料の16ページ、指定管理者制度の状況というところで1番の市民ホール、利用者がちょっと、極端に減っております。かかる経費はほとんど一緒なんですけど、従前から指定管理そのものの見直しが必要なんじゃないかと、こう、話を差し上げていますが、このあたりの、何が原因だったんでしょうか。

○弘文化・社会教育課長

詳細な原因というのはちょっとわかりかねるところではございますが、やはり、市民の御要望とかニーズに応じていろいろ公演等も広げておるところではございますが、どうしても少人数の市民の方とかいうものを開いて、結果人数が集まってこないということは、多少の興業の中ではあったやに聞いておりますので、そういったところが原因かと思っております。

以上でございます。

○蔵下教育部長

27年度と28年度の入館者の推移の件でお尋ねをいただきました。特に、27年度につきましては、平成27年8月に世界スカウトジャンボリーの歓迎交流事業を行いました。これが、その年だけでございます。それから、小ホールでNHKの公開ということで子供向けのキャラクターショーも行っていますので、平成27年度の利用者数が特に多かったものです。ちなみに平成26年度は6万人程度でございました。

○河村委員

平成26年に比べても6,000人ぐらい減っちゃうけど。

例えば、文化を高める会の運営助成事業ということで、文化事業の事業報告、入館者

数というのがあります。もちろん、なければいけないというのも恐らくあるんだろうとは思いますが、通常850人という、市民ホールがですね、1,000人までは恐らく補助を出して入れるとしたら、ちょっと余りに中身が悪いんじゃないか。

宝くじの講演会をとったら、宝くじは、宝くじのほうでいろいろな助成もあるんで入館料が安いんです。そうすると831人、あるいは精華女子の分も、確かちょっと安かったと思うんですが、要は中身とお金の問題の関係なんで、もともとその文化を高める会の補助220万円というのは何なんじゃろうかと。

要は、なかなか光市で開催できないようなものを市が支援することで開催をしてもらう。何かその方法づけとか目的がしっかりしていないと、こういう入場者数にきっちりね返ってくるんだと思うんです。

これ、恐らく小ホールでやったのかどうか知りません。古典落語を聞く会でも91人よ。あり得る。チケットを売って。ちょっともう、全然昔とは年代が変わってきたんで、チケット料金が何ぼというのが高いというイメージが私なんかの感覚とはもう違ってきたんで一概には言えないんですが、もう5,000円ぐらいがひよっとしたらもう、当たり前値段になってきておるんかもわからないんです。

この間も、鶴の何とかというのを6,000円ぐらい払ったと思うんですが、要は徳山の文化会館でやっても、うちでやっても、入る人はちゃんと同じ料金で入るんです。だから、一頃のような状況とはもう変わってきたんで。例えばそういうものを開催しようという人、あるいは、どこかから呼んできたいという人に対する支援のような格好で中身を変えていくほうが、もっと市民に対するサービスになるんじゃないかなと。

最近、東京で例えばそういうプロダクションにおったとか、いろんな特技のある人というのがいらっしゃるんで、そういう人だったら結構、安くということか、いいものをとということか、呼んでくることができたりするんで、そのあたりの中身の切りかえがいるんじゃないかなと。

220万円ちゅうのは、文化を高める会の補助金というなら、それはそれでええんですけどね。事業の厳選を含めてちょっと必要なんだと思うんですがいかがですか。

○弘文化・社会教育課長

今、おっしゃられますとおり、入場者数が少ないものは多々あるかと思えます。

当然、文化振興財団におきましても、いろんな内容の見直し等も行っておりますし、あるいは文化社会教育課のほうにも相談等もいただいております。

その一つに、いろんな市民のニーズということで、アンケートをとったりとか、そういった中で行っている事業等もございまして。往々にしてそういう事業に人が少ないという傾向があるということも事実でございまして。

ですから、必ずしもニーズがある興行を行ったら、多くなると期待して我々としてもやっておるわけですが、結果等伴われていないという事情でございまして。

今、委員さんおっしゃられますとおり、今後も引き続きそういった内容等を精査していきながら、できるだけいいものを多くの方に提供できるようなスタイルというのは求めていく必要があるかというふうには思っています。

以上でございます。

○河村委員

子供には質の高い芸術を見せることは必要だと思いますから、そういった面では御努力をお願いしたいとは思いますが、そうでないケースの場合には、きちっと責任が返ってくるという開催が必要なんだと思います。そのようにお願いしたいと思います。

主要施策の成果について、210ページ。史跡岩城山神籠石の保存活動ということで43万8,000円。ちょっとこれ、中身をもう少し具体的に教えてもらっていいですか。

○弘文化・社会教育課長

こちらの備考にもありますとおり、神籠石というか石城山の登山道、こちらの清掃というのがボランティアでやっていただいておりますが、そちらに係るいろんな経費、それから一部委託でやらなきゃいけない部分を、倒木とかというのもありますので、そういったものを委託とみております。

それから、古代山城サミットというのを毎年やっておりますが、去年は西条市で行いまして、そちらのほうへ出席というものも含まれております。

以上でございます。

○河村委員

それはここに書いてあるんだけど、さっきのオリエンテーリングじゃないんだけど、これもひよっとしたら補助金なんですか。

地域の中で掃除やったり、ボランティアやりよるのは、ようけおって。じゃあそれに対してこういう補助していこうというふうなものをもっちゃるんですか。そうじゃないでしょう。

古代山城サミットに行くのに、じゃあ何ぼかかりよるのか、誰が行くのか。中身をもうちよっと具体的に示してもらわんと、補助金としか受け取れんよ。

○弘文化・社会教育課長

濟いませぬ。古代山城サミットのほうにはこれ、職員が行っておりますので、これは当然こちらの保存活動の中には入れておりますが、整備のほうには入っておりませぬ。

それから、こちらの清掃委託でございますが、こちらは石城山への登山道の整備という、非常にはっきりした目標もあります。そういったことで倒木等も、これについては毎月1回清掃等もしていただいているかと思えます。

以上でございます。

○河村委員

さっきのオリエンテーリングのところで、要は日報とかという話をしましたよね。私も今、里山なんかやったりするのに、ちゃんと日報を残さんにゃいけんから、出席者から何から残すようにしています。そのあたりの管理が、43万8,000円ちゅうのはすごい

お金なんよ、ボランティアの金額からすると。今のような中身の答えちゅうんじゃどうにもなりません。しかもその古代山城サミットの出席は職員といたら、職員は当たり前、要は本庁のほうからお金が出た話じゃないんですか。もうちょっとこの中身を、具体的に、何に何ぼというふうに、ボランティアの人にお金を払いよるわけじゃあないでしょうから、例えば、油代がいったのか、草刈り機を購入せんにやいけんかったのか、そんなことじゃないんですか。

○弘文化・社会教育課長

旅費の部分については4万1,000円ぐらいです。これはおっしゃられるとおり公費のほうで出ておりますので、そういったところでございます。

それから、文化財の保護ということで、石城山の神籠石の清掃活動、これは毎月やっておられるわけですが、こちらの委託等に全部で30万ぐらい支出をしております。

以上でございます。

濟いません、残りはもろもろの消耗品というふうにお考えいただければと思います。

○河村委員

清掃に30万円かかったというのは、じゃあ例えばシルバーだったら何ぼでできるの、それ。

○弘文化・社会教育課長

シルバーのほうは見積もりをとっておりません。これは、地元の方にしていただいておりますので、シルバーのほうの見積もり等はとっておりません。

以上でございます。

○河村委員

とすると、この30万円というのはその団体に対する補助金という解釈でいいんですか。

○弘文化・社会教育課長

これは、補助金ではありません。委託料でございます。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ、その委託料なら委託料のように、この中身をもうちょっと、30万円の中身、もう少し具体的に答えてもらっていいですか。

○弘文化・社会教育課長

今、持ち合わせておりませんが、こちらについては毎月の報告書が上がっておりますので、その内容を整理してお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

決算だからね、いつもだったら待つてあげるんだけど、そういう状況にはないような資料をちゃんとそろえてもらったと思います。

下の、ありますね、指定文化財への助成、島田人形浄瑠璃20万2,000円。室積山車保存会14万6,000円。これ補助金ですから、要は使い道の問題がここ出てくるんで、そのようなやはり補助の仕方というのがあるんだと思うんです。何か委託料とかというと、ちょっと聞こえがいいんで、実際に大変お金がかかるのにこれだけでやってもらって悪いな、という恐らく、受けるほうはそのように受けてしまいますから、実際にはこれ全く補助金と一緒になんで、ちょっと29年度の決算にはそのあたりのところは、きちっと資料を付けて出していただくようお願いをしておきます。

終わります。

○仲山委員

お尋ねします。決算書のほうの209ページに当たると思うんですけど、給食センター管理運営事業の中でなんですけど、予算の中にエコアラムモニター借り上げ料というのが上げてあったんですけども、これも決算のほうに上がっていないということなんですけど、このエコアラムモニター自体が僕はどういったものかちょっとわからないのでそれを教えていただきたいのと、また決算にない事情についてお伺いできたらと思います。

○清水学校給食センター所長

エコアラムモニター借り上げ料についての御質問でございます。

エコアラムモニターは、御存じと思いますが、電気代を抑制する目的で施設で使用する、電力量を監視する機器でございます。

新センター稼働後設置しているものでございますが、平成28年度予算要求時までは借り上げ料で予算化をしておりました。しかしながら、その性質が機器の借り上げより業務委託に当たるとの判断により、委託料の欄に記載してあります電気使用量管理業務委託料として執行をしております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。よくわかりました。

もう1点、ちょっとこれ確認ですけども、207ページの体育施設費体育施設管理運営事業の中にあります仮設トイレ借り上げ料と、それから上水道加入金というのがここに、決算のほうに、予算になくて上がっているんですけども、これ先ほどの水道のトラブルと関係があるんでしょうか。それとも全く違った理由で入っているんでしょうか。

○村崎体育課長

この件ですが、先ほど予備費の項でちょっとお話をしましたが、場所とすれば本年1月に周防のさつき幼稚園に隣接しております。周防小学校サブグラウンドと申しておりますが、その併設のトイレが水道管の漏水がおきまして使用できなくなりました。この水道管はさつき幼稚園既設の水道管から延長して使用していたものですが、その水道管の破損部分の修繕が困難な場所であったため、別に給水管を引く工事を行ったために、新たな上水道加入金が必要になったものです。

また、そこのトイレは使えなくなりましたので、仮設トイレの借り上げ料が必要になりまして、水道管復旧までの応急措置として対応したものです。設置場所が非常に公共性の高い場所でしたので、やむを得ず行ったということでございます。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。ということは、この仮設トイレの借り上げ料というのは応急的な代用として使った期間だけという理解でよろしいでしょうか。

○村崎体育課長

約1カ月程度借り上げをしたものです。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。事情わかりました。

○田邊委員

保健体育費、205ページの職員給与費等の時間外勤務手当について、人数と時間をお願いします。

○村崎体育課長

体育課所管分になりますが、職員数は3名、時間外数は494時間になっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

それと、もう1点学校給食費の職員給与等のところで、207ページの時間外勤務手当の人数と時間をよろしくお願いします。

○清水学校給食センター所長

学校給食費における平成28年度時間外勤務の状況につきましては、対象職員1名、時間は318時間となっております。

以上でございます。

○田邊委員

ありがとうございました。（発言する者あり）

○河村委員

205ページの全校高等学校総合体育大会ちゅうのは、周南地区でハンドボールをやるからちゅうんで、この負担金は何のお金なんですか。

○村崎体育課長

もちろん、会場使用料等は減免となっておりますが、大会開催の経費にかかわるものと、冷暖房費は実費になりますので、そちらの経費となっております。

以上です。

○河村委員

詳しく教えてもらっていいです。冷暖房費というのは、館が受けとる収入ですよ。それ以外に何か開催負担金があるというのは、ちょっとよう理解できんですけど、高校総体は高校総体で自分のところで開催経費ちゅうのはみんな組んであるじゃ。そうでない、この持ち出しの部分は何の持ち出しかというのがちょっと知りたいんですが。

○村崎体育課長

この開催経費につきましては、当然国の高体連それから、県の高体連、そして各開催地で分担して出すようになっておりまして、その各3分の1を国、県、市でそれぞれ負担したものでございます。

全体の数字としましては、3市での負担額が約1,000万円になっております。このうちの光市分が約128万円程度ということで、あと、周南市、下松市さんは仮設の冷房機を入れております。その部分について、冷房がない体育館、下松市はございません。周南市は鹿野の体育館がありませんので、そちらの分はそれぞれの市で分担したということで、各400万円程度ずつの負担になっております。

そのほかに、例えば看板代とか、会場の整備費とかにつきまして、若干それぞれの市町で分担しているということになっております。

以上です。

○河村委員

ようわからんのであれですが、これは周南3市で誘致をしたんですか。最初がちょっとどうも私には理解できんですけど、そこからちょっと教えてください。

○村崎体育課長

誘致をしたといいますか、今総合体育大会は10年に一度各ブロックの開催で回ってまいります。10年前にも、たしか平成16年に3市でハンドボール競技を引き受けておりま

す。それぞれ中国5県の中で会場を割り当てたんですが、この周南3市、光市も入っているわけですが、周南市がハンドボール競技が盛んということもあり、開催地の体育館で会場となる面数がとれるのが周南市がこの近辺では一番大きいということで、前回にならって3市での共同開催ということになったところです。

誘致をしたというところとは若干変わってくると思います。

以上です。

○河村委員

事前にやっぱり誘致をするからこういう負担をしようと、こういうことが普通なんで、そうでない場合はちょっとお金だけ出ていく話で、このほかに表には出んけれども会場使用料もあると、こういう話になりますので、たしか10年前には記憶があるんですが、全国高校総体が10年に1回ちゅうのはちょっと多い過ぎるんじゃないの。そのあたりはちよつとこう、よう、10年後を想定しながらどういうあり方がいいのかちゅうのはよう協議をする必要があるんじゃないかと思います。

その下にスポーツ大会開催補助金300万円ちゅうのがあるんですが、それについて、ちよつと説明をお願いします。

○村崎体育課長

スポーツ大会開催補助金300万円ですが、これはもともと基金としての補助でございまして、以前に地元の有志の方から御厚志をいただきましております、スポーツ振興基金というのがございまして、そもそもはその利息からを基金のベースとして支出をしていたものであります。今はもう、金利は随分下がりましたほとんどないような状態ですが、その基金の活用的一端として使わせてもらっております。

この大会開催事業ですが、主に競技スポーツの普及や啓発、振興を図るためのものとして使わせていただいております、市内の体育協会加盟団体の申請によりまして、審査をした上で体育協会から支出をしております。

以上です。

○河村委員

濟いませぬ、もうちよつとわかりやすく、その下に今、体協の補助金240万3,000円ちゅうのがありますよね。このスポーツ大会開催補助金というのは、基金利息でやりよつたということは、毎年同じような格好で補助金として出ていったと。それは、体育協会に加盟をしているところへ対する協会補助のような格好で出ていくと。そうすると、今、体協の補助金とかぶってやるようなところがあるんですか。それとも、何かこれには何か冠かついているとか、そういうあれがあるんですか。

○村崎体育課長

その下にございまして、体育協会補助金は、体育協会の運営費いわゆる人件費等も入っているものでございまして。当然、事務費等もありまして、その中では例えばトップアス

リートの推進事業とか、スポーツをする上での市民への啓発に係る事業費というものが入っているものでございます。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

207ページの上段、上から2番目、先ほど勤労者体育センターの修繕費ということで、窓枠とか、いろいろ言われたんですが、もうちょっと具体的に、定期修理か何かをする中での修繕費だったのかを教えてもらっていいですか。

○村崎体育課長

主要施策の成果の240ページの下の表に示しておりますが、こちらのほうは老朽化によるもので、修繕をさせてもらったものです。

そのほかの体育施設等修繕につきましては、体育館の電球の修繕なり、ドアの修繕、小さい部分での額になっておりまして、215万3,000円というふうになっております。

以上です。

○河村委員

窓ガラスの枠を修繕するちゅうのはわかるけど、窓ガラスを修繕するちゅうのはどうもよう理解できんのだが。ガラスが割れたの。

○村崎体育課長

いつの時点かはわからないんですが、中にこう、線が入っているもので、一部既に傷が入っていたものが割れたということで修繕、取り替えさせていただきました。

以上です。

○河村委員

指定管理をお願いする以上は、当然、日報等を書いていただいていると思うんですが、その日報の中でいつ、その確認ができたというのが今度は大事になってくると思うんです。やり方だけは言っちゃえますけど。しっかり管理のほうお願いしたいと思います。

その下、勤労者体育センター指定管理料394万2,000円。サン・アビリティーズ光指定管理料648万円。随分その金額に差があるんですが、そのほぼ同時期だったかな、つくった施設で、何がこれ違うんですか。指定管理というのはただ単に施設の管理をしていただくだけなのか、そうじゃなくて地域と一緒にになってスポーツをすることで健康増進に努めようとするのか。何かこの、目的を含めてあり方がちょっと問われているような気がするんですが、この金額の差を含めてお示しいただいていいですか。

○村崎体育課長

金額、確かに多寡といたしますか、多い少ないがあるんですが、これは主に人件費が主要な部分でして、サン・アビリティーズ光のほうは、もともとが身体障害者も対象にした施設でありまして、管理人が滞在している時間が長いといたしますか、ほぼ全時間にわたってついているとしたために、このような額になっております。逆に勤労者体育センターのほうは、その管理人が滞在する時間が短いということもありまして、こういった額の差になっているものと思います。

また、それぞれ自主事業等につきましては、やっていただいておりますが、なかなか地域で毎週教室を行うとかということになりますと、その講師の選定とか、また場所の選定が、指定管理を当初の協定を結ぶときに時間の配分が従前どおりとしていたために、なかなかとれなかった部分がありますので、そういった点につきましては、また指定管理者とも話をしながら、とれる時間があればやっていただくと。ただ、サン・アビリティーズ光につきましては、盲人卓球の大会を行ったり、また、サン・アビリティーズふれあいまつりのように、地域の皆さんとともにバザー等を行ったりしていることもございます。

以上です。

○河村委員

確かに、盲人卓球の分だけがちょっと違うんですが、それにしてもちょっと金額の高低があり過ぎる。で、勤労者体育センターは管理人のおる時間が短いという話ですが、不在のケースがあるわけ、開館時間の中で。

○村崎体育課長

はい、実際に夜は不在となっております。この点については、もう既に10年近く指定管理としてやっていただいておりますが、万が一の事故等も考えますと、非常に危険であるということは承知しておりますので、今後検討課題としているところです。

以上です。

○河村委員

どうもそこがようわからんのですが。例えば、利用団体で聞きますと、利用団体のほうで、そういうことを認識の上で利用する。ということは、もしも事故が起きたり、怪我したときには、こういう形で整理をするというような団体が利用されるということであれば……というても、一般の人がふらっと来るようなこともあるから、そんなことがあっちゃならんと思うんですがね。何時から何時まで不在なんですか。

○村崎体育課長

一応、基本的に夕方から夜、閉館時間までは不在にしておられます。ただ、サン・アビリティーズ光にしましても、勤労者体育センターにしましても、使用者は事前の申し込みがないと使えない形になっておりますので、総合体育館のように、空いているから一般使用ということで、その日になって使うという形にはしておりません。

以上です。

○河村委員

言わんとすることはわかりますが、利用者の立場に立った施設利用じゃないというふうに受け取れるんですよね。で、結構、夜間を含めて大勢の人が卓球をやったり、使われておりますので、そういう懸念はないんだろうとは思いますが、ちょっとこれ理解できんたい。指定管理料は受け取りながら、例えば夕方の5時から夜9時の間はだれもおりませんと。で、いや、事前申し込みでなきゃ利用できんのじゃけ、別に構いませんと。そういうあり方が指定管理者としてふさわしいのかどうか。その辺のところはもうちょっと考えんにゃいけんような気がしますけどね。現実には現実として、一応お聞きしておきます。

で、その下、スポーツ振興会委託事業ということで115万2,000円、これについてちょっとお示しいただいていいですか。

○村崎体育課長

この115万2,000円につきましては、指定管理料と別に学校体育施設の開放事業の手続について、別に委託をしているということで、その委託料ということで、別に契約を交わして実施していただいております。

以上です。

○河村委員

学校開放事業の予約をしたりする業務を委託しよるということなんです。委託の中身をもうちょっと言うてもらわんと。

○村崎体育課長

申し訳ございません。当然、申請に対する許可、それから今は使用料がかかっておりますので、そちらの様々な事務につきましても、スポーツ振興会のほうで行っていただいています。

なお、私ども体育課は、平日だけの勤務でして、時間が5時15分までとなっております。スポーツ振興会総合体育館は夜9時半までおりますので、今は時間的なものとして、夜の受付もしているということで、一定のサービスの向上ではないかということで、毎年委託をしているところです。

○河村委員

ということは、全ての小学校、中学校の学校開放についての委託事業をするのに115万2,000円をやっているということですか。

○村崎体育課長

はい、そういうことになります。

○河村委員

総合体育館、スポーツ公園、大和総合運動公園ということで指定管理を受けて、なおかつ別に委託事業をと、こう言うんですが、何かもっとう、いい方法がありそうな気がしますけどね。

まあ次の課題にしておきます。

それから、スポーツ館の管理委託、警備委託、清掃委託等が上がっておるんですが、掃除を入れんにゃいけん建物なんかね。余り大きな金額じゃないからというのはありますが、どんなものでしょう。

○村崎体育課長

フロアは、当然私どももモップの掃除からフロアの掃除、利用者にやっていただいています、やはり事務所、それからロビー2階の踊り場といいますか、そういったところについて、年に2回ほどワックスをかけていただいているということです。窓の清掃もしていただいております。普段につきましては、利用者の皆さんと一緒に掃除もしておりますし、私どもも当然室内の清掃はしているところです。

以上です。

○河村委員

2階はセメントじゃったよね。

○村崎体育課長

Pタイルです。

○河村委員

青少年ホームは何ぼやったですかね。150万円とか大きな金額じゃったんで、もったいないことをずっとしよったと思いますが、19万5,000円といえども、恐らく見る限りにおいては、ちょっとこう必要ないんじゃないかなというような気がせんでもありませんけど。

それから警備委託についても、そのとき貴重品があつて、警備管理をせんにゃいけんというほどのことでもないような気がしますけど。まあこれ以上は返事をせんでもええです。

それから学校給食ですが、209ページの上段から6行目、学校給食調理等業務委託料7,840万8,000円、要はおいしいものを食べるために民間でとこういうお話なんです、主な支出というんですか、人件費がほとんどじゃろうとは思いますが、その中身をちょっと、もう少し具体的に言ってもらってもいいですか。

○清水学校給食センター所長

学校給食調理等業務委託料の内容についてでございます。

これにつきましては、福利厚生費等も含めた人件費がほとんどになっているかと思ひ

ます。あとは小さな消耗品等、これは責任分担で決めておりますけれども、そのあたりの消耗品の購入が主なものとなっております。

以上でございます。

○河村委員

人件費といいますか、ちなみに何人おいでですか。パート等を分けて話をさせていただいたら。

○清水学校給食センター所長

年度途中の異動等もございますが、社員が基本4名、それからパート職員が、出入りがございますが40名前後、これは配送員も含めて40名前後でございます。

以上でございます。

○河村委員

パートが配送員を含めて40人ということでしたが、従前の市の給食センターであれば、配送員といえども、前日の自分の自己管理といいますか、そういったものからやる必要があるわけですが、この今のパートの配送員さんというのは、どういう責任があるんですか。

○清水学校給食センター所長

責任というか、業務の内容ということで捉えますと、給食もしくは食器等を確実に学校等へ配送するというような業務を行っております。

以上でございます。

○河村委員

もう随分前ですが、配送途中に事故が起きて、補償をしたという経緯があります。その際、たしかパートじゃったか嘱託のような気がするんです。パートや嘱託の人が、例えば前日の飲酒とか、あるいは夜間のアルバイトとか、そういったものについての制約ができなかったというケースがありますが、この人にそういう制約がかかるのかどうかという。

○清水学校給食センター所長

明確にそういった取り決め等は行っていないのが事実でございますけれども、安全に運ぶということを委託しておりますので、そのあたりは委託業者の中で指導がされているものと思われまして。

以上でございます。

○河村委員

今、市の職員が何人かいますが、その人たちは、要は外注、社員が4人にパートが40

人と、こういうことですが、その人たちの健康管理とか、そういったものについてはどういうふうにしているんでしょうか、全くお任せ。

○清水学校給食センター所長

健康管理につきましては細菌検査、いわゆる検便等も含めて報告は受けております。以上です。

○河村委員

当然報告は受けるんですが、この金額の中には、そういったことも含めて全部包含している。だから当たり前に報告を受けんにゃいけんし、そこでチェックもせんにないけんというのを、ちょっと肝に銘じとってほしいなと思います。

食材のところがありましたよね、主要施策の成果について、242ページ下段、山口県産食材使用率が60.2%、光市産食材使用率が22.8%。特段と問題意識をお持ちでないんですが、これにはお米も入っているんでしょうか。

○清水学校給食センター所長

おっしゃられるとおり、米も光市産のものを使用しておりますので、入っております。

○河村委員

それにして、光市産食材使用率の22.8%というのは、ちょっとまあ低いような気がするんですが、要は農業の政策ともリンクせんにないけんのですけど、旬の野菜というのは地元でたくさん取れるんですね。その旬の野菜は全部引き受けると。

その中で、じゃ、足りないもんがあったら足りないもんだけを補填するというようなやり方をしたら、もっと食材使用率というのは上がるんだと思うんです。

昔のようにまっすぐなキュウリじゃなきゃいけんとかということでは、もうなくなったと思っていますので、そういう意味じゃ食材の使用率を上げるということは、そんなに難しいとは思いませんが、今、昔は学校給食の組合がありました、今、購入するのもパーセンテージはわかります。要は食材をどこから購入しているか。

○清水学校給食センター所長

購入している割合については申し訳ございません。手元に資料を持ち合わせておりません。

○河村委員

決算じゃけんね。要は食材の購入率を上げようと思うたら、どっから買いよるというのをひっくるめて、全部を整理していかんと購入率を上げることはできませんので、たしか従前は、昔の卸業者といいですか、卸と小売が一緒になったような市内の業者が、組合をつくって購入をするのが7割とか8割とかあったと思うんですけど。

そういう状況が続いていくと、余り食材の購入率を上げることはできませんから、J

A周南か里の厨を大きな取引先にして、地元産をふやそうという努力をしていかと、具合が悪いんだと思います。一応、話だけで聞いちゃってください。終わります。

○田中委員

子供たちの安心安全な給食上指定で1点だけお聞きしたいと思います。

主要施策の242ページの学校給食費のところになるんですが、(1)の学校給食センター管理運営事業ということで書かれているんですが、その中の3段目の、「また食材については、化学的合成食品添加物の不使用のものを使用することにより、安全安心な学校給食づくりに努めました」という一文があるんですが、これは平成27年までは、「化学的合成食品添加物の不使用なものを使用するもの」の後に、「不使用のものや放射性物質不検出のものを使用」という一文があったんですが、これがなくなっているんですが、これの説明をお願いいたします。

○清水学校給食センター所長

平成28年度の主要施策の成果の中で、放射性物質不検出のものという文言が省かれているということでの御質問でございます。

これは、東日本大震災の影響で、平成23年の8月に1都16県、東北地方に当たるんですけれども、対して生産物等の放射性物質の検査指示が出されたことから、確認をしておりました。

その状況も市のホームページ等でもお知らせをしておりました。その後、平成27年度以降、その生産物の被災状況等も落ち着いたと判断したことから、提出確認を行ってないことから、記載を落としたものでございます。なお、納入食材の品質につきましては、引き続き産地等につきましても、精査して納入していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。アレルギー物質とかは、今、詳細献立表というのがホームページのほうでも公表されて、すごく丁寧に細かく取り上げられているんですが、今、お話がありました食材の産地ってということで、これも一覧で、今まで26年までは、全部産地も表示していただいていたんですが、これ自体も、今、なくなっていて、この放射性物質に関して、担保するものは何も、どこにも表示されていないっていうものがあって、安全だということところが。

今、お話、説明をいただいた中で、確認を行っていないっていうことがあったんですけど、これだから放射性物質不検出のものを使用しているかどうかは定かではないという考え方になるんですか。

○清水学校給食センター所長

確認を行っていないというのは、その提出について確認を行っていないというものでございます。もともと国からそういった放射性物質を含んだものについて、流通させて

はならないというような指示が出ております。それを二重に補完して、こういった形で確認をしていたものでございます。

以上でございます。

○田中委員

今までの学校給食、全国的な流れを見ると、やっぱり食材として一部、余り県の名前を出したらどうかというのものもあるんですけども、長野県のキノコ類が一部出たとかというときもあったりして、その辺もあって、食材の公表と不検出ということで、検出ありかなしかという、ここまで出していた部分があって、給食のほうで安全だという所感で、そう判断できる材料があるのであれば、ここにはちょっと載っていないんですけど、ホームページとかで、ぜひここで安全なものを使ってますということを、周知していただいて、安心安全な給食を届けていただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○清水学校給食センター所長

そのあたりの内容につきましては、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○田中委員

周知することが大事ということも、一番最初に国から指示があったときにも入っていると思いますので、そのあたりの対応もよろしくお願いいたします。以上です。

○田邊委員

平成27年度決算で、教育費の全体は17億7,677万円余りであったが、平成28年度決算では幾らになったかという形なんですけど。お願いします。

○太田教育総務課長

平成28年度における教育費全体の決算額につきましては、15億1,681万7,000円となっております。以上でございます。

○田邊委員

わかりました。それでは、約2億5,000万円の減となっております。これについて、今までの決算の説明に、小中学校の整備工事の減などの要因が一つであるということであったが、そのあたりの検証についてをお願いします。

○太田教育総務課長

27年度と28年度の決算額で申しますと、確かに2億5,000万円程度の減となっております。

ます。

この内容につきまして説明をいたしますと、小学校整備事業のほうで約8,900万円の減。2点目が、中学校整備事業が6,000万円程度の減になっております。それともう一点が、社会教育費が減額になっております。

これにつきましては、以前は公民館費が教育費のほうについておりましたけれども、コミュニティセンターに移行したことに伴い、予算を組みかえたことによって、教育費全体として減額になっております。このただいまの3点の要因が、減額になったこととございます。

以上です。

○田邊委員

主要施策の成果の5ページです。ちょっと見てください。それともう一つ、全体の決算書の179ページを2つ照らし合わせて見てください。

目的別教育費、ここを先ほど説明いただいた15億幾らということで交通費が7.1%、いわゆる2億5,000万円の減、14.6%の減、ここに詳しくは書いてありますけど、全体で見るのに不用額、179ページの決算書のほうの不用額が5,200万円ということですので、全体で。

そして、その決算書の全体の最後211ページをご覧ください。

全体の市の歳出の222億8,028万円ということで、この全体の不用額は4億2,188万円ということになっております。不用額の点で見た場合、光市平成28年度歳出全体の不用額4億2,188万円であるが、教育費全体の不用額は5,200万円である。これは単純に計算して約8分の1です。

この不用額の割合が12.5%ということにはなっておりますが、こうしたところで、不用額がこれだけ出ているというところを、もう一度具体的に検証をしてみて、そういった先ほどの整備工事など、もう一度働きかけをしたり、そういうところで言ってもらったりして、いわゆる28年据え置きであったその構成比が7.1%、これが他市に比べて若干低いと私は思われるので、これをできるだけ10%に近くしてもらいたいと、私は思っております。

それともう一つ、光市の政策工程表をご覧ください。

この政策工程表の7ページの、教育委員会所管分の子育て支援対策の充実、これの市民満足度が、ほかの項目に比べて市評価のマイナス0.02になっております。これが27度でも、市評価でプラス0.02なんですけど、ゼロ基準とした場合、プラス0.02とマイナス0.02では、マイナス0.04ということが結果が出ますので、こういったことで市民満足度の面でも、教育委員会の所管にかかわる部分なので、この辺のことを改善してもらい、教育費の7.1%の構成比、それを打開してもらいたいと思っております。

以上です。

○委員長

これは要望ですか。

○田邊委員

はい。これは要望であると私は思います。思われます。

○委員長

じゃ、特に執行部答弁はよろしいということですね。

○田邊委員

いいです。はい。

○河村委員

済みません。ちょっと忘れておったんですが、主要施策の成果の237ページ、教育集会所の管理事業ですが、この中で管理人がおるところがあるんですか。

○弘文化・社会教育課長

鍵管理ということも含めますと、若竹集会所は少しほかのと位置づけは違いますが、ほかの集会所には、一応鍵管理人はおります。

以上でございます。

○河村委員

特に、虹川等には集会所について利用者が極端に少ないんですが、三輪集会所には誰かおっちゃったんじゃないんかいね。職員はもうおらんかいね。嘱託も誰もおらんのかね。

○弘文化・社会教育課長

三輪の福社会館はおりますが、集会所のほうはおりません。

以上でございます。

○河村委員

はい、結構です。

討 論

○田邊委員

認定第4号、光市一般会計歳入歳出決算教育委員会所管分について、反対をいたします。

先ほど要望したように、構成比が据え置き7.1%の横ばいであり、また老朽化等の問題、そういったものも、今回2億5,000万円の減になっております。また、放課後児童クラブの件は、28年度においては何ら改善されてなく思います。

以上のこともあり、老朽化の学校施設、そういったところをもう一度見直して、予算

を、構成比を10%以上に上げるべきだと思い、反対をいたします。
以上です。

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) 報告事項

- ①平成29年度教育委員会事務事業評価結果
(対象：平成28年度事業分)

説 明：太田教育総務課長

質 疑：なし

討 論：なし

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について〔政策企画部所管分〕

説 明：森重財政課長、 ～別紙

質 疑：

○中本委員

ちょっと1点だけ質問をいたします。

主要政策の成果の27ページ、財産管理なんですけど、先ほどの説明がありましたが、移動分だけがここに載っているということでしょう。土地の平米数がすごく増加しております。10万9,000ということで、この増加の要因は何でしょうか。

○森重財政課長

平成28年度末の公有財産でございますが、対前年度で土地が10万9,261m²の増となっているところでございます。これは、主要政策の成果においては28年度異動分を個別に掲載しておりますが、28年度の異動分が3万6,845m²の減であったのに対しまして、これとは別に固定資産台帳の整備に伴う異動分として14万2,747m²の増加分の調整を28年度決算で行ったために、差し引きで10万9,261m²の増となったものでございます。

これまで、決算におけます公有財産の数値は、前年度末数値をもとに当該年度の異動分を増減し、年度末数値を算出しておりました。ただし、この年度末の数値につきましては、固定資産台帳のように市の財産を一元的に管理する台帳がないため、ほかのものと照合するなど、確認をすることができない環境にございました。固定資産台帳の整備は決算の参考資料として作成している財務処理における資産情報をより精度の高いものにするため、国から求められたことによるものでございます。

固定資産台帳の整備に当たりましては、固定資産税の情報や各所管の台帳、さらには専門家の支援を得ながら、時間と費用をかけて全庁を挙げて整備に取り組んでまいりました。

結果としまして、14万2,747m²の差が生じることとなりましたが、これについては何十年にわたる財産管理の中でどのようなことがあったのか、その原因につきましては、今となっては把握のしようがございませんが、今回整備した固定資産台帳に基づく数値が正しいものと判断をいたしまして、固定資産台帳に基づく財務書類作成に合わせて、28年度決算において、この差を調整をするものでございます。

また、建物も同様に固定資産台帳に伴う異動分の調整を行っているところでございます。

今後の財産管理につきましては、固定資産台帳をもとに適切な管理に努めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○中本委員

説明を聞きました。固定資産台帳の整備をする中で、長年にわたって、いろんな不備があったというようなことで、28年度において再調査し、その台帳の整備に努めて、こういう結果になったということでしょう。公有財産が極端にふえたということで、ちょっとびっくりはいたしました。しっかりと固定資産台帳を整備しながら、こういうことがないように適正な管理をしなければならぬというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしておきます。

なお、その他の中に載っていない土地がまだまだたくさんあるということでもありますので、適切な処理をしていく必要があると思いますので、行革大綱の実施計画が29年度から始まりますが、28年度までに努力しながら不用財産の売却等しておられますが、まだまだ努力が足りないというふうに思っておりますので、しっかりとそのあたりを行政改革に基づいて不用土地の遊休財産の処理についてよろしくお願いをいたします。

以上です。

○河村委員

固定資産台帳を整備して不明なものが出てきたとかって言うてから、固定資産台帳でそんなことが起こるんかいね。

○森重財政課長

固定資産台帳の整備に当たりましては、先ほども申しあげましたように、所管の、それぞれ保有しています台帳であるとか、固定資産税の情報であるとか、それらを一から積み上げて新しいものをつくったということでございます。したがって、これも繰り返しになりますけれども、どのあたりが錯誤があったであるとか、そういったものは把握はできなかったということでございます。

以上でございます。

○河村委員

一から積み上げた、ようわかりますよ。じゃあ載ってないものをどねえやって埋めるという、台帳にあるものと、一から積み上げましたと、この差額が10万9,000とか、こんな大きな数字があつて、普通、固定資産台帳でそんなことは起こり得んじゃろう。

○森重財政課長

これは繰り返しになりますけれども、決算に載せております財産の情報というのは、毎年度毎年度、前年の数値からの異動ということで積み重ねております。したがって、その結果が果たしてどうなのかというのが検証できない環境でございました。したがって、どういったことが原因で、これだけの差が生じたものかというのは把握はできませんけれども、もともと所有していた土地が何らかの事情により載っていなかったとか、そういったことがあったんだらうと、これは推測せざるを得ないんですけれども、そのように考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと調査したら、別にすぐ出てきそうなもんじゃけど、そんなルーズな管理なわけ。

○森重財政課長

確かに管理のやり方がどうであったかというのはわかりませんが、今となってはです。もともとスタートをしたときに、そもそも載っていないものがあつたのかどうかということすらわかりませんが、そのあたりについては把握のしようがありません。

以上でございます。

○河村委員

決算じゃから、全ての財産を出すんじゃないかね。何平米とかという数字じゃない、ここへ何ぼある、ここへ何ぼありますというのを全部出すのが決算じゃなかったかね。

○森重財政課長

決算の書類につきましては、国が様式を定めております。その様式に従って作成をしておるわけですが、年度末の数値の状況を、主に面積でございますけれども、それを取りまとめたものを載せるというふうになっておりますので、個別の明細といたしますか、そういったものは掲載するようにはなっておりません。

以上でございます。

○河村委員

そうは言うても、前年度と比べて10万9,000m²増加しましたと、こう言われても理解に苦しむ。どこへ、何がどうあつたという、あるいは錯誤があつたんなら、その錯誤がこういう錯誤じゃつたのか、どうじゃつたかというのを、きちっと出してもらわんと審査のしようがないと思いません。

○森重財政課長

これまでの財産管理につきまして、その時々でいろんな錯誤が発生したものだと思いますけれども、今回、新たに固定資産台帳というのをつくり上げましたので、それが正しい数字として、ここからスタートする、今までも努めて正しい管理をしておったわけではございますけれども、ここからスタートするということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

ここからスタートするというのはわかつたんですが、そのスタートラインがのみ定め

んわね。それだけの資料をもらわんと、何がどねえなったんか、さっぱり見当もつかん。あなたは自分で調べたからわかっちゃってんじゃないだろうとは思うけど。

○森重財政課長

先ほど申しあげましたとおり、一からつくり上げておりますので、もとの数値との照合というのは基本的にやっております。ですから、どこがどういうふうに変化したものかというのは把握していません。

以上でございます。

○河村委員

どうするわけ。そのまま、ここは出発点じゃから次へ行こうとするわけ。

○森重財政課長

このたび固定資産台帳というものを、市の財産を一元的に管理するものができ上がりましたので、今までの錯誤分を把握しきれない状況ではありますけれども、やはりここから、この台帳をもとに管理をしてまいりたいと考えております。

○河村委員

もちろん管理はせんにゃいけんのですよね。じゃあ今までの検証も、もうせんわけ。

○森重財政課長

どこがどうであったかというのを検証するとした場合には、また相当な時間をかけて一つずつチェックをかけていくということをしない限りは、わからないであろうと考えております。

○小田政策企画部長

確かに、今まで財産台帳というもので管理をしてきたわけでありましてけれども、それに先ほど来から繰り返しのなるかと思っておりますけれども、毎年毎年の実数の変動分を加除してきたというのが今までのやり方でありました。ただ、もともとあった財産台帳そのものを、今回、固定資産台帳の整備という一つのきっかけの中で、過去やってませんでしたけれども、例えば税務情報のほうの光市名義の土地を改めて名寄せをして、どこにどんだけの土地があるのかっていうのを全部引っ張り出してきたら、それと財産台帳を比較すると、あるべきものが財産台帳に載ってなかったようなものもありますし、そういうものの積み上げ。逆に言えば、財産台帳には載っているけれども、過去のどういうしがらみかわかりませんが、名義の変更がなされてなかったようなケースもあります。そういうものについて掘り起こしをして、どうだったんだろうかということ进行调查をして、今回新たに固定資産台帳というものをつくり上げました。

したがって、固定資産台帳に関しては、以前、議会から資料を求められましたように、普通財産の一覧表というように出しましたけれども、固定資産台帳そのものって

いうのは全部積み上げておりますから、この数字を積み上げたっていう内訳は持ってありますけれども、今回、これは示しておりませんが、それを今後、加除訂正をしていくということで改めてスタートをさせていただきたいというふうに、さきほどから御理解を賜っているわけでありませう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○小田政策企画部長

財産台帳と固定資産台帳との検証・比較ということに関しましては、先ほど来申してきました検証ということに関しては、これは一言で言えば、もう不可能であるというふうに理解をしております。

以上です。

○河村委員

昔ながらの分限者の家じゃったら、そねえなことが往々にしてあるわけいね。だが、役所ちゅうのは企業じゃから、それでそういうことが起こるのがどうにも理解に苦しむ。昔の土地というのは名義変更せんでも所有が変わったりすることちゅうのはよくありますが、台帳が間違いじゃったとかという、要は市役所ちゅうのは根本じゃあね。例えば、市との等価交換をやったとか、いろんなことが地域の中で起こっていますが、その根本のところは、ようけ載っちゃらんのがあったんじゃが、一応、今回、名寄せして、皆整理したから、これからはこれでいきますからと、こういう話を今、しよるわけいね。

どうも、さっきの教育委員会のときもそうじゃったんじゃけど、何か役所らしさがちよつとない。役所ちゅうのは、こういうことについては絶対というふうに、市民に安心感を与えられるようなものがなきゃいけんと思ふんですいね。その固定資産ちゅうのは、根本じゃあ。税の根本じゃから、それがちゅうのは、どうにも納得できんのじゃけどね。納得できんからちゅうてから、どねえかなるものでもないから、もうええけど、やっぱりできるところを、分割しながらでも検証ちゅうのはやっていかんにゃあ、市役所が市民から信頼を得るための一番大事なことなんで、そのあたりについては、きちっと整理をせんにゃあ次に行かれんと私は思っています。答弁せんでもええですよ。そのあたりはそうせんにゃあ、今回も全部聞いちゃろうと思ひよったんですけど、一から十まで皆聞かんにゃいけん。何か落ちちよつたら困るだと思ひよって、全部聞くようになるから、そういうふうにならんためにも、きちっと事務処理だけは整理をしてほしいなど。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

73ページの広報費、広報紙発行事業の中で調査員委託料2,067万5,000円というのがありますが、恐らくこれが広報を配布をする人の手数料というか、委託料なんだと思ふんですが、今までにも根拠について話をしてきましたが、この金額ちゅうのはどういうお

金なんですかね。

○小野広報統計課長

これは広報紙等を配布していただく委託料でございます。
以上です。

○河村委員

書いちゃうんじゃないか、そうなんですよ。その根拠は何をもとに、この金額ちゅうのは決まっちゃうわけ。

○小野広報統計課長

何度か説明させていただいていますが、昭和29年から旧光市において広報紙の配布が始まった当時の5円から物価の上昇や新たな配布物の増加などに伴って、少しずつ値上げをしてきた結果が現在の85円となっているということでございます。
以上です。

○河村委員

例えば、こじつけでもええんですけど、今、広報を配布をするのに調査員あるいは自治会長が行かないところ、郵送があるよね。この中に郵送分ちゅうのがどのくらいある。

○小野広報統計課長

基本的に郵送というのは行っておりません。

○河村委員

そうすると、広報をもらってないという人がどのくらいおるの。

○小野広報統計課長

これが本市の調査員制度の課題でもあるんですが、去年の11月の数字になるんですが、2万280部配ってございまして、そのときの世帯数が2万3,320世帯ということで、89.96%ということですから、約13%の世帯に届いていないということでございます。
以上です。

○河村委員

今、自治会の組織率が80%をちょっと切れる状況なんで、10%の人には調査員等が配っておるということになるわけですが、あとの10%の人というのは、どういう類いの人がおってんです。

○小野広報統計課長

恐らく小さなアパートなどで自治会にアパートごとに入っていないような世帯だろうと

思います。

以上です。

○河村委員

3,000軒ぐらいあるわけですが、そういうアパートというのは、ある意味でいうたら子育て世代とか、要は広報を必要としている人じゃないんですか。

○小野広報統計課長

広報紙は調査員として登録さえしていただければ、そこは最低2世帯以上なんですけれども、お送りすることができますんで、そういった調査員を絶えず募集しておりますし、発掘していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○河村委員

2世帯以上じゃったら調査員になれると。じゃあ、その調査員、2世帯のところへどうやって配布しよるわけ。

○小野広報統計課長

広報の印刷業者が調査員のところへ配送するという形になっております。

○河村委員

今、350ぐらい自治会があったと思うんですが、広報の今の印刷会社さんは何カ所ぐらい配達しよる。

○小野広報統計課長

約400世帯でございます。

○河村委員

恐らく400世帯ということは、50軒ぐらいの調査員があると。2世帯から配れるというの、アパートじゃったら、例えば10軒とか、そういうふうなケースになるわけですが、残った3,000部をどういうふうにして配布をしようとしよるんか。あるいは市のいろんな施策の伝達事項等について、どういうふうな方法を考えてるんです。

○小野広報統計課長

まず、先ほど言いました2世帯以上というのは、最低2世帯以上ということでございます。アパートであればアパートごと引き受けてもらえないだろうかというふうにお願いをしているところでございます。あとは、お若い世帯であれば、ホームページにもリアルタイムで載せておりますので、そういったものを見ていただいたり、コミュニティセンター等々にも置いておりますので、そういったところで入手していただくと

いうことをお願いしております。

以上です。

○河村委員

自治会に入っていない人がコミュニティセンター等を利用するというのは余りないんですよ。前から、要は根拠の話をしてきたというのは、例えば一つの地域があって、100軒あって、自治会に入ったのは80軒じゃったとしても、残った20軒ちゅうのは、配布するのは別に造作もない話なんですけどね。だから、手を尽くしてやろうと思えばできるんじゃないけれども、余りにも受け身すぎて、やりようがない、今の状況は。もうちょっと中身を、決算じゃから中身を変えてとは、よう言いませんが、残った3,000世帯にどういう形でやればいいのかというのは大きな課題だと思いますので、できるだけ御尽力をお願いしたらと思います。

それから、下段の財産管理事業の中で、損害賠償責任保険料1,970km、70万7,850円と、こういうふうに言われたんですが、もう一回詳しく教えてほしいんですが、市が管理する生活道、市道、農道とか、要は車が通れるところ全部と、こういう話やったですかいね。

○森重財政課長

対象は市道、農道、林道、その他の道路ということも含めますので、必ずしも車が通る道路のみではございません。

以上でございます。

○河村委員

その他ということは、要は市長が道路管理者のところを指すということでええんでしょう。

○森重財政課長

市が管理しておる道路ということでございます。

○河村委員

この損害賠償保険の中身をよく知りませんが、例えば維持補修であるとか、管理であるとか、不具合があったときの保険の中身というのはどういう状況なんですか。

○森重財政課長

基本的には、その道路の何らかの瑕疵によって、市に損害賠償が生じたというものでございます。

最近の例で申し上げますと、例えば、道路の草刈り作業中に飛び石で近くにあった建屋のガラスが壊れたとか、そういったものがございます。

以上でございます。

○河村委員

その道路の瑕疵というものが、すごい大きくて、維持補修について、今、自治会長にお願いしておるわけですね、市道以外の部分については。そういったところで、もしも瑕疵が生じたときには、この損害賠償保険っていうのは適用になるんですか。

○森重財政課長

基本的には対象になるかと考えております。

○河村委員

じゃあどういう形であっても損害賠償保険の対象になると。市にはそれはちょっと無理なような気がするんですけどね。

○森重財政課長

どのような形でもということと言われると、ちょっとお答えのしようがないんですけども、そのあたりは手元に資料がございませんので、明確にお答えはできません。

以上です。

○河村委員

土木のほうにもよくお願いをするのは、素人にいろんな維持管理を任せて、そのあげくの管理の結果として瑕疵が生じたような場合に、損害賠償、下手すりゃあ、個人が求められるということが起こり得るんで、そのあたりのところは、しっかりと損害賠償責任保険についての中身を役所の中で共有してほしいなど、お願いをしておきます。

それから75ページ、上段の地域間交流事業で光町の話が出ました。何かの折に、ぱっと出たりするんですが、横芝光町になって余り交流事業を促進しているようにも思えないんですが、見直しをかけたりのようなことはないんでしょうね。

○岡村企画調整課長

横芝光町との交流事業でございますが、特産品の交換であったり、文化作品の交換展示をずっと行ってきております。それで、事業の見直しというふうなお尋ねをいただきましたが、このたび、第2次総合計画を策定をいたしまして、その中で目標も挙げているんですけども、今現在、こういった友好交流事業として行っている3つの事業を4つ以上に増やしていこうということを目標にしております。そういった考えをもって、今後の友好交流については考えていければと思っております。

以上でございます。

○河村委員

私も何回か行ったことがあるんですが、向こうも大体うちと同じような温度なんよね、感覚的には。だから、余り燃えたぎるというか、しょっちゅう交流があるというふうにならんのなら、そろそろそういうことも考えるような必要性が出ておるような気がしま

すけどね。いいです。

下段のふるさと光の会交付金30万円というのがありますが、中身を教えてください。

○岡村企画調整課長

これはふるさと光の会、関東地区在住の光市出身者あるいはゆかりがある方の会でございますが、その運営に対する交付金ということで28年度、30万円を交付をしております。

ふるさと光の会では、主な取り組みとして、年1回総会・交流会を開催しております。また、年に1回または2回ぐらい会報を発行し、会員さんにお届けするような取り組みをしております。この30万円の交付金につきましては、そういった会報の作成、送付費用、あるいは総会の案内の費用、あるいは総会・交流会の会場借り上げ経費、こういったものに充てられておるといような状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

会員の会費というのは、何ぼぐらい集めよってんですか。

○岡村企画調整課長

会員さんから、この会の会費という形では徴収はしておりません。ただ、交流会の折には、交流会の飲食の経費ということになりますけれども、その会費を徴収して、それを交流会の飲食経費にそのまま充てておると。会員さんから徴収する費用といえ、そういったあたりのことになります。

以上でございます。

○河村委員

今、ふるさと光応援寄附金というようなものが出てきたので、ある程度の効果というのはあるんだろうと思いますが、重荷になってない。

○岡村企画調整課長

実質的な事務局としての運営等をさせていただいておりますが、今、議員さん申されました、ふるさと光応援寄附金につきましても、会員さんより非常に多くの御厚志を賜るなど、そういった意味での成果もいただいております。運営については、積極的に、御支援のほうはさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

土地開発基金、主要施策の成果の307ページ。先ほども先行取得をというふうに言われたんですが、今回の購入用地について、何の先行取得かということと、土地開発公社ちゅうのは、そういう先行業務をずっと担ってきたんですが、今度は土地開発基金がそ

の代行をするんかと、こういう話になるんですが、要は計画が全くない計画で用地を購入することができるのか。そのあたりのところを説明してもらっていいです。

○森重財政課長

まず、このたびの取得した土地の、何のためにというお尋ねをいただきました。この土地につきましては、岩田駅周辺都市整備事業の関連の土地として取得をしたものでございます。

それと、基金の役割でございますけれども、あくまで基金は事業が見込まれるというか、そういう想定のもとに土地を先行取得するわけでございますから、何もない状態ということは基本的にはないものと考えております。

以上でございます。

○河村委員

岩田駅周辺整備事業というと、漠然と駅前から病院までぐらいを包括的に指し示すわけですか。今、当該地はコミュセンを建てるところとかからいうと、ちょっと離れてますよね。今、見込みというのは、具体的なものがないから見込みなんで、ある程度、そういう文書化したものがきちっとあると、こういう見込みのことを言うてんですかね。

○森重財政課長

まず1点目、今回取得した土地において、事業名が岩田駅周辺都市施設整備事業となっておりますけれども、場所でいいますと、今整備中の大和コミュニティセンターの隣接地でございます。

それと、基金を活用する際の文書化されたもの、そういった基準というものは特にございません。あくまで、一件一件、個別に判断をするということでございます。

○河村委員

それじゃったら、公社と全く変わらんのかないんかね。しかも今、隣接ってピクロスのところやろう。50mぐらい離れとるやない。これは財産価格審議会か何か、かかったの。

○森重財政課長

財産価格審議会にはかけております。

○河村委員

じゃあその周辺整備事業の中で隣接と、こう言われましたが、計画としたら駐車場か何かの計画なんですか。

○森重財政課長

基本的には駐車場ということになるろうかと思えます。

○河村委員

金額的には、坪単価何ぼ。

○森重財政課長

単価で申し上げますと1万7,800円でございます。今のは m^2 当たりです。

○河村委員

最近、室積でも4万円とかで、坪当たりの単価が極端に下がっちゃる状況の中で、何ぼ岩田の駅近いと言いながら、これで行くと5万三、四千元ぐらいになるかな。余りにも高過ぎりやせんかね、これ。更地じゃろういね、間違いなく。

○森重財政課長

価格の積算につきましては担当所管において積算した上で、その価格を財産価格審議会にお示しをして御了解いただいたところでございます。

以上でございます。

○河村委員

土地開発基金が7億7,600万円ありますと、こう言うと、どこか銀行か何かに現金があつて、すぐにぱっと出せそうなニュアンスで普通は受け取れるわけです。それが、要するに役所が何でも先行取得という名のもとに用地を購入するから、恐らく開発公社自身にもいろんな制約がかかったんだと思うんです。

あり方としては、やっぱり便利な基金ですけど、余りうまくないことなんで、もう少し厳密に、見込みと言われましたが、見込みについてはきちっとした文書化されたものをつくっていかないと、また昔と同じような格好になってしまいそうな。今は、土地が上がる場所と下がる場所と結構、極端な状況が生じていますので、昔合併したときに、大和から編入された開発公社の土地というのは、えらい高額な土地が多かったわけです。そんなことを思ったら、今度また評価がえをするというときには、大きな赤字を被ることになるんで、基金そのものが不動産を基金とするのは、どうも余り好ましい状況じゃないというふうに、私にはとれますので、そのあたりについては、今後のぜひ検討課題にさせていただいておいたらと思います。

以上です。

○森重委員

まず何点がお聞きいたします。決算書の51ページと75ページ、これはふるさと光応援寄附金の件です。これ、決算審査参考資料の11ページのところにも、需要及び流用の状況ということで、441万2,000円。随分寄附が多く入って、そのお礼の購入ということだと思いますけども、この平成28年度のいわゆるふるさと納税の収支といいますか、幾ら入ってどれだけのお返しをしてというものをお伝えください。

○岡村企画調整課長

平成28年度の収支でございますが、寄附金として、御説明の中で若干触れました。2,439万2,000円、寄附金としていただいております。

その一方で、例えば今の消耗品費でございますとか、システム関係の費用、そういった経費が大体812万円ぐらいになるかと思えます。

ですから、それで単純にその差し引きで申しますと、約1,630万円のプラスということになってまいります。

○森重委員

経費が812万円かかったということですか、消耗品等が。

○岡村企画調整課長

お礼品が約781万円、それからシステムの関係の費用でいいますと、ふるさと光応援寄附金代理納付システム利用手数料という費用で約21万2,000円、それからふるさと光応援寄附金申し込みシステムというのが4万8,600円、それからクレジット納付に係る公金支払いシステム使用料というのが4万8,600円ございます。

消耗品とこれらの手数料、使用料を合算すると約812万円になります。ですから、その寄附金からの差し引きで約1,630万円になります。

○森重委員

わかりました。

それで、ふるさと応援寄附金の一つのお礼、いろいろなものを差し上げたと思うんですけども、その中で、一つ大事だったのは光市の商品のブランド化というか、やはりそういうものの発掘みたいなものも意味があったと思うんですが、そういうものは何かできたんですか。

○岡村企画調整課長

代表的なものを一つ挙げれば、里の厨のほうでイチゴを栽培しておられて、それをお礼品として提供させていただきました。それが一つ、光市の農産品のブランド化というか、特産品化につながったんじゃないかなと思っております。

以上です。

○森重委員

わかりました。ふるさと納税もこれからどういうふうな形になっていくかわかりませんが、取組みを一生懸命やっていたというので、よく理解をいたしました。

それと決算ですから、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況からもちょっと押さえたいと思います。光市まち・ひと・しごと創生総合戦略のページ、これは決算

資料の48ページ、これK P Iですけれども、まだ1年目ですから、数字的にはなかなかと思いますけれども、一応決算ですので、これの49ページです。

49ページの移住定住相談件数のところが、やはり初年度ということで、ネット上にもいろんなものをつくったり、光の町をPRしたりする政策もいたしましたので、立派な数字が出ておりますけれども、このあたりの分析だけお聞きしておきます。

○岡村企画調整課長

初年度の移住定住相談件数として208件を挙げてますけれども、その大半は空き家バンクの関係だったと考えております。物件の相談でございますとか、その手続の仕方とか、そういったものが208件の中のかなりの部分を占めておったように記憶しております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。まだここは今からというところもありましたけれども、注視をしていきたいと思えます。

あとは1点、今回から、平成28年度から公会計制度に取り組みられておまして、先ほど固定資産台帳のいろいろ問題等も出ておりましたけれども、簡単にお聞きしたいと思いますけれども、平成28年度一般会計財務処理報告の4ページの貸借対照表の増減というこのところからちょっとお聞きをしたいと思えます。

今回、これまで市としては、市の財産である建物とか土地とかというものをきちんとして台帳としては把握してつくってなかったんですが、このたびそういう固定資産台帳を作成するというので、ある意味、先ほど来誤差が出ましたけれども、今後仕切り直してこの数値で、しっかり今後の公共施設マネジメント等、いろんなそういうものに取り組んでいくという意味では、しっかりそういう数字が出てきたというところからのスタートだというふうに思っております。

この貸借対照表の中で、難しいかもしれませんが、固定資産台帳を策定して、この貸借対照表の増減を見まして、一番変化のあるところといいますか、専門的に見て、こういうところが一番スタートとして新しい動きであるというところだけ、ちょっとお聞きします。

○玉木会計課長

今回、固定資産台帳の整備によって大きく変わった点についてお答えしたいと思います。平成27年度決算までの総務省方式改訂モデルと平成28年度決算からの統一基準では、主に資産計上する上で、対象資産の範囲や、土地情報の内容、評価基準の変更等ルールの違いがございました。それによって、資産数値に差異が生じたというところが、大きく変わった点でした。

中でも、例えば有形固定資産は、総務省方式改訂モデル上、昭和44年度以降取得分の決算統計数値を使用することとなっており、昭和43年以前に取得した資産については計

上されていませんでした。

しかし、土地については実際、昭和43年度以前から光市の土地であったものについてもシステム上、地籍調査が行われた日付で登録しておりましたので、今回の統一基準で実際の取得日としたことや、道路に関しましても、昭和43年以前度に整備した道路であっても、道路台帳が整備されました昭和55年度登録としてものを実際に整備した日付で登録し直し、そのため、各資産に設定された耐用年数についても、決算統計上の区分と固定資産台帳での構造等による耐用年数の設定が一致しない部分を新基準に変えたということで、全体的に資産の数値が変わりました。

以上です。

○森重委員

難しいけど、今おっしゃったように、昭和43年以前のそういうものが総務省方式のものでは拾いがなかったというところが、いわゆる前と今を対比することができないという部分の話だというふうに思います。

固定資産台帳を結局つくったことによって、ここでは有形固定資産、インフラ資産の部分のところまでは、しっかりとした仕切り直し数字が出た。それに伴って、また減価償却もあわせて以前とは違う数値として、確かな数字としてスタートできる。このように捉えたんでいいんですか。

○玉木会計課長

そのとおりでございます。

○森重委員

わかりました。今後、やはり平成28年度から公会計制度ということで、単式簿記から発生主義、言葉は忘れましたが、新たなこういうコストと資産をしっかり意識を持って数字を見ていくという会計が始まるわけですけども、しっかり今後とも、難しいですけども、しっかりついていきたいというふうに思います。

あと、この行政コスト計算書というものは、どういうものか、全体的な説明だけしていただければ。普通の企業会計に対しまして損益計算書に当たるものですけども、この行政コスト計算書、わかりやすいように、この中から何が見えるのかを教えていただけたらと思います。

○玉木会計課長

ただいまの御質問の行政コスト計算書から何が見えてくるのかっていうところで、簡単に説明をさせていただきます。

この計算書は、企業会計における損益計算書に想定するものになりますが、行政は営利活動を目的としていないために、損益計算ではなく、どの行政サービスにどれだけのコストがかかっているかなど、行政コストの内容をわかりやすくまとめたものになります。

なお、会計期間中の市の費用、収益の取引高を明らかにすることが目的となっております。

以上です。

○森重委員

わかりました。なかなか難しいですけど、要するに、これを見てもみたら、私もちょっと驚いてしまいましたけども、経常費用とその下に経常収益というのがございまして、この経常収益はこの全部合わせて、この2つ合わせても6億円ぐらいしかないんですけども、あと経常費用というのは物すごい金額があるわけです。行政サービスを行うためにすごい金額があつて、その経常収益6億円の差が、この下に出ております純経常行政コスト193億7,430万円というこの金額ですか。

この金額、ですから実際にはもうほんと損益計算書とは言い難い、もう収支が全く合わないけども、行政サービスとして収益以外のもので行われている。じゃ、この準資産行政コストの193億7,000万円というのは、どういうものが使われているのかだけ、お尋ねいたします。

○森重財政課長

財務書類につきましては、財政課も一部携わっておりますので、私のほうからお答えを申し上げます。

今の経常費用から経常収益を差し引いた純経常コスト約193億円でございますが、これの財源となりますのは、税であるとか、補助金であるとか、そういったものを充当しております。

以上でございます。

○森重委員

基本的なことですから、今説明をしていただきました。今後、この行政コストも非常に光市の財政を見ていく上で大事になると思いますので、しっかりまた教えていただきたいというふうに思います。

○田邊委員

主要施策の成果の17ページをお願いします。財政健全化計画実施後の財政収支等というのがここにあります。歳入について、市税及び市債が見込みを下回ったものの地方交付税及びその他の見込みを上回ったことにより、歳入総額は見込みを上回りましたとあります。この市債の中の臨時財政対策債が、見込み額が12億円で決算額が8億6,000万円、増減が30.72%なんです。この辺の説明はちょっと教えてください。お願いします。

○森重財政課長

臨時財政対策債でございますが、これはあくまで財政健全化計画を策定する時点での

見込み数値ということでございますので、その後のさまざまな事情によりまして、実績で申し上げますとそれだけの差が生じたということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

満額借りたとかいうのは、見込みの時が満額なんですか。それとも決算額が満額なんですか。その辺を。

○森重財政課長

決算額が満額でございます。

○田邊委員

わかりました。理解できました。

それともう一点、政策企画部の中で、時間外残業の人員とその時間を教えてください。

○小田政策企画部長

政策企画部ということで、私のほうからまとめて4課について申し上げたいと思います。

企画調整課が8人、3,474時間、広報統計課5人、731時間、財政課が6人、1,630時間、行政改革・情報推進課が7人、1,122時間となっております。

以上です。

○田邊委員

ありがとうございます。

○玉木会計課長

私のほうからは、会計課の平成28年度中の時間外についてお答えします。

係長以下5名、時間外労働時間のほうが約710時間となっております。

以上です。

○田邊委員

どうもありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説明：縄田地域づくり推進課長、小田生活安全課長、田中三島出張所長、杉本税務課長、田村市民部次長、大山人権推進課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

主要施策の成果についてのほうの50ページをお願いします。

安全対策費、交通安全対策事業というところですか。ここに交通事故の状況についていろいろな分析してというか、表にされていますけれども、毎年同じような結果なのかどうかということもあるんですが、交通事故の傾向をどのようにこの中から分析していらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

主要施策の51ページに年齢層別・状況別被害状況というのを載せております。

主に歩行者、自転車の事故については、毎年どうしても子供と高齢者が多い傾向となっております。

また、高齢化社会に伴い高齢者が加害者になるようなケースも増えるとともに、子供がそういった事故に巻き込まれるケースも見受けられるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。この表で見ますと、ウのほうで類型別ということで、今おっしゃっていたような車と歩行者であるとか、自転車と車であるとか、こういった状況と、それから、エのほうでこれは年齢と歩行者、自転車と単純に被害者の方のほう、状況が歩行者、自転車と分析してあるんですけれども、この事故の傾向というのは、年齢と事故の状況というのが合わさってわかると大変事故防止のための対策をとるのに——対策といえますか、啓蒙啓発活動を行うのに有効かと思えます。

特に高齢者の方、これから事故増えていく傾向にあるのではないかというふうに全体としては感じているんですけれども、そのあたりで高齢者に対して、特にこういったような啓発活動を今行っておりますとかいうようなことがありましたらお願いいたします。

○小田生活安全課長

交通事故に対するデータ、主要施策に載せているものは警察のほうで集約されたものでございます。

対応としては、一例として山口県警察で、昨年度より夜間の交通事故対策として、反射材とハイビームの活用が有効であるとの判断のもとに、毎月9日を「くつきり」と語呂合わせし、「反射材・ハイビーム活用促進の日」と定め、警察、行政、関係機関との協力のもとに反射材やLEDライト等の啓発グッズの配布とともに、交通安全の呼びかけを行っております。

これは高齢者だけに特化したものではないですが、以上でございます。

○仲山委員

高齢者、市民の高齢者自身のほうが自衛というわけではないんでしょうけど、御自身がやはり気をつけたほうがいいことっていうのも多々あるかと思います。そういったような啓発活動は、特には28年度に関してはなかったんでしょうか。

○小田生活安全課長

市が独自に実施することはないですが、警察、交通安全協会等と連携しながら、高齢者の安全教室は毎年開催しております。

○仲山委員

そういった取組みやっという、大変いいことだと思いますので、今後とも取組んでいただければと思います。

あともう一件、お願いします。同じく主要施策の成果についてのほうの55ページ、市民相談事業ですね、消費生活費の中の市民相談事業についてです。無料法律相談、市民相談それぞれ載っているわけですけど、この困り事、ここで大分相談に来られると思うんですけども、困り事の傾向として何かここ数年間でもいいんですが、傾向について何か、特に何かあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

過去3年間の傾向といたしましては、どの年度も行政相談では無料法律相談に関する事、空き家の管理に関する事の相談が多く、民事相談では蜂や小動物などの駆除に関する事、近隣・知人などのトラブルに関する事、山などの土地の管理に関する事などの相談が多い傾向でございました。

以上でございます。

○仲山委員

無料法律相談のほうに関しましては、少しこの3年間見ると減少傾向にあるんですけども、一般的にやっていますよということのお知らせというのはどういった形でやっという、大変いいことだと思いますので、今後とも取組んでいただければと思います。

○小田生活安全課長

28年度の弁護士無料相談が減っておりますが、これについては市は年4回偶数月に実

施しております。そのうちの1回が台風の影響で開催できなかったため、減少したものでございます。

あと社会福祉協議会のほうで年2回偶数月に実施しております。残りの奇数月については、下松市のほうで共同開催ということで実施しておりますので、毎月無料相談の対応が何れかでできるようになっております。

○仲山委員

ありがとうございました。そういった事情だということはわかりました。これ大変有効な相談窓口であると思いますので、今後とも取組みよろしく願いいたします。

以上です。

○田邊委員

おはようございます。決算書の75ページをお願いします。

地域づくり推進事業で1億3,300万円ほどの支出済み額があるんですけど、不用額が1,330万円余りなんですけど、その大半が工事請負費ということになっておりますが、77ページの不用額の2番目です。その辺のところの説明をお願いします。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり推進課の不用額の件でありますけど、28年度においては、50万円以上の不用額があったのは工事請負費のみであります。

金額は1,126万6,800円となっております。その内容は、太陽光発電装置設置工事と平成27年公民館解体工事、繰越明許でありまして、理由はいずれも入札減によるものであります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。一つ、太陽光発電装置の設置工事、これは計画で285万6,000円を28年度でやる予定ではあったと思われるんですけど、今後、またやる、そういうような形でやるわけですか。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターへ設置した太陽光発電装置につきましては、28年度で設置業務は済んでおります。

当初予算が2,910万円に対して決算額が2,624万4,000円ということで、差し引き285万6,000円が不用額として上がっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。これは差し引きの額が不用額についたということですね、わかりまし

た。

○河村委員

67ページの最下段、顧問弁護士の委託料43万2,000円、これ違う。（「違う、総務」と呼ぶ者あり）総務じゃないかいね、これ。（「市民」と呼ぶ者あり）ああそうか、ごめんごめん。

79ページの上から7段目、コミュニティセンター官報配布仕分け委託料43万3,554円、ちょっと中身を教えてもらっていいですか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンター館報配布仕分け委託料についてでございますが、これは各地区コミュニティ協議会が作成した館報について、それぞれ提示された部数に仕分けるとともに、市が指定する場所、約400カ所でありますけど、こちらに納品するための委託料でございます。

以上です。

○河村委員

何か積算の根拠があります。

○縄田地域づくり推進課長

委託料につきましては、広報統計課で締結しております広報紙印刷業務契約書の中で金額が定められておまして、納品場所1カ所につきまして123.5円を支払っております。

以上です。

○河村委員

それから、防犯灯、81ページの下段、防犯対策事業の中で会場設営等委託料6万4,800円というのがあるんですが、この中身をちょっと教えてください。

○小田生活安全課長

先ほど説明をさせていただいたんですが、LED化事業の除幕式にかかる会場設営の費用でございます。

主なものとして、白布、赤じゅうたん等の会場設営費となっております。

以上でございます。

○河村委員

あのとき突然でちょっとびっくりもしたんですが、何かあれくれないね、参加費というか、ああいうものはどこから捻出をしたんですか。

○小田生活安全課長

決算書80ページの交通安全対策事業、真ん中からやや下、消耗品から5万19円ほど支出しております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。それから、光交通安全協会の補助金195万7,000円の主なものがわかりますか、人件費。

○小田生活安全課長

人件費及び安全活動費として、主要施策の52ページですが、こういった中の活動費等が対象となっております。

○河村委員

今52ページの主要施策の成果のところの交通安全共済というのがあります。83ページの上段、真ん中辺、広報折り込み配布仕分け委託料5万3,484円、これが交通災害じゃったと思うんですが、ちょっとこれも中身を教えてもらっていいですか。

○小田生活安全課長

これは交通災害共済加入に伴う申請書及びパンフレットを2月25日号の市の広報に折り込みした費用でございます。

○河村委員

予算の要するに根拠というか、お金の根拠。

○小田生活安全課長

これ委託料でお支払いしているんですが、広報の配布先からの見積もりによる費用を支出したものでございます。

○河村委員

よく広報を配布したときにこれを一緒に出すと、自治会の人の方から配布者、自治会長のところへ問い合わせが来たり、申し込みの電話がかかってきたりするんですね。そのあたり、単なる広報の中に入れちゃげようという思いなんですけど、もうちょっと選挙公報と一緒ににはなりません、何かこれ収入を言うちゃなかったけど、もしも手数料等でもらっているのがあるのであれば、配布、手数料の中へ入れてもおかしくないんじゃないんですかね。

○小田生活安全課長

ただいまの費用については、折り込み料の費用でございます。

たしかに歳入としては、15万円幾らかはございますが、そういった形は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○河村委員

何でもかんでも広報の中へ折り込んだらええという問題じゃないで、利益が出てくるものについては、そういう配布の中である程度金額の支払いちゅうのは当然だと、こう思うんですが、その辺はどんなです。

○小田生活安全課長

申しわけございませんが、今現在その辺は考えておりません。

○河村委員

それじゃ、その下の草刈り等の委託料14万5,000円ちゅうのがあるんですが、これは中身を教えてください。

○小田生活安全課長

この草刈り委託料については、大和の簡水の施設がまだ残っております。その維持管理に係る草刈りの費用でございます。

○河村委員

これはシルバーか何かをお願いをしよるんですか、それとも今大和に草刈り隊というか、維持補修がおりますが、そういう人というんじゃないんですか。

○小田生活安全課長

シルバー人材センターに委託しております。

○河村委員

89ページ、固定資産税の真ん中辺じゃったですか、土地評価業務委託料1,036万8,000円、航空写真とかいろいろ言われたようなんですが、もうちょっと中身を詳しく聞いていいですか。それから、現認方法についてあわせてお答えいただけますか。

○杉本税務課長

固定資産土地評価業務委託料ですが、前回の評価替えの年から3年サイクルで、基本業務である地番図修正及びウェブ配信用地番図データ更新に加えて、航空写真等の撮影業務を追加しているものでございます。

また、現認方法ということでございますが、確認は業者が写真撮影するので、画面上で職員が確認するような形をとっております。

○河村委員

アジア航測とかそういう写真を撮る専門業者がおるいね、ああいうところで航空写真なら航空写真とかいうんじゃないくて、業務委託料というのはどういうところに、どういう業務の委託をしたんですかね。

○杉本税務課長

光市で使用中の統合型GISシステム、いわゆる地理情報システムですが、アジア航測が開発事業者であるため、データ更新が可能な唯一の事業者として委託している次第でございます。

○河村委員

現認方法なんですけど、通常は建物が建っているとか、そういうのを現地に確認をしに行くんだと、こう思うんですけど、そういう作業ではないんですか。地図を見てだけ、その上に建った建物があったらその建物について課税をすると、こういう話なんですか。もうちょっと中身を現認方法。

○杉本税務課長

航空写真等を前回の評価替えと見比べて変わっている箇所があれば、職員等が出向いて現地確認をすることとなっております。

○河村委員

航空写真だから豆粒のような話いね、例えば固定資産税で建物なら、上空から見た写真で何ぼとこういう話になるわけですが、通常は建て増し部分とか、あるいは畑地等については、本当に耕作をしちよるかどうとか、そういうものを今1月1日付の確認をするんじゃないんですか。

○杉本税務課長

航空写真もかなり精度が高く、職員もその地区担当がいますので、その辺で前回と変わっている箇所とか、また、課税明細書を出したときの申し出により、変わっている箇所を確認することとなります。

○河村委員

課税表を出して、高いときには文句言うわあね、間違いない。ほやけど、安いときには文句言やあせんよ。だから、現況の確認作業ちゅうのは、例えば毎年できんちゅうんなら何年かに1回大がかりな確認作業をやるとか、そういう話じゃないんですか。

○杉本税務課長

市内広域になりますので、地区別に職員が画像を確認しながら、現況と変わっている箇所があれば確認するような形をとっています。

○河村委員

昔は農地じゃったら、バイクか何かでずっと歩きよったいね、そんな作業恐らくないんじゃないと思いますけど、前にもちょっと畑の話をしましたけど、要は耕作放棄地あるいは荒廢地というときに、どの程度の中身でそういう課税をするのか、余り裁量がそこへ働くというのは望ましいことじゃないんですかね。

職員が見に行くという作業が、今聞いた範囲内では業務として確認作業を進めているというふうにはちょっと受け取れなかったんで、そういう業務としてそういう確認作業に歩くという、そういうことはないんですか。

○杉本税務課長

業務として職員が現地に赴き、定期的に確認作業は地区ごとに行っております。

○河村委員

しっかりここは確認をする必要があるんだと思います。

きのうも、要は固定資産ちゅうても、物品じゃない、不動産の固定資産の管理ができていないということは、例えば課税に対してそれがしっかりできちよるかどうかというのが反対に疑問になってくるんで、そのあたりの交通安全じゃったら9月、そういう月間で取り組んだりするんで、何かそういうものを定めてやるのが職員の意識高揚にもなる、啓発にもなるんで、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

それから、その下の標準宅地不動産鑑定評価委託料1,629万1,800円なんですが、これは支払いの根拠みたいなものがあるんですか。

○杉本税務課長

支払いの根拠といいますか、不動産鑑定士が光市におりませんので、山口県不動産鑑定士協会に委託という形で、協議により決定した金額によって委託料を支払っている次第でございます。

○河村委員

不動産鑑定協会に委託をしよるといのはわかるんですが、じゃあ、入札というんじゃないなくて、向こうの言い値とかそういうことなんです。

○杉本税務課長

随意契約ということで、県内他市も山口県不動産鑑定士協会へ委託し、13市中10市はそこで委託していますので、その辺と照らし合わせながら金額的には妥当であると判断しております。

○河村委員

残った3市はどういう方法をとっておられるかわかります。

○杉本税務課長

不動産鑑定士協会ではなく、一業者です。

○河村委員

不動産鑑定士じゃない人でもできるの。

○杉本税務課長

不動産鑑定士はいますが、協会に加盟されていない業者です。光市は従来、山口県の不動産鑑定士協会に委託して、今まで評価替えを行ってきているわけですので、その辺は光市の時価に精通しています。3市は、協会加盟の事業者ではないため、近隣市町との調整を行うことができないと思われます。

○河村委員

光市に精通しているというのが、例年といいますか、毎回同じような格好で鑑定をしているんで精通していると。そういう方は、要は発注側の希望も含めて酌み取っているというようなニュアンスもあるんだと思うんですね。

例えば工業地帯の評価はこうだというような、そんたくじゃないけど、そういう類いのものが多少あったりする。純然と周辺の事例も含めて土地評価をするという作業がどこかできているんだと思うんですね。

特に最近、要は駅前から島田川までの浅江部分、最近は光井でもだめだというような企業の考え方もあるようですが、それ以外のとちゅうのは、もうほとんど地価が下落して困っちゃうわけですよ。そのあたりの評価をきちっと捉まえられるかどうか、結構大事なところなんで、そういうものが必要だと私は思っております。まあ答えんでもええですよ。

それから、さっき107ページの上段から10行目ぐらいですか、はりきゅうの話をしちゃったんですが、これは75歳以上で338万7,930円で、よく新聞広告や何かに10件ぐらいがぱっと出しておられる、ああいう業者なんだと思うんですが、もう少し詳しくというか、どの程度の方がかかられて、料金ちゅうのは定額なんでしょうか。

○田村市民部次長兼市民課長

はりきゅうということで御質問いただきました。

施術料に関しましては、初検料とはりかきゅうの1術、はりきゅう併用の2術ということで分かれております。

それで、人数というお話をちょっといただいたんですけど、一応件数という形で整理しておりますので、人数的にはちょっとわからない状況でございます。

件数のほうでお答え申し上げますと、初検料のみが306件、1術のみ、はりかきゅうということでございますが、これが592件、2術、はりきゅう併用でございますが、これが2,549件、合計で3,447件という形になっております。

単価のほうを申し上げますので、申し上げますが、初検料のみであれば700

円、1術のみであれば840円、2術併用であれば1,050円という単価でございます。
以上です。

○河村委員

111ページ、人権推進ですが、保護司会の補助金の27万円の主な内訳、それから、その下の人権団体活動費補助金241万2,000円、ちょっと中身を詳しく教えてください。

○大山人権推進課長

まず、保護司会補助金につきましては、周防中保護区保護司会というのがございます。光と下松において活動されている保護司の方での集まりでございまして、各種研修会とか啓発関係等の活動経費として補助をしておるところでございます。

また、その下の人権団体活動費補助金につきましては、2団体ございまして、1団体が全日本同和会山口県連合会光支部100万1,000円、もう1団体が山口県地域人権運動連合会光支部141万1,000円補助をしております。

○河村委員

保護司会が研修会とか啓発事業をやるというのはわかるんですが、この今の27万円というのは、昔の大和の2階に事務所を構えちゃったんですね、その事務所の負担金とかそういうことじゃなくて、研修会とか啓発事業で27万円というのは、ちょっと理解ができませんが、何か支払いの主なものであります。

○大山人権推進課長

総会資料によりますと、結構活動を月に多く行っておりまして、それを1年間通してやっております。山口保護観察所や山口県保護司連盟の指導のもとに、基本的には罪を犯した人や非行に陥った少年の更生と円滑な社会復帰に係る更生保護事業活動の充実と強化を図るために、安全で安心できる地域づくりに向けた活動に対する支援ということで交付しております。社会を明るくする運動を含め、様々な活動を積極的に、更生保護に向けた活動をしておられます。

○河村委員

活動をしよるといのはよう理解はしちよるんですが、例えばその活動に伴う油代が出ちよるとか、そういう話をされるんですか。そねえに飲み食いに使いよってわけじゃないんじゃないから、もう少し細かい細目というのがあるんだと思うんですが、どんなです。

○大山人権推進課長

申しわけございません。補助申請に基づいてやっております、細かい何に使用かというのはちょっと私の手元になくてお答えできません。

○河村委員

決算なんで、そういった決算書というのを持っていないと決算審査になりませんので、もししゃべれんのならそういう資料をきちっと配布することが大事だと思いますよ。

その下の人権団体の今、全日本同和会の100万1,000円、それからもう1個、人権連に141万1,000円という話じゃったと思うんですが、これは中身ですよ、最近余り表立った活動というのをよく耳にしません、中身についてちょっとお知らせをいただいているですか。

○大山人権推進課長

補助金の内容としましては、日常活動費補助金と、集会等の参加費、経費の補助金この2種類の経費を補助しております。

集会等に参加する経費の補助金につきましては、いろいろ全国で行われております研修会とかに参加する必要経費として補助をしているところです。

○河村委員

誰か行きおるんじゃないかね、ほんなら。あんまりそういう活動を目にしたりすることもなくなってきたように思います。

集会の参加費とか、日常活動で100万円というのは、余りにも法外だと思われませんが、これも何かあれかいね、Aランク、Bランクちゅうのがあるかいね。補助金の適正なやつ。

○大山人権推進課長

事務事業評価シートというのございますけれども、そちらでは、今現在、現状維持ということでAランクです。

○河村委員

Aランクということであれば、もうちょっとお尋ねせんないけませんね。

決算書というか、内訳書みたいなものを、もらっているんだと思いますが、昔は、ソフトボール大会やったりとか、何だというような、3地区のどうのこうのというのがあったんですが、今は、この活動費補助金と、こういう話ですが、登録をされている人数というのは、どのように確認をしちよってですか。

○大山人権推進課長

毎年、事業報告、決算書、事業計画、予算書というような形で御提出をいただいております、その中で記載されております会員さんの人数とかで把握しております。

具体的な会員さんの人数としましては、全日本同和会山口県連合会光支部のほうは会員数15名、山口県地域人権運動連合会光支部につきましては、会員数40名ということで記載されております。

以上です。

○河村委員

同和会が15人で100万1,000円というのはちいと、法外な気がしてしまうが、全国大会にこの15人が皆行ってわけ。

○大山人権推進課長

15人全員というわけではございません。4名でございます。

○河村委員

とすると、最近の今の全国大会の様相というのが、のみ込めんですけれど、従前のような活発な活動というの、今、ほとんどなくなっているように思うんですが、出しおったから、ずっと継続して出すというんじゃないで、もう少し絞って、あるいは話し合いをしながら、ここの減額を図っていかないと、15人で100万1,000円というのは余りにも桁外れですよ。40人で141万1,000円というのも同様だと思います。

もう、同和問題については終息宣言まで出して、どんどんそういう費用についてはなくなっている中で、全部削れとは言いませんが、中身をもっと精査をして、本当に必要なものを出していくという姿勢が要るんだと思いますが、長いことやってもええんですけど、一応今回はそういうことで、次回には、ちゃんとやはり明細を出していただくように、お願いをしておきます。

それから次のページ、113ページ、女性のつどい補助金24万3,000円。女団連がやっておられる講演会なんだろうと思うんですが、結構毎年有名な方というか、講師を、結構選択をして開催をしておられて、いいなというふうに思っておるんですが、こういうときに、市の行事としてやれば、会場の使用料等は、恐らく要らないんで、講師の謝金ぐらいになるんですか、この補助金の使い道としては。

○大山人権推進課長

この補助金につきましては、講師の謝金として扱っております。

○河村委員

ある意味でいや、市のほうで委託をしてやっていただいているという面もあるんだと思いますが、結構動員苦勞しちよってみたい気がするんで、団体としての活動をもう少し活発にさせていただく必要があるんだと思います。

それからその下、ふれあいセンターですが、真ん中よりちょっと下のふれあいセンター等清掃委託料101万5,200円、もう少し中身を教えてもらっていいですか。

○大山人権推進課長

ふれあいセンター等清掃委託料につきましては、先ほど申しましたように、あさえふれあいセンターと、三輪福祉会館、この2館の清掃について上げております。

○河村委員

ふれあいセンター、三輪、あさえについても、結構老朽化をして、業者に清掃委託をせんにゃいけんような施設でもないと思うんですが、どんなですか。

○大山人権推進課長

主要施策の成果の89ページをご覧くださいと思います。

89ページの10、ふれあいセンター運営費というところで、そこに表がございまして、平成28年度利用延べ人数というような形で書いてございますけれども、この2館、あさえふれあいセンターは平成28年度8,743名、三輪福祉会館2,210名の方、まだ利用されておられまして、やっぱりこういった形では、館を清掃してきれいに維持したいと考えております。

○河村委員

私も何回も利用させてもらいおるんです。一般開放なんですから、特段のあれはないんですが、新しいうちなら今のワックスがけをしたり、そういう掃除というのが必要なんだと思うんですけど、古うなってきたら、ワックスをかけたりする効果なんてほとんどない。

そのあたりのところは、どっかでけりをつけていかんといけんのんで、今の青少年ホームのようにやめると、建物というのは、あったら便利でええ。地域にとってはすごい幸せちよる、建物があること自体が。

だから、経費が多いから、最後こねえな経費払うんやったら、運営できんというて、しまうほうが怖いけ。そういう思いで必要な経費はしょうがないけれども、そうでないものについては、削って行って、無理にそのものを落としていかんと、長く使えんと。公共施設の床面積を減らそうと、こういう話をされる気持ちはわかるんやけれども、役所の一番の利点というのは、固定資産税が要らんのん。

ただ、一番の利点はできるだけ残しつつ、維持管理は地元任せながら、長く使ってもらえるというのが、一番適正な管理方法なんで、ここにある、管理委託、警備委託を含めて、ある程度地元へお願いをしながら、振りかえていくことが大事なんだと思いますので、そういう管理運営事業そのものについての考え方を、ぜひ改めてほしいなと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大山人権推進課長

先ほど、午前中の河村委員から御質問がありました、決算書111ページの保護司会補助金27万円についてでございますが、保護司会、周防中区保護司会光支部のこととございまして、平成28年度の支出の合計としましては、約286万3,000円でございます。

この会の活動としまして、主なものは資料作成等の保護司会運営費6万円、サポートセンターの運営管理費30万円、その他、保護司会活動費や研修会費、機関誌作成等の広告費等の事業費等でございます。

○河村委員

それから、主要施策の成果で55ページ、さっきちょっとありましたが、無料法律相談のところで、弁護士さんの民事相談、あるいは家事相談ということで、60件あるんですが、その中で、本当にお願ひしたというか、単に相談業務だけで済まなくて、実際に相談業務に結びついたというような件数が何件ぐらいあるか、把握しちよってですか。

○小田生活安全課長

生活安全課としても、主な相談内容については把握しておりますが、その後、実際に弁護士に相談云々という件数については、把握しておりません。

以上でございます。

○河村委員

相談内容について把握しちよるの。

○小田生活安全課長

主に、どういった内容であるかということについては、民事、家事相談の分類のため、把握させていただいております。個人の情報については、一切把握はございません。

○河村委員

できたら、せっかく無料法律相談というようなことで、わざわざ窓口に出向いて、安くやっただいてるんで、どの程度が成約というか、自分の仕事になったかというぐらい、1年ごとでええんですが、そういう調査をやっただくと、もう少し把握がみやすくなるんで、お願ひしたらと思います。

それから、先ほど、決算書の3ページ、諸収入の中の貸付金元利収入、新築資金の貸付金というような話をされたように記憶するんですが、収入未済額について説明をお願ひできますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大山人権推進課長

ただいまの件について、51ページで御説明いたします。

こちらにつきましては、住宅新築資金等貸付資金の収入未済額と同和福祉援護資金貸付金の収入の未済額でございます。住宅新築資金等貸付金につきましては、収入未済額は3億1,248万7,000円、同和福祉援護資金等貸付金につきましては、収入未済額2億2,932万9,000円でございます。

○河村委員

それは書いちゃうんで、もうちょっとその中身が知りたいというふうに言うんですが、今、もうこの住宅新築資金とか、それから同和福祉援護資金というのは、もうやっ

てない、貸し付けは。

過年度分についての、返済を求めちよるわけですが、どの程度の、現年度分の、平成28年度分の予定金額が何ぼあって、何ぼ収入があったと、何%やったと、そういう内訳があるでしょう。それをちょっと。

○大山人権推進課長

住宅新築資金等貸付金につきましては、現年度分につきましては、28年度の返済予定としては361万2,000円でしたが、これにつきましては、収入額は116万5,000円でした。収納率が32.25%ということになっております。

同和福祉援護資金貸付金につきましては、現年度分の返済予定としては、33万7,000円でしたが、収入としてはゼロでございます。

○河村委員

援護資金は収入済額が289万2,000円と書いてあるけど、これは違うお金かね。28年度分の予定はないけれども、従前の古いやつが入ってきたと、こういう話をするということは、例えば、このお金については、毎月返済義務はないけれども、従前に借りた分について、お金ができたときに返すと、こういう話の、今回の収入が289万2,000円あったということなの。

○大山人権推進課長

現年度分と過年度分というのがございまして、実際に返納があった場合には、過年度分から埋めていくというような形をとっておりまして、従って現年度分がなかったというところでございます。

以上です。

○河村委員

わからんことはないんじゃないけど、収入未済額が2億2,932万9,803円あって、どれももう返済時期は来ちよるということでええですか。その中で、今回過年度分の289万2,000円が入ってきたと、それ以外も、随分昔の話かもわからんので、いつごろの話で、払ってない期間が何年ぐらいになって、下手すりゃ不納欠損かなんかに回りそうなのというよな、そういう類いのものなんですかね。

中身をもうちょっと詳しく教えてもらっていいです。

○大山人権推進課長

貸し付けが、住宅新築資金等貸付金が昭和41年から平成8年まで貸し付けておりました。また、同和福祉援護資金貸付金につきましては、昭和38年から平成13年まで貸し付けておりまして、この償還完了年度につきましては、住宅新築資金のほうは33年度、同和福祉援護資金のほうは平成30年度で終わるような形であります。

返済の内容ですけれども、約240名の方がおられまして、長年償還していただいてお

られない方もありますし、遅ればせながらも返していただいております。

○河村委員

もったもだと思うんですが、同和福祉援護資金が、例えば平成30年というふうに言われましたが、この期日を過ぎたらどうなるの。

○大山人権推進課長

この期日を過ぎましても、過年度分としてお返しをいただくことにしております。
以上です。

○河村委員

もちろんそれが一番望ましいわけですし、そうでなければいけないと思うんですが、例えば、審査意見書の19ページ、不納欠損処分の要因等ということで上がってますよね。住所不明、死亡、無資産、生活困窮、その他と、こういうようなことなんですが、この240人の内訳というのは、このいう類いのところ当てはまらんでしょうかね。

○大山人権推進課長

19ページにつきましては、不納欠損処分については、市税について記載しています。援護資金等につきましては、私債権ということでございまして、その中には含まれておりません。

○河村委員

税金とその違いもわかるが、そうじゃなくて、何で税金は不納欠損処分をするんかねということにもなってくるじゃろう。要するに、住所がわからなかったり、お金を持ってないというのは、払いとうても払えんから不納欠損で落とすわけじゃから、そうすると、ここにおける240人の人たちの返済金というのは、そういうことに該当せんのかねと、一番困るのは、最後は、うやむやになって、あれから10年、20年経ちました、どうしようもないから落としましょうという話になったんじゃ、具合が悪いわけね。

例えば、住宅新築資金だったら物があるんじゃから、物がある間に回収しようと、そういうことを事前の準備からそういうことをやってちょかん、時間が来たときに、何にもなくなって終わりやせんかね。

貸付金を貸しちょるところに、住宅の場合はひよっとしたら担保を取っちょるかもわからんね。取ってないと思うけど。そういうことやったら、回収方法というのはどっから出てくるんやけど、もう一個の援護資金のほうやったらそういうわけにはいかんから、それをどうやって担保をしようかというのを、そろそろ考えていかんと、もう返ってこんというのを前提に、次の対応策を考えていったほうが正解よ。

そういう意味合いでの、ぜひ今後の取り組みにつなげていただきたらと思います。

今、不納欠損のところを出してあれなんです、その他のところで211件というということで、一番金額的にも件数的にも多いんですが、この211件を、例えばもう一回内訳

をこうやると、何通りかに分類できんのですか、それとも211件それぞれさまざまな対応なんですかね、この不納欠損は。

○藤本収納対策課長

19ページの5年時効によるものの、その他の部分にある11件311万6,000円の中身と思います。基本的には、この中で、消滅時効5年の経過したもので、債権が取れなかった分が211件ありまして、その中で、約束の中で、債権者、会社の今年は都合が悪いという状況の中で、債権を待ってた案件。

例えば、5年後に完納するという約束の中で、納入ができなくなったような状況等が発生して、消滅時効を迎えた債権になっております。

○河村委員

211件全部がそういうお金なわけ。今の話でいうたら、当初払わなかったから、話し合いをする中で、不納欠損に陥る前に、5年後には払うてねということで、払う約束をするいね、誰でも。それで、どん詰まりになって、やっぱりお金がないけ払えんわと、そして時効になったから落とすと、こういうふうにしかな今の話で聞こえんのですが、全部のこれ皆払う約束があって……（「済いません、訂正いたします」と呼ぶ者あり）

○藤本収納対策課長

財産調査中に、まさに金融機関に、この人財産があるか、調査する段階で時効を迎えたケースとか、あと、住所は住民票を変えとるんだけど、その住所自体に転居していないという中で、一回も交渉等ができない世帯等もあったりする中で、あともう一点は、市県民税の税金に関する遡及分というのがありまして、税務署が過去3年間、会社でいうたら、申告されなかった状況で、さかのぼって課税するような状況の中で、収納調査を行ったときには、もう3年前の収入に対する現状も、会社が潰れ税金が回収できないという状況もあるケースが211件の中に含まれております。

以上です。

○河村委員

ほいじゃから、今の住所不明とか、あるいは生活困窮とか、そういうふうな分類に分けられるんじゃないかと、こう思うんですが、5年の原因の中で、最初の住所不明、死亡、無資産、生活困窮という、ここに何が該当するかという当てはめ方なんですが、それとは、別に本来の統計事務なんで、解りやすうに、その他が余りにも突出して211件というんじゃないかと、その他の中身をまとめかえる、もう一段、そういうふうなほうがあったほうが、この不納欠損についてはわかりやすいと思うんです。

そういうふうな方策を今度、審査意見書やから、監査委員がやることなんで関係ないんやけど、できたらそういう方向性が望ましいということ、ちょろっと言っていたらと助かります。

終わります。

○森重委員

1、2点お尋ねをいたします。

まず、決算書は77ページです。

元気なまち協働推進事業交付金等なんですけども、それとあわせて、決算審査参考資料の中の43ページ、これ事務事業評価結果集計表です。決算ですから、43ページの市民部の今回の事業評価、業務評価の中で、Dの段です。休廃止・統合・業務完了というところが、生活安全課、人権推進課と地域づくり推進課と、それぞれあるわけなんですけども、この中の一つの地域づくり推進課についてお尋ねをいたします。

まず、28年度でDランクになった3という数字に対して、どのようなものがどうなったのかを、まずお尋ねをいたします。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり推進課の業務評価が、「D」の内訳でありますけど、「元気なまち協働推進事業」、「地域づくり支援センター太陽光発電設備設置事業」、「第2次光市生涯学習推進プランの策定の3件であります。

○森重委員

そのうち、地域づくり支援センターの太陽光発電設備と、それから第2次光市生涯学習推進プランの策定、これは終了ということでしたといたしますけれども、了解です。

一つ、元気なまち協働推進事業は、26年度から3年間やってこられまして、このたび、次へのステップアップということで、一応終了ということになるわけなんですけども、この間、先ほどの説明では、28年度は7団体に対しての交付金ということで、118万7,000円が上がっておりましたけども、これ、地域づくり、また市民力アップ、いろんな意味で3年間取り組まれまして、次は、行政と市民活動団体との協働による、社会的課題の解決に向けた協働事業提案制度等に移行されるということで、お聞きしておりますけれども、そのステップアップに対して、この3年間といいますか、この事業はどのような役割を果たし、どのような成果が得られ、効果があったのか、そのあたりをお聞きいたします。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまちにつきましては、ただいま議員から御紹介がありましたとおり、平成26年度から実施している事業でありまして、これまで、13団体に対して、交付金を交付しております。

事業の効果としましては、この制度は市民活動団体の立ち上げ支援、それと既存の市民活動団体の基盤整備というところを目的にした制度でありまして、そういったところから、新たな市民活動団体の立ち上げ、それから、既存の市民活動団体等には、お金がない中で、一定の基盤整備ができたというふうに思っております。

○森重委員

当初、3年前に手挙げ方式で、いろいろ年次的にいろいろな方たちが手を挙げ、取り組まれた作業ですけども、こういうものが一つの事業を経て、次の市民協働の事業の提案制度に移行されるということで、非常に段階を踏まえて、だんだん育てていってというか、非常に効果のある事業であったというふうに、今となれば思います。

今回、今回は7団体で、次のこと言っちゃいけないかもしれませんが、継続的にこれが協働作業として、活動される団体の内容といえますか、どういうものがあるのかだけお聞きしておきます。

○縄田地域づくり推進課長

交付金の交付の終わった後の継続している団体の状況についてでありますけど、この交付金制度を始めるときに、交付金が終わっても、つまり3年間交付金いただいた、その後も継続して事業実施するというのが、一つの審査項目にもなっておりますことから、全ての団体において、交付金が終わった段階においても、何らかの活動をしております。

○森重委員

わかりました。期待をしておきたいと思います。非常に素晴らしい、でもすぐには育ちませんので、立ち上げ支援と、そして、また基礎の基盤整備というものは、意識を持ってやっていかないと育たないものだと思いますので、しっかりこれお願いをしたいと思います。

もう一つは、ひかり未来指標及びまちづくりの指標の状況という冊子があるんですが、この中から一つお尋ねをいたします。決算ということで、パーセンテージ的にも、いろんな箇所で達成率がいいところもありますし、なかなかというところもありますけれども、その中から、12ページです。生活安全課にお尋ねをいたします。

ここは、消費生活に関する研修会等の回数を160%ということで、非常に力を入れてどういう活動をされたのかということ、ちょっと確認をしたいと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、消費生活に関して、研修会等の回数ということで、主に出前講座になります。

160%の主な理由といたしましては、28年度から小学生のサンホームに通う児童を対象に、出前講座を実施しております。その関係で回数が大幅に増えているのが理由でございます。

○森重委員

そこは、主要施策の何ページか載ってましたよね。

○小田生活安全課長

主要施策54ページの項目11の（ウ）の出前講座回数というところに載っております。

○森重委員

わかりました。本当に消費生活の、賢い消費者になっていただくために、小学校から出前講座をされたということで、数値も達成率は上がってきますけれども、こういうところは大いに評価を、決算としてしていきたいというふうに思います。

以上です。

○河村委員

ごめんなさい。1点忘れちゃった。

27ページの使用料のところの中段、地域づくり支援センターの使用料157万2,140円、自販機とそれから使用料と言われたんですが、中身分けて話をしてもらっていいですか。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センター使用料の内訳でありますけど、会議室等の使用料が156万4,760円、それから自販機の設置使用料が7,380円となっています。

以上です。

○河村委員

地域づくりの自販機って高いんよ。普通の定価150円のお茶を皆出しよるわけいね。収入が7,380円しかないちゅうのは、どうも合点がいかん、中身がよ。今ごろ料金の安い100円の自販機とか、あるいは50円の自販機とかというのが出回りよるいね。

あそこに来る人が、体育館を使用したりする中で、お茶を飲んだり、ジュースを飲んだりしておってわけやけど、自分のところの手数料がなくても、便宜を図るほうが正解と思うんじゃけどね。

もともと業者の値段が高いのか、どうかちょっとわからんのやけど、その辺なんか把握しちよって。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターに設置しております自動販売機につきましては、社会貢献型ということで、収益の一部がおぎゃー献金にいくような形になっております。

以上です。

○河村委員

おぎゃー献金に幾らいきよるわけ。

○縄田地域づくり推進課長

そのあたりは現在把握しておりません。

○河村委員

最近、いろんな献金型のタイプがふえて、単に業者だけが利益をとということにもなり

かねん。

そういう名前をつけたら格好がええから、そういうケースがふえるんで、中身をもうちょっと精査をしてもろうたらと思いますし、コミュニティセンターなんかでも、もうちょっと規制もなくなったら置きたいよね、だけど置くに当たっちゃ、どういっのを置いたらええかってすごい難しいのいね。特定の業者だけがもうかったちゅうんじゃ、市の自販機としちゃふさわしいない。

そんなことをいろいろ考えるので、さしずめ市にあるこういう類いのものについては、位置づけをはっきりさせて中身の精査というのが大事だと思いますので、もう少し中身について詰めてやってください。

終わります。

○田邊委員

決算書の86、87をお願いします。

税務総務費のところ、不用額が215万6,000円、職員手当等、これを説明書きを見たんですけど、審査参考資料の6ページの不用額のところなんですけど、大半がこの不用額は特殊勤務手当と時間外勤務手当になっているんですけど、87ページの、決算書の時間外勤務手当は505万円あるんですけど、27年度はそういった実績でこういった予算でやってたわけなんですか。

不用額が200万円も出ているのは、その辺の意味合いを教えてくださいんですけど、よろしくをお願いします。

○杉本税務課長

職員が時間外勤務に関して縮減に努めてきた結果であると思います。

○田邊委員

結果的に少なくなったということで、ええわけですね。

○杉本税務課長

年度ごとの業務内容の量等もあり、固定資産税でいえば、評価替えの年とかそういうこともありますから、縮減の努力をして、そういう結果になったということです。

○田邊委員

年度ごとにそんだけの開きがあるのは、それが基本的にそういうようなもんかなというのが、僕はよくわからないんですけど。今までの流れからして、そういう100万円単位で変動するような内容、時間外手当とか特殊勤務手当がかかるところが。

○杉本税務課長

職員の時間単価にもよりますので、職員の時間単価が低ければ少なくて済みますし、高ければ、多くなるということもあります。

○田邊委員

わかりました。それだけは幅がいろいろ出てくるということでもあります。

それともう一件、市民部の課ごとの時間外手当、時間外と人数をよろしくお願いします。

○田村市民部次長兼市民課長

市民課でございますが、時間外の総時間数が3,097時間、対象の職員数が19名でございます。

○杉本税務課長

税務課ですけど、職員数が19名で、時間数は1,408時間です。

○小田生活安全課長

生活安全課では、時間が219時間、人数が3名でございます。

○藤本収納対策課長

収納対策では、1,094時間で、職員が9名でございます。

○田中三島出張所長

三島出張所では対象人員は1名で、年間48時間でございます。
以上です。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり推進課は対象職員は5名で、時間外の総時間数は587時間です。
以上です。

○大山人権推進課長

人権推進課です。対象職員は2名で41時間でございます。

○寺本浅江出張所長

浅江出張所でございますが、時間外が226時間、対象職員2名でございます。
以上です。

○高橋室積出張所長

室積出張所でございますが、対象職員1名で、73時間でございます。
以上でございます。

○田邊委員

ありがとうございました。

○河村委員

ページ数が飛ぶから見づらいんですが、さっきの参考資料の6ページのところの、今言われたところの下段のほうの徴税費の中の印刷製本費の不用額が、101万7,000円というのがあるんですが、何か特段で事情があったんですか。

○杉本税務課長

賦課費の印刷製本費の101万7,000円ですが、各税の納税通知書や申告書など、個々の見積合わせによる減額の合計が50万円以上の不用額として発生したということです。

3月補正要求後に発注するものや、在庫があったので、発注しなかったものがありました。

○河村委員

結構、去年ぐらいから如実に印刷製本費の単価が下がったのが、今、表に出てきちよるんで、見積りの取り直しかなんかを全般的にやったほうが、しっかりした金額が出てきてええと思うんですけど、従前は白黒じゃったのが、カラーでも同じぐらいの料金でできるような状況がもうできているんで、そのあたりの対応だけは、しっかりしていただきたいと思います。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第5号 平成28年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

認識を再度確認するためにお聞きします。

主要施策の277ページの高額療養費貸付事業の現況なんですけども、これはずっとゼロになっていて、限度額認定証を提出して、受領印もらって、入院費をそれによってこれはずっとゼロゼロなんだろうけど、これはどなたかまた、どういうケースの場合に使われることがあるんですか。

○田村市民部次長兼市民課長

制度的に残しておるといって、基本的には、もう入院なり、外来についての限度額摘要認定証を交付していますので、こういう施策の成果のほうには記載はしておりますが、該当するケースほとんどないという解釈をしております。

○森重委員

こういう制度が導入された時点では、なかなか医療機関等からも、こういう制度がありますよということがわからずに、周知の徹底がなくて、最初、全額を立てかえて、後から入ってくるというふうなこともあって、今はそういうことはなくなっているというふう認識していいですか。

○田村市民部次長兼市民課長

そう理解していただいて結構です。

○森重委員

わかりました。

もう一点、濟いません、お聞きします。

決算書225ページですけど、225ページの一番上段です。前のほうから、223ページもなんですけど、一般保険者立てかえ療養費負担金というのがございますけど、これはどういふもんか教えてください。どういふものを言われるのか。

○田村市民部次長兼市民課長

要は立て替え払いの状態のものになります。補装具とかもあると思うんですけど、病院で、差し向き現金で医療費が支払われ、それに対して後ほど、うちが保険者負担分を本人さんに給付するというものです。

以上です。

○森重委員

わかりました。それで、もう一つ、生活保護世帯の保険料、いわゆる医療保護ですよ、これは関係ないですかいね。結構です。わかりました。

○河村委員

収納率の奨励金というんですか、国保事業の収納（発言する者あり）217ページ、（発言する者あり）そうですね、217ページの、何%以上収納率についてもらえるんですか。

○田村市民部次長兼市民課長

何%までという把握はしておりませんが、前年度より超えた場合、対象がことし、28年度にいただいた分につきましては、26と27の比較になりますので、28年は落ちていきますので、来年度はどうかなという気はするんです。

以上です。

○河村委員

従前は96%以上とか、現年度分のあったような気がするんですが、そういうんじゃない

くて、26年度と27年度を比較して、向上しておれば、それが、例えば何ぼでももらえるという解釈なん。

そしたら、28年度極端に落とすとってやね、29年度にもらおうという、その発想になってしまうから、そうじゃないと思うんやがね。

○田村市民部次長兼市民課長

一定の基準はあったと思いますが、濟いません、手元に資料を持ち合わせておりません。

○河村委員

それから特定健診の受診率が結構低いんです。恐らく検診料というのは、実績に応じてしか収入は入ってこんのじゃろうと思うんです。何か方法を考えたら、こういうことをやったら受診率が上がったとか、そういうような試しといたしますか、そういう類いのことちゅうのはないんですか。

○田村市民部次長兼市民課長

平成28年度でございますけど、前年度医療機関にかかっていない対象者ですね、これに対して無料ということで、実施はしたんですが、余り数値的なものが出てないという結果にはなっております。

委員仰せのように、改善策についてのお話ございましたけど、来年度の話をする、話がずれるんですけど、今、先進事例とかも取り寄せながら、どういう形で取り組めば、受診率が上がるかなというふうな調査研究を進めているところです。

以上です。

○河村委員

この間、私、保険証をいただいたんですが、簡易書留で来たんです。普通書留とか、小荷物は郵便局は夜持ってくるんです。だけど、この簡易書留というのは、昼間、日中に来てポストの中に配達記録が入っちゃるだけで、ずっと置いちょちやろうと思うてから、あれでも3週間ぐらい家に置いちょったんです。ここに返ってきとったから、それをいただいたんですが、どのくらい返ってくるもんですか。

保険証28年度に、保険証を9月に交付するじゃないですか、その手紙がたって、返ってくるね、返ってこん。受け取らんかったちゅうこといね。

保険証ってなかったら困るから、恐らく何らかの格好で、最終的には手元に届くとは思いますが、最初の配達でどのくらい返ってくるもんですか。

○田村市民部次長兼市民課長

申しわけございませんが、数値的なものは把握しておりませんが、返ったものについては、再度本人さんのほうへ再送付なり、時間がたてば、ほかの方法で連絡をとるなりはしております。

○河村委員

元気な人は無料という話も、あんまり理解できてないんです。普通の人には。私らでも理解せんぐらいやから、普通の人々が当然理解してないと思うんですが。

診療所を含めて、健康診断をやってくれるところとタイアップして、例えば土曜日の昼からやってもらうとか、何か特定のあれをやると多少は違うと思いますし、簡易書留も悪くはないと思うんですが、当初から夜間配達とか、昔は、うちも夕方の4時ごろ配達やったんです。今、11時に配達する、日中のね。黙って配達時間も変えたりするから、余計にこうわからんのですがね。

何か、受診率が上がったり、自分が入っちゃる国保に関心を持ってもらう動作というのが、何かあるんじゃないかと思うんです。そのあたりは、いろいろ考えながらやってみようというのかなと思いますけど。何か意見がありましたら。

○田村市民部次長兼市民課長

先ほど、触れるのを忘れておりましたけれど、平日が仕事で健診に行かれない方を対象に、ふれあい・健康フェスティバル、28年は11月の21日に開催されたところがございますが、この日にあわせての健診、日曜日健診というものは実施してきているところがございます。

今後、平日で行かれないとかいう方もいらっしゃいますので、委員さん仰せのようなことも含めて、受診率が向上するような対策を調査研究してまいりたいというふうに考えています。

○河村委員

ふれあいフェスタのときに、レントゲンの受診車かなんか来ちよったんかいね。うちの駐車場に置いちゃった、そういや。

○田村市民部次長兼市民課長

健康フェスティバルと同じ日ということで、当初は、あいぱ一くでできないかということも考えたんですが、場所的に確保できないということで、光井コミュニティセンターのほうで開催をしております。

○河村委員

思い出しました。思い出したちゅうのは、市の職員を含めて、何しにここにおるんかと、言うた覚えがあるんです。

ふれあいフェスタに行くのに、私ら公民館のほうに駐車するんで、車は公民館にとめて行くんですが、朝から、平日は、ほとんど毎日コミュニティセンターにありますけど、全くそんなことは気がつきもせんぐらいの話。

ただ、何か、周知の方法というのは考えないけんのやろうと思いますよ、方法を。言いつ放しでええですけいね。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

③追加認定第10号 平成28年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成28年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

よろしくお願いいたします。決算書のほうの67ページに当たるところなんですが、一般管理費一般管理事業のところに、予算にあった項目で決算にないというのが3点ほどあるんですが、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

個人情報保護審査会委員報酬、それから情報公開審査会委員報酬、いじめ問題調査検証委員会委員報酬と、審査会の類いの委員の報酬が上げてありました。予算にあったんですけども決算にないというのは、開かれなかったということかなとは読み取ってはいるんですけども、それぞれにどういったことを審議する委員会で、委員会というか審査会で、また開かれなかったのはそれぞれ事情が違うかもしれませんが、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

○讃井総務課長

ただいま各審査会等についての御質問をいただきました。

まず、光市情報公開審査会は、光市情報公開条例により設置をされ、公文書の開示・決定等に対する審査請求について審議を行う組織となっております。

次に、個人情報保護審査会は、光市個人情報保護条例により設置をされ、個人情報の開示・決定等に対する審査請求について審議を行う組織となっております。

最後に、いじめ調査検証委員会は、光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例により設置をされたものです。重大な事態に係る事実関係を明確にするために、光市教育委員会の附属機関として設置された光市いじめ問題調査委員会から市長が報告を受け、さらに調査が必要となった場合に開催されるものであります。

これらの審査会等につきましては、審査請求があった場合などに開催をされるものであり、28年度につきましては、その対象となる案件がなく、委員報酬が決算額として計上されていないというものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。28年度は、それら審査の必要がある案件が出てこなかったということかと思うんですけど、これまでにこれらの委員会開かれたということはあったんでしょうか。近いところだけでもいいですけども。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井総務課長

失礼しました。平成27年度で個人情報保護審査会が開催されております。3回開催をされておまして、一つは、クラウド型図書館システム導入に係るインターネットによる個人情報に関する事、それから2回目は、徘徊高齢者SOSネットワークにおける個人データの取り扱いについて、3回目に、基幹系業務に係るクラウド型システムにおける個人データの取り扱いということで、審査会の意見を求めるために開催をしたところであります。

○仲山委員

ありがとうございました。ほかのいじめ問題や何かは、近い過去にはなかったようですけれども、28年度は特に大きな問題がなかったということと了解させていただきました。

もう一点お願いしたいんですけれども、85ページ、防災事務費の防災備蓄倉庫整備工事。先ほど周防コミュニティセンターの一部をその倉庫に充てる工事に使われたというふうにお伺いしました。主要施策の成果についてのほうの56ページのほうにも、そのことについて書いてございます。56ページの下から4分の1かその辺のところに、エとして載っております。「防災備蓄倉庫の整備として、災害発生時に応急対応に必要な緊急物資や防災用資機材を備蓄するための防災備蓄倉庫を市内4カ所に整備しました」と書いてございます。工事として必要だったのは、周防コミュニティセンターだけだったかもしれませんが、この4カ所を整備されたということなんですが、それらの位置は、位置というか、どこどこに整備されたかお伺いいたします。

○呉橋防災危機管理課長

防災倉庫につきましては、災害時に緊急物資や災害用資機材を避難所に迅速にかつ効果的に運搬を配置することを目的に、市内4カ所に防災倉庫を整備したところです。その整備した箇所なんですが、4カ所でございます。地域バランス等を勘案をいたしまして、テクノキャンパス研修センター、周防コミュニティセンター、光スポーツ公園レストハウス、大和総合運動公園としたところであります。

○仲山委員

ありがとうございます。確認をいたします。周防はコミュニティセンター、それから、浅江になるんですかね、テクノキャンパスの研修センター、それから、光スポーツ公園のレストハウス。それと、あとは大和運動公園のほうに。ほかのところは、特に仕切る必要がなくて、場所を開けていただいたという感じでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

議員仰せのとおりでございます。開けてもらったというか、空きスペースを利用させてもらったということでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。空きスペースがあったというのは、大変好都合でした。

それで、そこに書いてあるように、緊急物資や防災用資機材を備蓄するためというふうになっておりますけど、もうそちらには緊急物資や資機材を備蓄、同時にされたんでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

整備に伴いまして、資機材とか緊急物資につきましては、既に各倉庫のほうに分散保管をしておるところです。

○仲山委員

緊急物資や防災用資機材等となっておりますけど、内容的にはどういったものを、まあ量的なものもあるかとは思いますが、よろしくをお願いします。

○呉橋防災危機管理課長

備蓄しているものなのですが、場所によって量は一律ではありませんが、主に申し上げますと、5年間保存可能なアルファ化米または飲料水、多目的のロール畳とか毛布、非常用炊き出し釜などを保管しているところでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。私どものほうは室積ですが、一番近いとこというと、光スポーツ公園ということになるんでしょうか。

今後この4カ所のバランスで今、配分してあるということですけども、距離的なことだとか考えるとどうなんでしょう。これもこの4カ所をもう少し分散というか、数を増やすとか、そういうふうなことは考えがありますか。

○委員長

執行部、これ回答できますか。

○仲山委員

あ、そうか。わかりました。これで終わります。

○森重委員

じゃあ、1点だけお尋ねをいたします。

28年度決算審査参考資料39ページのコミュニケーション能力の向上のところの職員バレーン事業、合わせて主要施策の成果についての20ページですね。人事管理のところの職員研修事業というところで、総務の大きな一つのお仕事であります職員の能力開発、質の向上、研修、そのあたりをちょっとお聞きいたします。

行革大綱計画は、26年度から3年間、さまざまにこのバレーン事業を実施されまして、

職員のいろいろさまざまな研修をしてこられたことを、また自分たちが自主的に自己啓発として学んできたことを説明しながらというふうな、そのような特色がある取り組みをされておりますので、3年間以上続けられまして、自主的に参加されている職員の数も多うございますので、今今のところの成果といいますか、どのような効果が出てきているか、また、その取り組みの内容等をちょっとお聞きできたらと思います。

○讚井総務課長

職員バルーン事業についてであります。この職員バルーン事業は、山口県ひとづくり財団セミナーパークが主催する研修を受講した者が、みずから講師となり、若手職員に研修を行うことによって、専門研修の成果を職員へフィードバックし、職員のスキルアップを図るとともに、務める講師自身の職員もプレゼンテーション能力、説明能力の向上も図るということを目的に、議員仰せのように、平成25年度より実施をしているところであります。

28年度につきましては計6回開催をしております。延べ138人の職員が参加をしているところであります。内容は、主要施策についての23ページに具体的に記載をしておりますが、昨年度はひとづくり財団の研修のほか、熊本地震での被災地支援業務に従事した職員も講師となってバルーン事業を実施しており、若手職員の自治体職員としての能力向上、スキルアップにつながったものというふうに認識をしております。

○森重委員

ありがとうございました。やはり講習を受ける制度はたくさんありますし、そういう機会もありますけども、やはり自らが講師側になって訓練を育むということはなかなかないと思いますので、すばらしいお取り組みと思います。

また、今説明の中にありましたように、熊本での被災地での支援業務なんかを、やはり共有するということが非常に大切なことだと思いますので、今後、やはりそうは言っても、組織にどういう人材がいるか、どういう質の高い教育をされているかということが、今後いろんな意味で問われてまいりますので、時代もすごく大きく変化をしていますので、職員に求められる能力も本当幅広く、さまざまなプレゼンもそうですし、またコミュニケーション能力も非常に磨いていかなければ育たないという部分もありますので、行政サイドから行政的感覚という意味からも、この事業をしっかりと今後検証をさせていただきたいというふうに思います。

以上で。ありがとうございました。

○田邊委員

総務部ということで、業務内容が、組織及び職員定数の管理、職員の人事管理、給与に関すること、また職員の研修、福利厚生に関することということ踏まえた上での、総務費トータル34億円で、66ページですね。

○委員長

田邊委員、ページ数をお願いします。

○田邊委員

67ページ、66ページです。決算書のほうです。不用額はこうやって出ていますけど、7,679万円と出ていますけど、数字的には別段問題はないんですけど、総務管理費とかそういう、人事管理費と大きい数字がかなり出ていますけど、実質的に現在の職員、正職員といった者は何名いて、臨時・パートが何名いると、そういった構成をちょっと教えてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○讚井総務課長

光市職員の状況についてであります。平成28年度、正職員384名、それから再任用職員、これが30名、嘱託職員が64名、臨時職員100名、パート職員126名という状況になっております。

○田邊委員

わかりました。384名。臨時・パート・再任用で……。ちょっと待ってくださいね。290名ですか。290名ということですか。（発言する者あり）

○讚井総務課長

嘱託・臨時・パート職員あわせると290名ですね。

○田邊委員

704名の構成で今、回っているということが確認できましたけど、それで、今、不具合みたいな、全体を回すのに弱い部署とか、そういったのがあるんでしょうか。そういうところがどうなんかなと思って、人事とかやっているところなんで、決算ということなんですけど、どうなのかなと思って聞きました。

○讚井総務課長

不具合が生じないように人事配置をしているところであります。

○田邊委員

こういった28年度の政策方針というのが、僕も勉強したんですけど、人事費につきましては、あ、これは持ってないですかね。退職者の減などにより、対前年度比に比べ7.4%減の31億8,995万円といたしました。主要施策成果の5ページの人件費のところには詳細は詳しく載っております。これは一般会計で確かにこういうふうになっております。一番上の段、性質別の人件費のところでは、B引くA。ここでマイナス2億2,400万円の減になっております。

そういったところで、いろいろと総務部のホームページを調べました。そして、こういったのも出ていました。市の臨時・パート職員の登録者。この状況は、いろいろこう

いう決算とかああいったところで、こういったものを反映できるもんなんですか。28年度の実績では、どれぐらいの職員がこれに登録したとかいうのは、今わかりますでしょうか。

○讚井総務課長

ただいま資料を持ち合わせておりません。

○田邊委員

資料がなければよろしいです。そういうことで、いわゆる何というか、今、比率として704人に対して290人の比率は、正職員の比率に比べ、かなり臨時・パートが多いように私は思われるのですが、その辺は、人件費をここで減らした上での正職員をふやすとかいう、そういう考え方というのはいないのかなと思ってですね。

○委員長

田邊委員、決算の中でのどういう問いになるのでしょうか。

○田邊委員

退職者よりは……。退職者を増やす、ここで決算でかけとるんですけど、退職者よりはそういった……。こういったものをやって、人事で正職員を増やすという考え方ができないのかなと思って聞いたわけです。

○委員長

28年度の人事構成についてどのような考えであったかという、決算に対する質問ということで、執行部、回答できますか。

○讚井総務課長

28年度でございますが、職員採用につきまして、退職者補充ということを中心に人事採用のほうを行っております。

○田邊委員

その二次採用の、何というか、28年度で行った二次採用の実績とか、そういうのはどうか、詳しく教えてもらいたいんですけど。

○讚井総務課長

28年度退職者15名に対しまして、採用15名であります。

○田邊委員

15名に対しての15名を採用ということですね。わかりました。

その他、新任採用というのは、28年度ではどれぐらいを採用したんでしょうか。

○讚井総務課長

15名でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。

○委員長

もうよろしいですか。

○田邊委員

はい。よろしいです。

○河村委員

それでは、67ページの一番下。やっと発言できるんですよね。（笑声）顧問弁護士の43万2,000円。朝からずっとあずちよったんですけど、年間14件というお話じゃったんですが、顧問弁護士といえども、本来の弁護業務を依頼すると、別にお金がかかったりするんじゃないかと思うんです。おそらく無料法律相談のような格好の問題じゃないかなと思うんですが、年間14件の中で、実際に相談業務というか、お願いをしたというような件数はどのぐらいあるんですか。（発言する者あり）え。いや、14件ちゅうのは、さっき答えたじゃ。顧問弁護士の委託料で、相談件数が14件あったと。その中で、本当の弁護業務に何件結びついたかねと。

○讚井総務課長

実際の弁護業務には至っておりません。以上でございます。

○河村委員

ちょうどこのときに、おそらく例の老人福祉施設の相談業務があったんじゃないかと思うんですが、つい顧問弁護士に相談をする程度の話で福祉がいうのには、明らかに市の問題点があるから、出発点は五分五分じゃと、こういうふうな答弁があったのよね。いや、本来相談業務があったときには、相手との問題を考えながら、今の交渉内容についての指示があったりするような気がするんじゃないけれども、どうも安直過ぎやせんかね、その中身が。

○讚井総務課長

個々の相談の内容については、総務のほうで把握しておりません。以上です。

○河村委員

顧問弁護士にお金を払ってお願いをしておるといことなんで、市としてのいろんな方向性とかというものはお聞きするということになるのかと思うんですよ。そこから実

際の、それじゃ和解になったり、あるいは訴訟になったりという段階を踏んでいくわけですが、その過程について総務は一切関知をしないで、個別の部署が皆それを当たるといことなの。

○讚井総務課長

そのように考えております。

○河村委員

その上段の損害賠償責任保険106万1,000円というのも、地域づくりがやりよる市民活動の補償金と市民賠償金制度との兼ね合いというのも、どうもちょっとよう理解できんところがあるんですが、どのような住み分けになっちよるんでしょうか。

○讚井総務課長

ここに掲載があります賠償責任保険につきましては、あくまでも市が主催をするということが前提になっております。

○河村委員

例えば。

○讚井総務課長

昨年の支払いの実績でいいますと、地区の運動会で負傷しまして、これが、まあこれは市の主催というわけじゃないんですが、市が所有、使用する、管理する施設での過失による事故ということで支払いをしております。

○河村委員

ちょっとよう理解できん。正しくどこでも市民活動のお金を使うて、そういうときには補償をしよるけれども、あなたの今の言い方をすると、地区の運動会で、例えば、小学校の運動会の運動場そのものに何か瑕疵があつて、その瑕疵による事故が発生したと、こういう話になるけど、具体的にその中身は何じゃつた。

○讚井総務課長

具体的な例といえますか事例は、地区の運動会で負傷されたことに伴うものということなんですが、済いません。この賠償責任保険の内容でございしますが、まず、先ほどのちょっと説明が足りなかつたので、ちょっと説明をしたいと思ひます。

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵によるものによることが、まず1点目。2点目には、市が所有、使用、管理する施設の管理業務遂行上の過失があつた場合。3点目が、自治体としての業務遂行上の過失があつた場合等によるものが、この保険の対象ということになっております。

○河村委員

いやいや、じゃけえ聞いたじゃ。今のケースについては、運動公園の、要は設備とか、あるいは運動場そのものに瑕疵があったのか。あなたが言うたのは、地区運動会で負傷したからという話だけでやね。どこに瑕疵があったんかちゅう話は出ていないよ。

○讚井総務課長

申しわけございません。27年度の起こった事件でありまして、ちょっと私のほうで今整理をしきれていない部分がありました。大変失礼しました。

○河村委員

大体頭の中では整理がつかしました。市が主催する行事あるいはそれ以外であっても、建物とか、あるいは設備とかそういう原因が市に既存するものと、こういう解釈で、それ以外の行事におけるけがとかについては、市民活動の補償制度を利用するということであって、ええんですね。

○讚井総務課長

住み分けにつきましては、ちょっと今のところ、地域づくりのほうの保険との住み分けですが、それはちょっと把握しておりません。

○河村委員

そんなことはないね、絶対に。まあ次にしよう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、69ページの土地借り上げ料。上から7段目、146万3,000円。この市役所の周辺のところでは言われたんだと思うんですが、文化センターの前に大きな駐車場があって、職員の駐車場にもおそらくなっちゃうんじゃないかなと思うんですが、場所を集約して、例えば、2階にするとか、何かそういう管理方法というのはないんですかね。民地をいつまでも借り上げしとかにやいけんというのがようわからんのですが、大体この146万3,000円で、何台分ぐらい借りちよるんですか。それと、今整備の方法についてどんな考えですか。

○讚井総務課長

市役所周辺の用地を駐車場用地として借り上げているものなんですが、47台分を借り上げているところであります。それから、管理につきましては、ほかの職員駐車場と同様に管理をしているところであります。以上です。

○河村委員

例えば、その環境事業課の裏の高就労がおったりするところですが、道路は市道です。のり面についても、狭隘な道路のまま放置をしてあるんですね。大家さんとか地主さんは今ここへお住まいでないんで、あんまりそういうことについての言い分とかというのもないんだろと思うんですが、ちょっと整理をしたら、もう少し集約ができるし、職員について1台当たり何ぼというようなこと、以前あったことがあろうかと思いますが、そのくらいのところで自分の場所をきちっと整理をしてやっていくことが、ずっと未来へこのまま、まあそれは本庁をどっか建てかえたときにはまた別になりますが、このままある限りにおいては、この土地借り上げ料というのが結構な金額になるんで、整理の仕方を考えたら、もうちょっと土地の有効活用になりませんか。

○讚井総務課長

土地の有効活用ということで、今後、情報収集等に努めたいと思います。

○河村委員

それでは、庁舎管理事業のちょっと真ん中辺、汚水集水槽清掃業務委託料300万8,169円。これについてのちょっと中身を教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井総務課長

汚水集水槽清掃業務委託であります。本庁の地下排水槽に係る清掃及び産廃収集処分についてを委託しております。

○河村委員

結構な値段なんですけど、どの程度の産廃、要は、何ちゅうんですかね。集積土ちゅうんですかね。どのくらいの量があるの。

○讚井総務課長

産廃の量については、今資料を持ち合わせておりません。ただ、清掃・産廃収集につきましては年2回、6月と12月に実施をしておるところであります。

○河村委員

通常の合併処理をするときの汚水等の処理、これだけの建物じゃから、それは相当あるんじゃないけども、ただ、年に2回で通常の、要は、収集運搬車で大型の何かが入ってきたというのあんまり記憶にないんで、そんなにかからんのじゃないのかな。何か入札か何かにしてあるわけ、これは。

○讚井総務課長

清掃の範囲なんですけど、先ほど本庁舎の地下の集水槽と申し上げたんですが、そのほ

かにも、本庁舎周辺の側溝であるとか集水桝が17カ所ございます。それと、駐車場にございます側溝の清掃、汚泥の処分等も合わせて行っております。合わせて平成28年度のこの実績の中には、環境事業課のところにございますピットの清掃と処分も含まれております。これは2年に1回行われるものでございます。契約については、随契で行っております。

○河村委員

昨日、今日といろいろ決算を見る中で、わしの感想よ、勝手なね。職員は何しよるんじやろうかと。何かあったときには掃除あるいは業務についても委託をしちよって、最後何か残ったもんがあるんかいなど。今、側溝とか集水桝どうのこうのという話。自治会にあるような側溝とか集水桝ちゅうのは、みんな自分らでやるんよ。何かね、ちょっと違うような気がするし、しかも随契でそういう作業があるちゅうのは、どうも理解に苦しむ。業者でなければできない仕事、地下のそりゃ汚泥が溜まったものを処理するちゅうのはやむを得んわね。環境事業課のあのパッカーのスチームのかけたりするんでも、たしかあれは分離槽ついてない、単なる集水桝のはずじゃからやね。そないにどうこうというものじゃないはずなんじゃけれども、この辺もしっかり気配りをしてもらったらと思います。

それから、そのちょっと下に、窓のフィルム加工委託料11万4,000円ちゅうのがありますが、これはどこの。

○讚井総務課長

総務課の執務室の窓であります。

○河村委員

通常のブラインドがあるんじゃないの。

○讚井総務課長

ブラインドもあります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、その下、公用車の管理事業で、燃料費130万1,304円。たしか一括入札でと、こういう話じゃったと思いますが、単価と、それから主に、要は注入、燃料費を購入しているところがどこですかね。

○讚井総務課長

特にということはありません。公用車を燃料を入れる方の判断で給油のほうをしているところであります。

○河村委員

単価は。

○渡辺入札監理課契約担当課長

28年度におけるガソリンの単価でございますけれども、年度を通じてかなり流動的にはなっておりますが、年度当初の4月分におきましては、レギュラーガソリンの単価が税抜きで109円となっております。それから上昇基調になりまして、年度末の3月分におきましては、レギュラーガソリンの単価は126円となっております。

以上でございます。

○河村委員

社協は、バスの燃料を注入するときに、その高山石油でなきゃいけないのいね。要は、点検とか何とかがついちよるんで、高山で点検を皆やるようになっちゃるんですよ。市のほかの、この燃料費ちゅうのは、どこでついでも燃料は一緒なんですけど、そうは言うても、行きやすいところとか何かそういうものがあったりして、130万円のうち、どっか集中的にあるかなと思うんですけどね。なければいいです。

それから、その下の修繕料。マイクロバスのエンジンだと、こういう話で、最近、もう乗用車とかこういうバス等についても、エンジンが壊れるようなケースちゅうのもほとんどないんで、新しいのを買うほうがええと思いますけどね。急遽ということで、やむを得ん選択じゃったんでしょう。

それから、73ページの職員福利厚生事業の中で、職員交際会交付金、厚生費交付金、主な支出についての説明がなかったんですが、主な支出についての説明をお願いできますか。

○讚井総務課長

職員の福利厚生事業でありますけど、職員の保健体育事業といたしまして、ソフトボール大会の開催、駅伝への参加、ボウリング大会の開催、そのほか市役所の中にはクラブ活動があるのですが、そのクラブ活動に対する助成、それから、保養事業といたしまして、職員旅行の企画等を行っているところでございます。

○河村委員

もう世情が随分変わってきて、昔は大手の企業でも、いろんな福利厚生の中でそういうケースがたくさんありましたが、最近はだんだん廃れていったというか、利用者が少なくなるといようなことで減っていております。この参加人数というのは、ずっと横ばいなんです。

○讚井総務課長

横ばいかどうかという、ちょっと過去のデータは今持ち合わせておりませんが、昨年度の実績でいきますと、ソフトボール大会には97人が参加、駅伝につきましては、これ

は昨年度、雪のため中止になったんですが、一応60人が参加される予定となっております。それから、ボウリング大会につきましては、132名の方が参加いたしておるところであります。

○河村委員

旅行とクラブ活動は。

○讚井総務課長

旅行につきましては、135名の参加がございました。

○河村委員

部活は。

○讚井総務課長

部活動につきましては、合計で6つのクラブがございまして、1つの部当たり7万円の助成ということで補助を行っております。人数については把握しておりません。

○河村委員

何ちゅうかね、福利厚生なんで、6つクラブ活動があつて、7万円あげて、その参加人数わかりませんちゅうのは、福利厚生にならんので、もうちょっとやり方があると思いますし、今380人じゃったですかね、さっきのあれでいくと、正職員がね。じゃあ嘱託とか再任用とかパートとか臨時とかという職員について、該当する者はないんですか。

○讚井総務課長

これについては、正職員のみとなっております。以上でございます。

○河村委員

同数ほどの今の嘱託・パート・臨時という人がおつて、その人らにも同じように何かそういう福利厚生のものであるちゅうんならまだしも、（発言する者あり）と思わん。

○讚井総務課長

本福利厚生事業につきましては、地方公務員法に基づいて実施しておりますものでございまして、対象となるのは正職のみということとなっております。

○河村委員

いや、わかる。あなたの言うことはわかっちゃうで。要するに、正職員の人はいくらこういう福利厚生があつて、そうでない人は何もないんかねと言いはるんじゃないかね。

○讚井総務課長

ただいま申し上げたとおり、地方公務員法に基づいた事業で、これは公費だけで行っている事業ではなくて、職員にもほぼ同じだけ負担をとっておりまして、共済会という互助会を、組織を立ち上げて、そこで運営しているものでございますので、臨時とかパート職員等については、現在のところ入っていないという状況であります。

○河村委員

わかるのよね。要するに、福利厚生というのは、そういう類いのものじゃないんじゃないのと。今、同一労働同一賃金というような話まで出ていく中で、何が、じゃあ嘱託と違うんかとかそういう話になっていったら、それじゃ、そういうものを結成するためにお金を払うて、今、嘱託の人がみんながお金を出して、じゃあこれにと言うたときには、市のほうからも応分の負担をして、それを支援するようになっちょるわけ。

○讚井総務課長

事業者側と職員側で負担をするということになっております。

○河村委員

事業者が、わかっている。そのとおりなんよ。だから、じゃあ嘱託の人とか臨時の人とかがそういうことで、みんなが集まってそういうふうに、じゃあ、みんなで会費を集まって出して、お互いの福利厚生をやろうと言うたときに、正職員と同じように市から応分の負担がありますかと、こういう話を聞くの。

○讚井総務課長

現在のところはございません。

○河村委員

何かね、もうちょっと公平の原則の中で役所ちゅうのは動いちょるもんだと思うんですが、ちょっとそういうふうになっていないような気がしますね。

さっきの防災のところで、85ページ、備蓄倉庫の整備をして、防災用備品を購入をして、食糧費でも600食の購入をしてということで、さっき周防のコミセンの中に米、水、畳、毛布、釜と、こういう話をしたんですが、備蓄をしたり、いろんな非常備品、まあ発電機とかスコップとか、いろんな災害時に利用するようなものがありますが、そういうものは誰が使うんです。

○呉橋防災危機管理課長

発電機等の防災資機材が誰が使うのかという話になりましたけど、それぞれ避難所開設する際には、所管で担当を決めておりますので、その者が発電機の運転などをするようにしております。

以上です。

○河村委員

今の話でいったら、必ずその人がそこへ来るという前提の中で話をあなたしよるんじゃないけど、災害の中におったら、来れんかもわからんじゃないかね。

○呉橋防災危機管理課長

これは、避難所に行くのは個人を当てているのではなくて、所管で担当することになっておりますので、何人かは災害時には出勤していない場合もありますけど、その他の者が行くという対応をとるようにしております。

○河村委員

例えばの話でいきますが、スポーツ公園のレストハウスということになれば、光井地域の自主防災会であるとか、じゃ倉庫に何が入っちゃうかというのを周知をしていなかったら、そこへ行こうとも思わんし、川向こうじゃあるし、山の中じゃあるし、避難をするのには多少の山を乗り越えるような状況が生じるわけですが、要は、利用する側に立ったら、どこへ行ったら何があるというのがわからんにゃ、どうも困ると思うんですよ。従前、あいぱーくの中に毛布が500枚じゃったかな。あったから分けてと、こういう話をしたんですけど、なかなかそこまでにならんかったんですけど、要は、今4つ言うたんで、何が何ぼあるんか。通常3日我慢せいと、こういう話の中で、3日我慢するための物を用意をするのか、そうじゃなしに、3日我慢するが、対象人員の中の1割を用意するのかとか、何か一つの数字の目安みたいなもんがあって備蓄をするんじゃないんですか。

○呉橋防災危機管理課長

この備蓄食糧のアルファ化米と保存水につきましては、基本的には1,000人の人が1日過ごせる量ということで、現在備蓄計画を実践しているところであります。

○河村委員

今、食糧費は600食22万円で購入したんだよね。ちゅうことは、4年分じゃけ、2,400食ぐらいは備蓄ができるのよね。もう年数経っちゃうから。5年目のやつは放出するから。そうすると、個数を分けてやる、それから、毛布とか釜とか畳とかとこういう話がさっきあったけど、畳なんかよりは発泡スチロールとかほかのもの、それから、地域の中でも自主防災会の中で揃えたりするものがあるんで、じゃあ、ないものを買おうかと、こういう話をしたりするわけですよ。要は、ここへ何がありますよというのを、ちゃんと告知をせんにゃいけないのじゃない。

○呉橋防災危機管理課長

特に告知というのをしておりますけど、例えば、どんなものが欲しいという要望があれば参考にさせていただきますし、これは来年以降になります。済いません。

○河村委員

わかりました。ちょっと前回から引き続きになっちよるんじゃけど、要は、600食を買うということは、毎年600食ほど期限の切れるものがあるわけよね。その期限の切れるものを、市の防災訓練とか消防組合がやる防災訓練とかそういうものに使おうとするわけですが、余るちゅう言い方はおかしいけども、全部じゃないわけね、それで。全体のうちの300とか400とかそういう数字になるわけで、そうすると、あと、例えば、200余るとすると、その200の分については、輪番制でちゃんと地域割をして非常食が回るかと。ちゅうのは、今、結構防災訓練の熱が高まって、私の所でもコミセンで年に1回、それから自治会で年に2回、それとは別に、今の市がやる、消防組合がやるという話で、ものすごい数が増えてきちよるんで、数が増えたときに、まあ積極的になんでもかんでも来てくれりゃ何もせんでもええちゅう状態じゃなくて、以外にそこへ食べ物があったり景品があったりすることで来てもらえるのよね。そういった意味じゃ、ある程度当てにするようなものちゅうのがあると、便利がええんだよね。要は、食糧をどういうふうに配りよるの。

○呉橋防災危機管理課長

毎年、備蓄食糧を600食購入しておりますが、当然不要になったものは廃棄、廃棄というか、不要になったものはもう使えませんので、それをどういうふうにするかといいますと、防災訓練であるとか光まつりへのブース出展、そして1月の消防との訓練、こういうことで全てを使わせてもらっています。

○河村委員

そういう話になると、じゃあ具体的に何が何ぼどこへ持っていったと、こういう話を聞かんにゃいけんようになるからね。俺、言うたじゃん。今、11の地域があって、その地域の中でやりよるのを、順番に捕食できんかねと。そうすると、あ、来年は今度うちの番じゃけ、このお金は使わんでええわけいね。そういうやり方はできんかねと、こういう話をしよるんで、それができんちゅうなら、今の消防訓練に何ぼ使うて何ぼ使うてというのをちょっと言うてちょうだい。

○呉橋防災危機管理課長

申しわけありません。その数字は今持っておりません。

○河村委員

何とも言いようがないのう。決算じゃけね、答えて済むちゅうことじゃないんよ。きょうはこれで終わっちゃっけど、次のときにこれで終わるといことはないんでやね。ようあれしよってくださいよ。

その下の防災訓練に行きます。テントの借り上げ料が25万3,800円というのがあるんですが、さっき島田の防災訓練440人参加と、地元のそれに人が参加したとは聞いちゃらんかったんですが、これは全部で440人ちゅう意味ですか。地域の方、今、役割分担

の中で、地域の人を見学者あるいはちょっとした参加をすることがあるんですが、本格的な防災訓練の中で参加してやるというのは、ちょっと難しい面があるんですけどね。ちょっと中身を、実質今、地域の人が何ぼ来てという話をしてもらってもいいですかね。

○呉橋防災危機管理課長

この防災訓練につきましては、地域と防災機関440名が参加しておりまして、地域の人200名、そして、防災機関などが240名でございます。

○河村委員

テントは。

○呉橋防災危機管理課長

テントの数なんですが、テントが16張り、テーブルが44脚、椅子が170脚でございます。

○河村委員

金額的には25万3,800円じゃから、16張りでというのは特段のあれではないんですが、業務に支障のないようにということで、自分らでテントを張れんのじゃろうね。まあええですわ。

その下、大和支所の清掃委託料151万2,000円、宿日直委託料330万5,000円。ちょっと中身を教えてもらっていいですか。

○井上大和支所住民福祉課長

まず、清掃委託料でございますが、これは支所の本館、それから新館全てにわたりますの清掃の費用の合計額ということでございますが、中身につきましては、主に外側の掃き掃除、それから中ではトイレ、廊下、それからカウンター、渡り廊下、それから会議室、そういったものをもろもろの清掃面積を求めまして、それに建設物価より単価を掛けまして、積算をして入札をかけております。

それから、宿日直の委託料でございますが、これはシルバー人材センターのほうに委託をしておりまして、業務内容としましては、先だっても申し上げましたように、自動交付機のメンテナンス、それから、通常当たり前の業務としましては、夜間それから休日に戸籍の届け出を持ってこられた方の受け取り、あるいは、いろんな相談の電話が入ってきますので、その相談を受けてもらって、必要な場合には担当のほうに電話連絡をしていただくというふうなこと。それから、学校開放をしておりますので、その鍵の管理をお願いしております。そういったもろもろのことが主な業務内容となっております。

○河村委員

何人という勤務体制みたいなものはあるんですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○井上大和支所住民福祉課長

清掃委託のほうにつきましては、延べ人数1名ということですとずっとやってもらっております。それから宿日直につきましては、宿直が3名、日直が2名という体制で、ローテーションで勤務のほうをやっていただいております。

以上です。

○河村委員

清掃委託ちゅうのは、1人とかいう……。業者に委託しよるんじゃないなくて、個人的に委託をしよったの。

○井上大和支所住民福祉課長

業者委託をしております。その中で、実働していただいているのが1名ということでございます。

○河村委員

通常はワックスをかけたりするんで、業者でなければできない掃除ということになるわけですが、この今の清掃委託料というのはそうではなくて、通常職員でできるような範疇のところを、要は、どなたか特定の方を選んで、その業者へ発注しよると、こういう話に今聞こえたんですが、そういうことなの。

○井上大和支所住民福祉課長

今回の場合、28年度決算におきましては、支所全体の清掃するべき場所を選定いたしまして、それについて全てを業者委託という形をお願いをしておるところでございます。

○河村委員

何ちて言うたらええんかね。こっちは言葉に詰まってしまうたい。もちろん掃除をせんにゃいけんところを決めて掃除をしてもらうのにね。それじゃけど、さっき説明したので言えば、外側の窓をやったり、内側で言えば、トイレとか廊下とかそういう類いの掃除をすると、こういうふうになんか言っちゃったわけよね。人数はと言うたら、1人ぶちというよりは、特定の人に掃除をしてもらいよりますと、こういうふう聞き取れたら、掃除をする人の人件費は151万2,000円じゃったと、こういう話になるよ。

○井上大和支所住民福祉課長

ほぼそういうふうな計算になってくると思います。

○河村委員

うーん。

○山田大和支所長

先ほどのちょっと説明の不足の点がございますので、私のほうからもう一度、清掃業務についての業務のほうを説明させていただきます。

1人と申しましたのは、一般的にフロアとかトイレを清掃に見える女性の方がおられるんですが、週2回トイレを掃除されに来られるんですが、その方はいつも決まった方が1名いらっしゃいます。それ以外に、委員御指摘のように、ワックスがけとかは業者さんがなさいます。それも休日に入られますので、正式な人数はわかりませんが、3、4名は見えてやっておられると思います。申しわけございません。

○河村委員

おそらく通常の清掃業者による委託なんだろうと思いますが、もう随分古くなった建物ですから、いつまでもというんじゃなくて、そろそろ自分たちで掃除をするような方向性を出さんと、まあまあ建てかえるんじゃけ、別にええんか。そうか。建てかえるんじゃから、余計にもう業者清掃なんか要らんのかな。そのあたりのところはよう考慮して、清掃業務ちゅうのは、もう必要なければ、新しいところでやるようなやり方のほうがええと思いますよ。要らんことですけどね。

決算審査参考資料19ページですね。6月14日の学校給食費、大和学校給食センターの解体工事、条件つき一般競争入札ということですから、おそらく処分場を持っておられるところという意味なんだと思いますが、そういう解釈でよろしいんですか、今この6件については。

○中尾入札監理課長

大和学校給食センター解体工事の条件つき一般競争入札で、委員お尋ねは、処分場を持った業者かどうかということでのお尋ねだと思いますが、この条件つき一般競争入札の条件としましては、工事の種別として、とび・土工・コンクリート工事ということで指定をしておりますことから、とび・土工・コンクリート工事で市に登録がある業者で、入札を行っております。

○河村委員

それから……。

○中尾入札監理課長

あ、済いません。それから施工実績としまして、元請負人として共同企業体の場合は、出資比率が20%以上のものに限るとして、鉄筋コンクリート造または鉄骨造の建物の解体工事を施工した実績を有していることということとしております。

○河村委員

その下の下水道事業費についても、条件つき一般競争入札ということで3件並んでおります。これは、ほぼ同じような業者が並んでおるんですが、同じ日にあったから、通

常は何人ほどここに工事監理者というか責任者がおるかということになるわけですが、ここにある、全部で15社かな。一番下のこれは1,006万円の工事について言うと、例えば、1つとったら、次の工事には参加できん人はおらん、この中へ。

○中尾入札監理課長

この下水道の工事の入札でございますけれども、この入札に関しましては、工事先抜け方式というのを行ってございまして、初めに入札した工事を落札した業者の方は、次に実施する入札には落札できませんよということを付して入札を行っております。ですから、1つの業者がこの3つの工事をすべて落札できるということにはなりません。

○河村委員

いや、わかるんですが、例えば、時間軸がどういうふうになっちゃったかちゅうのはわかりませんが、最初の工事であれば、1,652万円の文本工業さんが落札をしたんですね。それで、次の工事にも文本工業さん入っちゃうし、次の（タケモトカイサン）も、またその次の工事まで皆指名が入っていますけど、要は、工事責任者というのは、例えば、落札してから完成検査を受けるまで成約がかかるとか、そういうあれはないの。

○中尾入札監理課長

この入札の条件として、工事の責任者の現場代理人につきましては、工事が終わるまでは、現場に常駐しなければならないということになっております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○呉橋防災危機管理課長

大変申しわけありません。先ほどの防災訓練の参加者人数なんですが、私、地域の方が200人、防災組織が240人と申し上げましたが、逆でありまして、地域が240人、防災組織が200人でございます。申しわけありませんでした。

○河村委員

その下の公園整備事業費、室積市場公園便所設置工事。これも条件つき一般競争入札なんですが、誰か。吉岡さんか。2件、今言うたような条件つき一般競争入札じゃから、来る、来んは別にして、例えば、参加資格がある業者の数が何件だったのか。それから、まあまあ地元ということであれしちやっただんかどうかわかりませんが、99.7%ですからね。4万円ほど外してしちやっただんじゃが、しかもこれ入札回数2回って書いちゃうな。ちょっと、これ中身を教えてくれる。

○中尾入札監理課長

室積市場公園便所設置工事の条件付一般競争入札でございますけれども、条件としましては、工事の種別として建築一式工事として、業者の等級としましては、BC等級と

しておりまして、市内業者ということで、建築の業者でございますので、業者としましては11業者ございます。それから、施工実績を付しておりまして、元請負人として木造鉄筋造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事を施工した実績を有していること。それから、建築工事は建築物の新築、増改築は、または改修工事をいい、修繕、模様替えは含まないということの条件を付して入札を行っております。

それで、入札に参加されたのが2業者ございまして、入札執行の状況としましては、一般競争入札で2回入札をしております、2回目で落札をしております。

入札については、一般競争入札、1回目の応札では入札比較価格に達しておらず、2回目での応札で落札をしたということになっております。

○河村委員

ここに書きちゃるとおり、市内で11業者が参加資格があったが、2業者しかない。1回目は不落札になったんでということなんじゃけど。これは、予定価格は事前公表じゃないんかいね。全くなし。2件で応札をして1回目、不落札じゃったら、再入札とかそういう話にはならず、そういう規約とか規定があるわけ。ちょっと、その規定を教えてください。

○中尾入札監理課長

入札が事後公表の場合には、入札を3回執行するということになっております。

○河村委員

事後公表と事前公表とその差はなんです。

○中尾入札監理課長

1,000万円以上の工事につきましては、事後公表としております。

○河村委員

どうも、従前からのあれを見ると、古谷さんも吉岡さんも、何かどっちも土木業者のような気がするんじゃけど、まあまあ持ちちょっとんなら、しょうがないよね。

それから、その下の7月の下水道事業費の中のこれ字が小さいんですけど、三輪污水中継ポンプ場なんかな。近藤商事さん、これも条件つき一般競争入札なんですけど、対象とされる業者が何件あります。

○中尾入札監理課長

対象業者は94社でございます。

○河村委員

94社あって、1件でしかも82.1%、下限というようなことになるんですが、どうしてかと言われてもどうしようもないがね、それは。これは今のポンプ場ということですか

ら、ポンプの取り扱いをしたりするところということになるんですが、工事实績を近藤商事さんというのは持ちちよってんですか。

○中尾入札監理課長

この入札に関しましては、施工実績を持っておられます。

○河村委員

一番最下段の大田集落道建物調査業務委託ということで、6件か、これは指名競争入札なんですか。

○中尾入札監理課長

これは指名競争入札でございます。

○河村委員

農道整備の場合には、立ち退きとかいうのはかからないとか、地元の協力があって初めて道路工事をやるというのが前提じゃったと思いますが、これはわざわざその建物の調査をせんにゃあいけん物件があって、その先のことはわかりませんが、その解体を市のほうでやるというような恐らく建物調査ちゅうのはそういう意味じゃろうから、そういう今の農道の基準とかというのはないの。あなたら、まあ、言われたら仕事しただけかもわからんけど。

○森重副市長

総務文教委員会の所管と異なっておりますので、私からお答えをさせていただきます。

農道の整備については、地元からの要望に基づいて、複数の受益者がある場合に実施するわけであり、その前提となるのは地元の同意が得られたことですが、もともと、大田集落道につきましては、随分昔から御要望があったところで、改めて地元から要望があったことから、この事業を進めようとするもので、どうしても、その工事を進捗していく上で支障となる物件等がございましたことから、こうした委託業務を発生したものでございます。

以上でございます。

○河村委員

前提条件が崩れると全てが崩れてしまうんで、そういうことがないように取り計らいをしていただかないと、どうも入札のほうは言われたからやるという、その発想じゃなくて、待てよと。農道で何でこんな建物調査せんにゃあいけんかぐらいの気配りもぜひお願いしたいと思います。

それから、次のページの学校管理費、周防小学校、それから光井小学校も防水等改修工事というのがありますが、光井小学校のほうは3件、条件付一般競争入札ということなんで、周防のほうは4件ということなんですが、参加資格は何件あったんですか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○中尾入札監理課長

業者の数でございますけれども、光井小学校が7業者、それから周防小学校が8業者となっております。

○河村委員

光井小学校のほうは、2回入札をしたからというのもあるんでしょうが、98.8%、結構大きい業者がとって、しっかりした管理の中でやられたと思います。例えば、周防小学校のほうですが、まあ、恐らくBということで最後4番目に業者が入ってきたんだと思いますが、まさかとは思いますが、下請で登録するようなことはなかったですよ。

○中尾入札監理課長

入札監理課では、下請の情報についてはまでは把握をしておりません。

○河村委員

工事をするとき、下請の届けとかそういう類ちゅうもんはないの。

○中尾入札監理課長

それは、所管課のほうでの対応になろうかと思えます。

○河村委員

いわんとすることはわかるんですが、時盛さん、末延さん、中林さんというところに、おおつかさんとこういう話が来ると、その明らかに異業種の人が入ってきたわけね。そうすると、実質的なこういう防水工事とかというのは、この異業種の人が本当の施工業者のように見えるのいね。

これ一般競争入札だから、8者あるんだから、出るのは勝手じゃからとこういうふうに関係するんじゃないけれども、もうちょっと工夫が要るんじゃないかなと。届けは所管のほうでやるのかな。うん。まあええです。またにしましょう。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○河村委員

消防施設費、8月30日の中岩田地区の防火水槽、東地区の防火水槽695万円と633万円なんですけど、同じ業者が落札をしております。落札率も恐らく同じなんですけど、これは一般競争入札じゃないから、指名だということなんですけど、上の業者とほぼ同一なんですけど、同じ、しかも消防、防火水槽じゃからということなんですけど、何かこう指名したあれをもうちょっと教えてもらっていいですか。

○中尾入札監理課長

この工事の指名につきましては、予定金額が500万円を超えておりますことから、工事業者のランクは、Cのランクということで業者を指名をしております。

○河村委員

Cランクで同一日でというようなことでいくと、さっきあったようなその選定方法ちゅうんならわかるんですが、メンバーを選定するに当たって、これは中岩田で、東地区ちゅうのは、どちらも大和ですよ。そこで、大和地域の方というようなことではないんですか。

○中尾入札監理課長

この工事の指名で、大和のということですが、大和の業者さんでCランクに登録されている2業者さんは、どちらにも含んでおります。Cランクの大和の業者さんは、この指名をしている2業者さんだけでございます。

○河村委員

三輪建設と……。

○中尾入札監理課長

田中建設です。

○河村委員

田中建設ちゅうのは、そうなの。わかりました。どこがとるかちゅうのは、そのときの話やから、この金額では、今の現場責任者というようなことではないのよね。1,000万円以上やったんかな、何ぼ以上かいね。

○中尾入札監理課長

条件を付しているのは、1,000万円以上の工事のときに付しております。

○河村委員

わかりました。9月27日の一般管理費、庁舎空調設備改修工事、条件付き一般競争入札、三電と中電工なんですけど、対象業者は何件ぐらいありましたか。

○中尾入札監理課長

6者となっております。

○河村委員

10月6日の道路新設改良費、虹ヶ浜4号線外1路線舗装整備工事ということで、3者のこれは、指名ですか。

○中尾入札監理課長

指名で行っております。

○河村委員

これは、その何で、3者なんです。もっとランク的に言うたら指名できそうなものですが、3者にしたほうがいいのか、しなければいけないとか、何かそういうものがあったんでしょうか。

○中尾入札監理課長

これは、光市建設工事指名競争入札に関する要綱第5条に規定する指名基準の運用基準の中で、その他の工事で設計金額が500万円以下の場合、指名業者数は3業者以上ということになっておりますことから、この3業者を指名したところでございます。

○河村委員

いや、3以上なんじゃから、通常6者とかというのが普通なんじゃけど、何で3業者にしたんですかと。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中尾入札監理課長

工事につきましては、3業者ということで実施をさせていただいているところでございます。

○河村委員

くどくて申し訳ないんですけど、だから3業者でやったのはわかるんですが、こう全体的に見渡してバランス、要は機会均等の話とかいうことを含めて、バランスにもうちょっと配慮をせんにゃいけないのではないのかなと。地域の特性であるとか、あるいは金額の面で、できるだけ参加機会を増やしてあげることが大事だとか思うんですね。

こういうふうになくなったときに、金額的には大した金額じゃありませんが、99.4%というような数字が出てくるのいね。だからそういうことも配慮をしながら、通常は6者で入札をするというような、自分のところの何かこう案分率とかいうか、ものを持ったほうがええと思いますよ。あんまり一人で長うやっても……。

○森重副市長

今の河村委員の御指摘にお答えをいたします。本市では、公平公正を原則にし、受注機会を公平にするために、要綱でそれぞれ金額に応じて指名の数については定めているところであります。河村委員が御指摘の、今虹ヶ浜6号線につきましては、先ほど課長から説明をさせましたが、その他の工事という区分になりますから、200万円未満については3者というふうに定めているわけで、通常の工事であればこれが5者になるわけですから、光市としてこの要綱に沿って適切に取扱っているということは、御理解をい

ただきたいと思います。
以上であります。

○河村委員

さっきの話では、500万円以下は3業者以上とこういう話でありましたが、今の話でいくと200万円以下は3社だとこういう話があるんなら、まず前提条件として、入札するに当たって、こういうものというのほどこかで公表しちゃうんじゃないかだね。その公表したのものについては、資料を出してもらったら、いちいち聞かんでもええわけだね。何でそういうことをせんのか、私にはようわからん。特に入札についてはなかなか聞きにくいという面もあるんで、そういう意味じゃ200万円以下については、もう3者なんですとこう言われたら、ああ、そうかいと。それで済む話だね。決まっちゃるならね。そのあたりのところは、ちょっとよう書いたものをくれたら、違うときには、何で違うんかという質問もできるんでですね。

あんまりやってもあれですが、22ページの1月31日、現年度耕地災害復旧費、条件付き一般競争入札ということで、3者が入っておりますが、対象が何者じゃったのか。それからたしか従前のこれ伊保木線じゃったと思うんですけど、伊保木線の工事は、たしか時盛さんが施工をしちゃったような気がするんじゃないけど、要するにあれだけの大きな災害じゃったから、全くそういう工事実績についての考慮とか、そういうものについてはなかったわけですね。

○中尾入札監理課長

施工実績については、求めておりません。

○河村委員

何者だったの。

○中尾入札監理課長

10者でございます。

○河村委員

通常であれば、従前の施工業者がその辺の地形とか熟知しているということもあるんで、工事がしやすいという面はあろうかと思えます。そうは言うても公平な入札というのは、前提条件ですから、それはそれではないと思えます。

その下の、道路新設改良費光駅跨線橋補修事業代替駐車場整備工事、134万円、これ4者で。200万円以下は3者なの。そりゃ関係ないん。その下の、河川費で三輪海田地区水路整備工事164万円、これは5者で。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

23ページの中ほど、4月28日、清掃総務費、海岸清掃業務委託一般競争、673万円は、ワーカーズコープかな、1者だけですが、これはどういうふうに解釈をすればいいんですか。一般競争じゃから、要は参加資格あるいは条件等について、1社しか参加できないような条件がついちよったちゅうことなんです。

○中尾入札監理課長

この委託は、一般競争入札で行っておりますけれども、これは業務委託で、道路公園海岸森林等の清掃管理に登録されている38業者が対象業者でございます。

○河村委員

38件があるということですが、要は海岸清掃の、海岸の清掃機があるね、それを使って掃除をすることじゃからということで、ほかの業者が応募できない状況があったんでしょうか。そうじゃない。ほかに注文はついてなかった。ほかに注文ついちよらんなら、注文ついちよらんでええよ。

○中尾入札監理課長

これは条件としましては、ビーチクリーナーは大型特殊自動車免許、クローラー式キャリアダンプは、不整地運搬車技能講習修了と、バックホウは車両系建設機械運転者の資格が必要であり、業務委託期間開始の2週間前までに自宅業務必要な人員を確保できるものとしております。

○河村委員

恐らくそうであろうと、車庫等の状況を見ても、もう自分で使いよるところじゃから、ある意味で言うたら、入札になじまんのじゃないかね、こういうものは。1者しか応募がなかったということも捉えても、ワーカーさんがやりよる、そういうビーチクリーナーの保管車庫等にいろんなものがあつたりとかいうようなことがあるような気がせんでもないんで。まあええです。

次のページの6月7日学校管理費、小学校遊具、古川文具、田中建材、三知、ムネスエ、光スポ、まるき、奥アン何とかとこうあるが、入札をするに当たって、文房具店とかスポーツ店とかということで、何じゃったんですかね、工事がついちよるようなもんじゃなくて、単なる物品納入なんですか。（「わからんの」と呼ぶ者あり）

○中尾入札監理課長

すいません、資料を持っておりませんので、あと確認してお知らせいたします。

○河村委員

はい。25ページの中ほど、衛生費雑入、平成28年度第2期古紙類売買契約一般競争入札ということで、予定価格よりも落札価格、金額のほうが大きかったわけですが、おそらく2件しかないんじゃないんじやろうと思いますけども、これは何ですか、単価の設定がまずか

ったんでしょうか。その後の3月7日、衛生費雑入ということで、同じおそらく入札があります。そのときにも同じように、予定価格は単価をしておりますが、前回落札金額が、通常ならこの予定価格にこんなにやいけんの、なぜそのまま、古いままここに残ってきたのか、ちょっと説明を。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中尾入札監理課長

先ほど、小学校遊具のところでの御質問でございますけれども、業者の選定についてですが、これは物品の学校用品、体育用品ということで、市内登録業者であることと、県内に営業所等含む業者ということで、それから実績を有することということで、8業者ございますので、これを指名をしております。

○河村委員

体育用品とこう言われましたが、工事がついてるもんじゃなくて、何これ。それで、例えばね、文房具屋さんとかスポーツ用品ならええけど、これ田中材ちゅうのは田中建材やろ。建材屋さんがそういうところに入るちゅうのも、どうもようわからんのやけど。
(発言する者あり) いやだから物はなんですか。

○中尾入札監理課長

すいません、把握できておりません。

○河村委員

入札じゃけえ、物がわからんで入札ちゅうことはありえんから。まあそういうところもよく加味して、仕事してください。

決算の93ページ、選挙費。最近選挙で即日開票をしないところというのが少しずつできております。翌日開票にすると、その分経費が浮くから、特に市議会議員とか町議会議員とかというケースは、翌日開票というところが今出てきよるらしいんですが、そのあたりのところは、何か費用計算みたいなものはされたことがあるんでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

当日開票、翌日開票について、具体的に費用の計算をしたことはありませんが、国の執行経費でいいますと、当日開票経費、当日が休日である場合に開票する場合の経費と、翌日平日のときに開票するときの経費につきましては、翌日平日に開票するときの経費のほうが安く設定をされております。職員の確保等のことも考えまして、あと国の選挙等でありましたら、結果を早く求められるといったこともありますので、当日の開票を行っております。

○河村委員

従前はそういうことであつたと思いますが、よそでそういうケースが少しずつ出ていることは、何か検討に値するものがあるんだとこう思います。仕事の参考にしていただきたらと思います。

それから95ページ、参議院選挙の選挙広報配布委託料1番上段80万9,840円、市長市議会議員選挙の下から2段目、80万5,720円、これの根拠を示してもらっていいですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

参議院議員選挙のほうの選挙広報配布委託料につきましては、40円の2万246世帯、それから市長市議会議員選挙のほうの選挙広報配布委託料につきましては、40円の2万143世帯ということで、こちらの金額となっております。

○河村委員

参議院のほう、ちょっともう一回世帯数言ってください。

○松村選挙管理委員会事務局長

参議院のほうが、2万246世帯です。これで80万9,840円となっております。

○河村委員

昨日の話でもあつたと思いますが、2万3,000世帯あつて、2,800世帯ぐらい、市議員も参議院選挙も、実は選挙広報がいつてないということになるわけです。そのことについては、特段のあれはない。単に実績だけ。調査員を通して配布ができるという、結果として配布したという実績だけが求められちよるの。

○松村選挙管理委員会事務局長

選挙広報につきましては、市内の有権者の各世帯に配るといったことが求められておりますので、有権者の全世帯に配る必要があると考えております。

現在、一番そういったことが可能な配布方法として、市広報調査員にお願いをして配布のほうをしております。あとは、ほかの手段としまして、コミュニティセンターでありますとか、出張所とか、あと、投票所のほうに選挙広報を配置しております。

○河村委員

選挙広報というのは、選挙が始まってから作るもんじゃから、何日か経たんにやできんわね。なおかつ3,000近い世帯に届かないという実態を、どういうふうに解消しよつてわけ。

○松村選挙管理委員会事務局長

今、申しましたような、公共施設に選挙広報を配置するとか、あとは投票所に配置をする。それから広報の郵送で送られている世帯について、選挙広報についても郵送しているというような形で、補完方法をとっているという状況です。

○河村委員

そうすると、選挙公報は何件ぐらい郵送しよるの。

○松村選挙管理委員会事務局長

郵送については、3世帯ぐらいの数です。

○河村委員

恐らく、私は、広報もそれから選挙公報も郵送があると思うちょっとわけですが、郵送はないと言うて、昨日は答えたわけで、残った二千何世帯について、求めがあれば郵送するの。

○松村選挙管理委員会事務局長

現在のところは、求めがあれば郵送する対応はしたいと考えております。ただ、今の2万3,000世帯と、広報の配布世帯との把握の仕方なども多少は違っているのかなというふうには考えております。

○河村委員

2万3,000世帯というのは、実際に住民票があって、生活をしている人の数ということでしたから、間違いないと思いますよ。

本来、市としたら、そういった所へどうやって公報を届けようかというのが、一番頭痛の種になっているんで、できるだけ、自治会を作って増やして行って、そういう世帯をなくそうという努力をすとかというんならともかく、郵送という手段があるわけですから、郵送してもろうてもええいね。もしも、そういうふうにはない場合には、郵送するという事で了解をしました。

それから、最後になります。済いません。177ページ、消防費。ごめんなさい179ページです。消火栓の修理とか、新設工事とかこういうのがあるわけですが、なかなか消火栓そのものを、訓練やなんかを使うことが通常できません。消火栓を使うことで、濁り水等が出るんでできないわけですが、消火栓の修理をしたりするときに、あわせて放水訓練というか、何かそういった類いのものというのはできるんでしょうか。

○中倉消防担当課長

消火栓の修理工事にあわせて消防訓練を実施するというお話でございますが、消火栓は、道路周辺でございますので、道路の占有とかいろんな諸問題がありますので、なかなか難しいと考えます。

○河村委員

最近埋設消火栓とか、形の違うものもあるんで、取り扱いがわからないケースとかいうのがふえているような気がするんで、それに再々起こることもない、使うことでもないわけですが、何かの折には、ぜひ使えるような体制づくりが要ると思うんですが、

どんなですか。

○中倉消防担当課長

今のお話が消防団員ということでありますと、消防本部に消火栓を設置しておりますので、その訓練ができます。住民ということでありますと、消火栓は水圧もございませぬので、事前の訓練とかが必要になろうかと思ひますので、すぐすぐには、消火栓を使うことはできなぬと思ひます。

○河村委員

ということは、消防署に、消火栓の、普段訓練用のがあるということであれば、それを体験するということができるわけですね。

○中倉消防担当課長

体験は可能ではあります、先ほども申しました、諸問題ということで、例えば消防隊が現場到着した際の消火栓の取り扱いなどの問題が発生してまいらぬと思ひますので、そのあたりで御理解いただければと思ひます。

○河村委員

終わります。

○田邊委員

総務部全体の課ごとの時間外と、時間と人数をよろしくお願ひします。

○讚井総務課長

総務課についてお答え申し上げます。職員数8名で2,557時間でありませぬ。

○呉橋防災危機管理課長

防災危機管理課におきましては、対象者が2名おりまして、年間の時間外が955時間でありませぬ。

○中尾入札監理課長

入札監理課は、対象者数が3名おりまして、時間は211時間となっております。

○亀山監査委員事務局長兼公平委員会事務局長

監査事務局、公平委員会事務局、対象職員は2名ありますが、28年度時間外はございませぬ。

○松村選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局は職員、28年度1名で、年間が199時間です。

○委員長

執行部はまだ答えてない。大和は。

○井上大和支所住民福祉課長

濟いません。今、手元に数字を持ち合わせておりませんので、今すぐお答えすることはできません。

○委員長

後ほどお知らせいただくということによろしいですか。

○井上大和支所住民福祉課長

はい、わかりました。

○委員長

田邊委員、よろしいですか。

○田邊委員

後ほどよろしく願います。ありがとうございます。

討 論

○田邊委員

認定第4号平成28年度光市一般会計歳入歳出決算、総務部所管分について反対をいたします。

主要施策の5ページをお願いします。

人件費についてですが、人件費の内訳は退職者減による2億2,400万円の減ということになってはおりますが、先ほど、質疑したうちには704人の職員が市役所におりまして、そのうち臨時、パート、再任用、その方の人数は290名、計算上40.9%となります。

直近の広報に光市公共施設等総合管理計画などが載っております。それがありますので、これはインフラ整備など、またそんな老朽化整備などで、今後対策していかないと、これはインフラ整備など、またそんな老朽化整備などで、今後対策していかないと、この観点から、計画の推進に当たっては、各それぞれの部署により、新設な部署を設けないといけない、また、着実な推進に向けては、市の職員について研修等により、また、専門分野の職員の育成に努めますということが、文言が入っております。

そういった意味合いでは、これからは若い優秀な人材を光市において育てていく必要があると私は強く思います。そういった意味で反対討論とさせていただきます。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」